

官報 号外

令和元年十一月十五日

○第二百回参議院会議録第四号

令和元年十一月十五日(金曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第四号

令和元年十一月十五日

午後一時開議

第一 ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(衆議院提出)

第二 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介

一、日程第一より第五まで

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

議席第五百五十六番、比例代表選出議員、浜田聡さん。

〔浜田聡君起立、拍手〕

○議長(山東昭子君) 議席第十二番、選挙区選出議員、埼玉県選出、上田清司さん。

〔上田清司君起立、拍手〕

○議長(山東昭子君) 日程第一 ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案
日程第二 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案
(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長そのだ修光さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔そのだ修光君登壇、拍手〕

○そのだ修光君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案は、国の隔離政策により、ハンセン病患者家族等が、偏見と差別の中で、

新議員の紹介 ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案外一件 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

ハンセン病患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等、長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたことに鑑み、ハンセン病患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に關し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病患者家族等の名誉の回復等について定めようとするものであります。

次に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、ハンセン病問題解決の一層の促進のため、名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病の患者であつた者等の家族を加えるとともに、国立ハンセン病療養所における医師等の兼業に関する国家公務員法の特例を設ける等、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長盛山正仁君より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

賛成	二百三十四
反対	二百三十四
○	

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 日程第三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

日程第四 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長水落敏栄さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔水落敏栄君登壇、拍手〕

○水落敏栄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に對する令和元年八月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、住居手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、初任給を含む若年層に限り俸給月額を引き上げる理由、人事院勧告制度の在り方、国家公務員の働き方改革、適切な定員管理、人事評価制度の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 国会議員の秘書の給与等に関する法律案

二

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本維新の会の高木委員より両法律案に反対、日本共産党の田村委員より一般職給与法等改正案に賛成、特別職給与法改正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職給与法等改正案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百十六

反対

十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百二

反対

三十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 日程第五 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員

長北村経夫さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北村経夫君登壇、拍手〕

○北村経夫君 ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、今回の法改正が自衛隊の人材確保にもたらす効果、自衛官の生活・勤務環境及び諸手当の現状、自衛隊の災害派遣に係る処遇改善の必要性等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百十五

反対

十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) この際、日程に追加して、

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員

長松村祥史さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松村祥史君登壇、拍手〕

○松村祥史君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、政府職員の給与改定に伴い、議員秘書の給料月額の一部及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定しようとするものであります。

委員会におきましては、日本維新の会の東理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百十六

反対

十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時十八分散会

懲罰委員

辞任

高橋はるみ君

補欠

世耕 弘成君

宮崎 雅夫君

関口 昌一君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

高橋はるみ君

補欠

世耕 弘成君

宮崎 雅夫君

関口 昌一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国家基本政策委員会

理事 岡田 広君

理事 野上浩太郎君

理事 芝 博一君

理事 片山虎之助君

懲罰委員会

理事 尾辻 秀久君

理事 武見 敬三君

同日政治倫理審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 野上浩太郎君 (岡田直樹君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ストックホルム合意と拉致問題に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一七号)

内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書(東徹君提出)(第一八号)

北朝鮮籍と見られる漁船のわが国のEEZ内での違法操業に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第一九号)

政治資金規正法上の暗号資産の取り扱いに関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第二〇号)

安倍総理の国会における答弁姿勢に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第二一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

安倍首相による日朝首脳会談構想に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一号)

幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第二号)

安倍政権の拉致問題解決に向けた基本方針に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三号)

河野前外相の外遊に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第四号)

拉致問題における仮想現実(VR)を利用した啓発活動に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第五号)

気候変動のような問題はセクシーでなければならぬという小泉環境大臣の発言に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第六号)

文化庁のあいちトリエンナーレへの補助金不交付措置に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第七号)

無人機による戦略爆撃に対するわが国の石油備蓄施設の抗堪性に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第八号)

国連決議違反の北朝鮮のミサイル発射に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第九号)

外国人材の受け入れ・共生のための対応策に関する質問主意書(田島麻衣子君提出)(第一〇号)

去る十月十日比例代表選出議員立花孝志君は、公職選挙法第九十条の規定により退職者となった。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可した。

予算委員 渡辺 喜美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可した。

東日本大震災復興特別委員 渡辺 喜美君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

未成年者の喫煙対策及び受動喫煙対策に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第二二号)

中距離核戦力(INF)全廃条約の失効に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第二三号)

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験の実施主体の役職員に関する質問主意書(古賀之土君提出)(第二四号)

抗菌薬の安定供給に関する質問主意書(古賀之土君提出)(第二五号)

同日議長は、議長就任に際し、ジェラール・ラルシェ・フランス共和国上院議長より祝辞を接受した。

同日議長は、ジェラール・ラルシェ・フランス共和国上院議長宛議長就任に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

去る十月十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員 大門実紀史君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(閣法第五号)

肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

景気判断の下方修正に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第二六号)

去る十月十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員 小野田紀美君

有田 芳生君

伊藤 孝恵君

田村 まみ君

里見 隆治君

竹谷とし子君

伊藤 岳君

吉良よし子君

古賀 之士君

山本 博司君

岩渕 友君

平木 大作君

里見 隆治君

松山 政司君

小野田紀美君

国民生活・経済に関する調査会委員 藤木 眞也君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 福岡 資磨君 (高橋克法君の補欠)
理事 三宅 伸吾君 (長谷川岳君の補欠)
理事 山田 修路君 (山下雄平君の補欠)
理事 森 ゆうこ君 (足立信也君の補欠)
理事 浜田 昌良君 (谷合正明君の補欠)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)
デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。

安倍首相と日朝首脳会談に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二十七号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
二日酔いが病気であるか否かに関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第一一号)
消費税率のあり方に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第二二号)
キャッシュレス支払いに関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第三号)

未批准のILOの基本条約(第百五号・第百十一号)の早期批准に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第一四号)
自律型致死兵器システムに関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第一五号)
ガスタービルの承認に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第一六号)

ストックホルム合意と拉致問題に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一七号)

内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書(東徹君提出)(第一八号)

北朝鮮籍と見られる漁船のわが国のEEZ内での違法操業に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第一九号)

政治資金規正法上の暗号資産の取り扱いに関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第二〇号)

安倍総理の国会における答弁姿勢に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第二一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出安倍首相による日朝首脳会談構想に関する質問に対する答弁書(第一号)

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問に対する答弁書(第二号)

参議院議員有田芳生君提出安倍政権の拉致問題解決に向けた基本方針に関する質問に対する答弁書(第三号)

参議院議員有田芳生君提出河野前外相の外遊に関する質問に対する答弁書(第四号)

参議院議員有田芳生君提出拉致問題における仮想現実(VR)を利用した啓発活動に関する質問に対する答弁書(第五号)

参議院議員熊谷裕人君提出気候変動のような問題はセクシーでなければならないという小泉環境大臣の発言に関する質問に対する答弁書(第六号)

参議院議員熊谷裕人君提出文化庁のあいとりエンターレへの補助金不交付措置に関する質問に対する答弁書(第七号)

参議院議員熊谷裕人君提出無人機による戦略爆撃に対するわが国の石油備蓄施設の抗堪性に関する質問に対する答弁書(第八号)

参議院議員熊谷裕人君提出国連決議違反の北朝鮮のミサイル発射に関する質問に対する答弁書(第九号)

参議院議員田島麻衣子君提出外国人材の受け入れ・共生のための対応策に関する質問に対する答弁書(第一〇号)

去る十月十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

滝沢 求君	河井あんり君
松山 政司君	小野田紀美君
古賀 之土君	伊藤 孝恵君
徳永 エリ君	磯崎 哲史君
福山 哲郎君	有田 芳生君
増子 輝彦君	田村 まみ君
平木 大作君	里見 隆治君
山本 博司君	竹谷とし子君
井上 哲士君	吉良よし子君
岩淵 友君	大門実紀史君

決算委員

辞任 補欠

伊藤 孝恵君	古賀 之土君
竹谷とし子君	山本 博司君
吉良よし子君	岩淵 友君

議院運営委員

辞任 補欠

河井あんり君	滝沢 求君
里見 隆治君	平木 大作君

懲罰委員

辞任 補欠

小野田紀美君	松山 政司君
--------	--------

同日議員から次の質問主意書が提出された。

令和元年台風第十九号による災害に対する激甚災害の指定措置の内容に関する質問主意書(小沼巧君提出)(第二八号)

台風第十九号における災害救助法等の対象拡大および遡及措置に関する質問主意書(小沼巧君提出)(第二九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

未成年者の喫煙対策及び受動喫煙対策に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第三号)

中距離核戦力(INF)全廃条約の失効に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第三二号)

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験の実施主体の役職員に関する質問主意書(古賀之土君提出)(第三四号)

抗菌薬の安定供給に関する質問主意書(古賀之土君提出)(第三五号)

景気判断の下方修正に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第三六号)

同日議長は、議長就任に際し、ムスタファ・シエントプ・トルコ共和国国民議会議長就任に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

去る十月十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

河井あんり君	滝沢 求君
磯崎 哲史君	徳永 エリ君

議院運営委員

辞任 補欠

滝沢 求君	河井あんり君
-------	--------

国会における各会派に対する立法事務費の交付
に關する法律の一部を改正する法律案(東徹君
外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
の一部を改正する法律案(東徹君外一名発議)

(参第一二五号)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(東徹君
外一名発議)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案(東徹君外一名発議)

公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君
外一名発議)(参第一五五号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

安倍首相と日朝首脳会談に関する質問主意書
(有田芳生君提出)(第二七号)

令和元年台風第十九号による災害に対する激甚
災害の指定措置の内容に関する質問主意書(小沼巧君
提出)(第二八号)

台風第十九号における災害救助法等の対象拡大
および遡及措置に関する質問主意書(小沼巧君
提出)(第二九号)

去る十月二十二日、即位礼当日賢所大前の儀及び
即位礼当日皇靈殿神殿に奉告の儀に議長、副議長
及び事務総長が参列した。

同日即位礼正殿の儀に議長、副議長、常任委員
長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情
報監視審査会会長、政治倫理審査会会長、議員及
び事務総長並びに法制局長が参列した。

去る十月二十三日内閣総理大臣から令和元年七月
二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰
上補充による当選人について通知書を受領した。

浜田 聡君 (立花孝志君退職によ
る)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

経済産業委員
辞任 高橋はるみ君 補欠 末松 信介君

国土交通委員

辞任 末松 信介君 補欠 高橋はるみ君

同日議長から次の質問主意書が提出された。
即位礼正殿の儀に合わせて実施された恩赦に關
する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第三三六号)

台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対
応に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第三
七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
災害救助法の適用に関する質問主意書(塩村あ
やか君提出)(第三〇号)

国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島の北方四島
に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第三一
号)

サイバー攻撃に対処するための自律型兵器シス
テムの活用に関する質問主意書(熊谷裕人君提
出)(第三二五号)

政府における国会議員の質問通告の取り扱いに
関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第三三三
号)

宇宙空間における自衛権行使に関する質問主意
書(熊谷裕人君提出)(第三四四号)

幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤り
に関する再質問主意書(吉川沙織君提出)(第三
五号)

去る十月二十四日議長において、常任委員を次の
とおり指名した。

財政金融委員 浜田 聡君

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

経済産業委員
辞任 末松 信介君 補欠 高橋はるみ君

国土交通委員
辞任 高橋はるみ君 補欠 末松 信介君

同日議長において、次のとおり特別委員の補欠を
指名した。
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

補欠 船後 靖彦君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。

内閣委員会

理事 上月 良祐君 (藤川政人君の補欠)

理事 柘植 芳文君 (和田政宗君の補欠)

理事 杉尾 秀哉君 (牧山ひろえ君の補欠)

理事 石川 博崇君 (竹内真二君の補欠)

総務委員会

理事 徳茂 雅之君 (中西祐介君の補欠)

理事 堀井 巖君 (森屋宏君の補欠)

理事 森本 真治君 (小林正夫君の補欠)

理事 山本 博司君 (石川博崇君の補欠)

法務委員会

理事 高橋 克法君 (福岡資麿君の補欠)

理事 矢倉 克夫君 (伊藤孝江君の補欠)

農林水産委員会

理事 高野光二郎君 (上月良祐君の補欠)

理事 堂故 茂君 (藤木眞也君の補欠)

理事 舞立 昇治君 (田名部匡代君の補欠)

理事 徳永 エリ君 (難波奨二君の補欠)

理事 宮沢 由佳君

国土交通委員会

理事 朝日健太郎君 (野田国義君の補欠)

理事 増子 輝彦君 (三浦信祐君の補欠)

理事 伊藤 孝江君 (青木愛君の補欠)

理事 武田 良介君

同日議長から次の質問主意書が提出された。
エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関す
る質問主意書(熊谷裕人君提出)(第三三八号)

去る十月二十五日衆議院から予備審査のため次の
議案が送付された。

独立行政法人大学入試センター法の一部を改正
する法律案(川内博史君外六名提出)(衆第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延
深地層研究センターにおける高レベル放射性廃
棄物の地層処分技術に係る研究開発に関する質
問主意書(徳永エリ君提出)(第三九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員熊谷裕人君提出未成年者の喫煙対策
及び受動喫煙対策に関する質問に対する答弁書
(第二二五号)

参議院議員熊谷裕人君提出中距離核戦力(IN
F)全廃条約の失効に関する質問に対する答弁
書(第二三三号)

参議院議員古賀之士君提出大学入学共通テスト
の枠組みで実施される民間の英語資格・検定試
験の実施主体の役職員に関する質問に対する答
弁書(第二四四号)

参議院議員古賀之士君提出抗菌薬の安定供給に
関する質問に対する答弁書(第二五五号)

参議院議員熊谷裕人君提出景気判断の下方修正
に関する質問に対する答弁書(第二六六号)

参議院議員有田芳生君提出安倍首相と日朝首脳
会談に関する質問に対する答弁書(第二七号)

参議院議員小沼巧君提出令和元年台風第十九号
による災害に対する激甚災害の指定措置の内容
に関する質問に対する答弁書(第二八号)

参議院議員小沼巧君提出台風第十九号における
災害救助法等の対象拡大および遡及措置に関す
る質問に対する答弁書(第二九号)

去る十月二十八日議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 三浦 靖君 補欠 武見 敬三君

外交防衛委員
辞任 武見 敬三君 補欠 三浦 靖君

中曽根弘文君 清水 真人君

文教科学委員

辞任

補欠

世耕 弘成君

加田 裕之君

経済産業委員

辞任

補欠

加田 裕之君

世耕 弘成君

国土交通委員

辞任

補欠

清水 真人君

中曽根弘文君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

即位礼正殿の儀に合せて実施された恩赦に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第三十六号)

台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第三十七号)

去る十月二十二日、二十五日及び二十九日、饗宴の儀に議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長、議員及び事務総長並びに法制局長が参列した。

去る十月二十九日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

埼玉選挙区選出(十月二十九日当選)

上田 清司君 (大野元裕君の補欠)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

武見 敬三君

補欠

三浦 靖君

外交防衛委員

辞任

清水 真人君

補欠

三浦 靖君

文教科学委員

辞任

加田 裕之君

補欠

世耕 弘成君

経済産業委員

辞任

補欠

世耕 弘成君

加田 裕之君

国土交通委員

辞任

補欠

中曽根弘文君

清水 真人君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事

中西 哲君

(三宅伸吾君の補欠)

理事

羽田雄一郎君

(小西洋之君の補欠)

理事

秋野 公造君

(高瀬弘美君の補欠)

理事

井上 哲士君

(舟山康江君の補欠)

財政金融委員会

理事

中西 健治君

(長峯誠君の補欠)

理事

藤末 健三君

(羽生田俊君の補欠)

理事

森 まさこ君

(三木亨君の補欠)

理事

那谷屋正義君

(長浜博行君の補欠)

文教科学委員会

理事

赤池 誠章君

(江島潔君の補欠)

理事

こやり隆史君

(江島潔君の補欠)

厚生労働委員会

理事

石田 昌宏君

(島村大君の補欠)

理事

小川 克巳君

(そのだ修光君の補欠)

理事

足立 信也君

(川合孝典君の補欠)

理事

石橋 通宏君

(川田龍平君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日韓基本条約第三条の解釈に関する質問主意書

(熊谷裕人君提出)(第四〇号)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流分野の交通需要マネジメントに関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第四一号)

不発弾処理の費用負担に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第四二号)

谷裕人君提出)(第四二号)

コンセッション事業の特徴と課題に関する質問

主意書(吉田忠智君提出)(第四三号)

アコヤ貝の大量斃死に関する質問主意書(なぐえ孝子君提出)(第四四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員塩村あやか君提出災害救助法の適用に関する質問に対する答弁書(第三〇号)

参議院議員鈴木宗男君提出国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島の北方四島に関する質問に対する答弁書(第二二号)

参議院議員熊谷裕人君提出サイバー攻撃に対処するための自律型兵器システムの活用に関する質問に対する答弁書(第三二号)

参議院議員熊谷裕人君提出政府における国会議員の質問通告の取り扱いに関する質問に対する答弁書(第三三号)

参議院議員熊谷裕人君提出宇宙空間における自律航行行使に関する質問に対する答弁書(第三四号)

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する再質問に対する答弁書(第三五号)

同日議長は、議長就任に際し、ダリガ・ヌルスルタン・ナザルバエヴァ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受けました。

同日議長は、ダリガ・ヌルスルタン・ナザルバエヴァ・カザフスタン共和国上院議長宛議長就任に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

去る十月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

三浦 靖君

補欠

吉田 忠智君

福島みずほ君

岩井 茂樹君

三浦 靖君

補欠

吉田 忠智君

福島みずほ君

岩井 茂樹君

三浦 靖君

補欠

吉田 忠智君

福島みずほ君

岩井 茂樹君

三浦 靖君

補欠

吉田 忠智君

福島みずほ君

法務委員

辞任

補欠

山下 雄平君

三浦 靖君

厚生労働委員

辞任

補欠

福島みずほ君

吉田 忠智君

農林水産委員

辞任

補欠

岩井 茂樹君

山下 雄平君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第四五号)

シベリア抑留者の遺骨取り違えの隠ぺい問題に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第四六号)

国務大臣等による大規模パティーの定義に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第四七号)

幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する第三回質問主意書(吉川沙織君提出)(第四八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第三八号)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターにおける高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に係る研究開発に関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第三九号)

去る十月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

岩井 茂樹君

三浦 靖君

補欠

吉田 忠智君

福島みずほ君

岩井 茂樹君

三浦 靖君

補欠

吉田 忠智君

福島みずほ君

岩井 茂樹君

三浦 靖君

補欠

吉田 忠智君

法務委員	辞任	補欠	厚生労働委員	辞任	補欠	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 日韓基本条約第三条の解釈に関する質問主意書 (熊谷裕人君提出)(第四〇号)	厚生労働委員	辞任	補欠
財政金融委員	三浦 靖君	森 まさこ君	国土交通委員	本田 顕子君	末松 信介君	東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流分野の交通需要マネジメントに関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第四一號)	経済産業委員	福島みずほ君	吉田 忠智君
厚生労働委員	森 まさこ君	山下 雄平君	辞任	金子原二郎君	山田 太郎君	不発弾処理の費用負担に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第四二號)	辞任	加田 裕之君	藤川 政人君
農林水産委員	吉田 忠智君	福島みずほ君	同日議員から次の質問主意書が提出された。 指定管理者制度、独立行政法人制度等に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第五〇号)	末松 信介君	本田 顕子君	コンセツション事業の特徴と課題に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第四三號)	国土交通委員	金子原二郎君	高橋はるみ君
行政監視委員	山下 雄平君	岩井 茂樹君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員熊谷裕人君提出即位礼正殿の儀に合	金子原二郎君	山田 太郎君	アコヤ貝の大量斃死に関する質問主意書(ながえ孝子君提出)(第四四號)	辞任	足立 敏之君	元榮太一郎君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興特別委員	森 まさこ君	山下 雄平君	参議院議員熊谷裕人君提出台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問に対する答弁書(第三七号)	金子原二郎君	山田 太郎君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員熊谷裕人君提出エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問に対する答弁書(第三八號)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第四五號)	高橋はるみ君	金子原二郎君
同日議員から次の質問主意書が提出された。 諸外国における水道分野へのコンセツション事業の導入等に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第四九号)	森 まさこ君	福岡 資麿君	参議院議員熊谷裕人君提出台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問に対する答弁書(第三七号)	金子原二郎君	山田 太郎君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員徳永エリ君提出国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターにおける高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に係る研究開発に関する質問に対する答弁書(第三九號)	シベリア抑留者の遺骨取り違えの隠ぺい問題に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第四六號)	元榮太一郎君	金子原二郎君
去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	辞任	補欠	参議院議員熊谷裕人君提出台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問に対する答弁書(第三七号)	金子原二郎君	山田 太郎君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員熊谷裕人君提出エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問に対する答弁書(第三八號)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第四五號)	高橋はるみ君	金子原二郎君
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	辞任	補欠	参議院議員熊谷裕人君提出台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問に対する答弁書(第三七号)	金子原二郎君	山田 太郎君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員熊谷裕人君提出エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問に対する答弁書(第三八號)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第四五號)	高橋はるみ君	金子原二郎君
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	辞任	補欠	参議院議員熊谷裕人君提出台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問に対する答弁書(第三七号)	金子原二郎君	山田 太郎君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員熊谷裕人君提出エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問に対する答弁書(第三八號)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第四五號)	高橋はるみ君	金子原二郎君
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	辞任	補欠	参議院議員熊谷裕人君提出台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問に対する答弁書(第三七号)	金子原二郎君	山田 太郎君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員熊谷裕人君提出エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問に対する答弁書(第三八號)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第四五號)	高橋はるみ君	金子原二郎君
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	辞任	補欠	参議院議員熊谷裕人君提出台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問に対する答弁書(第三七号)	金子原二郎君	山田 太郎君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員熊谷裕人君提出エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問に対する答弁書(第三八號)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第四五號)	高橋はるみ君	金子原二郎君
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	辞任	補欠	参議院議員熊谷裕人君提出台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問に対する答弁書(第三七号)	金子原二郎君	山田 太郎君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員熊谷裕人君提出エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問に対する答弁書(第三八號)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第四五號)	高橋はるみ君	金子原二郎君

総務委員

辞任

補欠

世耕 弘成君
三浦 靖君
福島みずほ君森屋 宏君
加田 裕之君
吉田 忠智君

法務委員

辞任

補欠

足立 敏之君

元榮太一郎君

外交防衛委員

辞任

補欠

中西 哲君

佐藤 啓君

財政金融委員

辞任

補欠

加田 裕之君

三浦 靖君

文教科科学委員

辞任

補欠

佐藤 啓君
森屋 宏君中西 哲君
世耕 弘成君

厚生労働委員

辞任

補欠

吉田 忠智君

岸 真紀子君

経済産業委員

辞任

補欠

高橋はるみ君

岡田 直樹君

国土交通委員

辞任

補欠

岩本 剛人君
元榮太一郎君石井 準一君
足立 敏之君

予算委員

辞任

補欠

有田 芳生君
塩村あやか君
高瀬 弘美君
吉良よし子君須藤 元氣君
福山 哲郎君
塩田 博昭君
田村 智子君

議院運営委員

辞任

補欠

塩田 博昭君
田村 智子君
高瀬 弘美君
井上 哲士君

同日衆議院において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 元榮太一郎君 (元榮太一郎君の補欠)

財政金融委員会

理事 有村 治子君 (森まさこ君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(閣法第五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

コンセツション事業の推進がもたらす自治行政のあり方の変化に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第五二号)

コンセツション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第五三号)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

記

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

山下 貴司君 (盛山正仁君の補欠)

同 予備員

第四 門山 宏哲君 (門博文君の補欠)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、小田原潔君を第二順位とし、國重徹君を第五順位とし、第五順位の予備員である齊木武志君を第三順位とし、第三順位の予備員である井野俊郎君を第四順位とした旨の通知書を受領した。

記

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、小田原潔君を第二順位とし、國重徹君を第五順位とし、第五順位の予備員である齊木武志君を第三順位とし、第三順位の予備員である井野俊郎君を第四順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

山下 貴司君 (盛山正仁君の補欠)

同 予備員

第四 門山 宏哲君 (門博文君の補欠)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、小田原潔君を第二順位とし、國重徹君を第五順位とし、第五順位の予備員である齊木武志君を第三順位とし、第三順位の予備員である井野俊郎君を第四順位とした旨の通知書を受領した。

記

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、小田原潔君を第二順位とし、國重徹君を第五順位とし、第五順位の予備員である齊木武志君を第三順位とし、第三順位の予備員である井野俊郎君を第四順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

山下 貴司君 (盛山正仁君の補欠)

同 予備員

第四 門山 宏哲君 (門博文君の補欠)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、小田原潔君を第二順位とし、國重徹君を第五順位とし、第五順位の予備員である齊木武志君を第三順位とし、第三順位の予備員である井野俊郎君を第四順位とした旨の通知書を受領した。

記

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、小田原潔君を第二順位とし、國重徹君を第五順位とし、第五順位の予備員である齊木武志君を第三順位とし、第三順位の予備員である井野俊郎君を第四順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

山下 貴司君 (盛山正仁君の補欠)

同 予備員

第四 門山 宏哲君 (門博文君の補欠)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、小田原潔君を第二順位とし、國重徹君を第五順位とし、第五順位の予備員である齊木武志君を第三順位とし、第三順位の予備員である井野俊郎君を第四順位とした旨の通知書を受領した。

記

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、小田原潔君を第二順位とし、國重徹君を第五順位とし、第五順位の予備員である齊木武志君を第三順位とし、第三順位の予備員である井野俊郎君を第四順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

山下 貴司君 (盛山正仁君の補欠)

同 予備員

第四 門山 宏哲君 (門博文君の補欠)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、小田原潔君を第二順位とし、國重徹君を第五順位とし、第五順位の予備員である齊木武志君を第三順位とし、第三順位の予備員である井野俊郎君を第四順位とした旨の通知書を受領した。

外交防衛委員

辞任

補欠

佐藤 啓君

中西 哲君

財政金融委員

辞任

補欠

三浦 靖君

藤川 政人君

文教科科学委員

辞任

補欠

中西 哲君

佐藤 啓君

厚生労働委員

辞任

補欠

岸 真紀子君

福島みずほ君

経済産業委員

辞任

補欠

岡田 直樹君
藤川 政人君高橋はるみ君
加田 裕之君

国土交通委員

辞任

補欠

石井 準一君

岩本 剛人君

予算委員

辞任

補欠

須藤 元氣君
福山 哲郎君
塩田 博昭君
石井 苗子君
大門実紀史君岸 真紀子君
塩村あやか君
高瀬 弘美君
東 徹君
吉良よし子君

議院運営委員

辞任

補欠

岸 真紀子君
高瀬 弘美君
東 徹君有田 芳生君
塩田 博昭君
石井 苗子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員熊谷裕人君提出日韓基本条約第三条の解釈に関する質問に対する答弁書(第四〇号)
参議院議員熊谷裕人君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流分野の交通需要マネジメントに関する質問に対する答弁書(第四一号)

参議院議員熊谷裕人君提出不発弾処理の費用負担に関する質問に対する答弁書(第四二号)
参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業の特徴と課題に関する質問に対する答弁書(第四三号)

参議院議員ながえ孝子君提出アコヤ貝の大量斃死に関する質問に対する答弁書(第四四号)
去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

山崎 正昭君

清水 真人君

外交防衛委員

辞任

補欠

猪口 邦子君

宮崎 雅夫君

農林水産委員

辞任

補欠

宮崎 雅夫君

猪口 邦子君

経済産業委員

辞任

補欠

河井あかり君

三木 亨君

国土交通委員

辞任

補欠

足立 敏之君

関口 昌一君

清水 真人君

山崎 正昭君

環境委員

辞任

補欠

関口 昌一君

足立 敏之君

三木 亨君

河井あかり君

予算委員

辞任

補欠

岸 真紀子君

有田 芳生君

東 徹君

石井 苗子君

田村 智子君

大門実紀史君

議院運営委員

辞任

補欠

有田 芳生君

岸 真紀子君

石井 苗子君

東 徹君

井上 哲士君

田村 智子君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第三号)
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一号)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)

内閣委員会に付託
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(閣法第五号)
農林水産委員会に付託
同日議員から次の質問主意書が提出された。

NHKの受信料の法的取り扱い等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第五四号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。

指定管理者制度、独立行政法人制度等に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第五〇号)
コンセッション事業に関する研修やセミナー等に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第五一

号)

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

清水 真人君

岩本 剛人君

外交防衛委員

辞任

補欠

宮崎 雅夫君

猪口 邦子君

農林水産委員

辞任

補欠

猪口 邦子君

宮崎 雅夫君

経済産業委員

辞任

補欠

三木 亨君

河井あかり君

国土交通委員

辞任

補欠

岩本 剛人君

清水 真人君

環境委員

辞任

補欠

河井あかり君

三木 亨君

横山 信一君

竹内 真二君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

河井あかり君

大野 泰正君

馬場 成志君

高橋はるみ君

地方創生及び消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

太田 房江君

山田 太郎君

堀井 巖君

中西 哲君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事 中西 哲君 (中西哲君の補欠)

経済産業委員会

理事 阿達 雅志君

理事 大野 泰正君 (佐藤啓君の補欠)

理事 太田 房江君 (吉川ゆうみ君の補欠)

理事 浜野 喜史君 (浜口誠君の補欠)

理事 石井 章君 (真山勇一君の補欠)

環境委員会

理事 三木 亨君 (森まさこ君の補欠)

理事 鉢呂 吉雄君 (伊藤岳君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(衆第三号)
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。

避難の在り方や避難所等の災害対策に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第五五号)
安倍政権における桜を見る会に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第五六号)

NHKが集金業務を委託する外部業者に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第五七号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員川田龍平君提出六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問に対する答弁書(第四五号)

参議院議員鈴木宗男君提出シベリア抑留者の遺骨取り違えの隠ぺい問題に関する質問に対する答弁書(第四六号)

参議院議員熊谷裕人君提出国務大臣等による大規模パーティーの定義に関する質問に対する答

弁書(第四七号)

令和元年十一月十五日 参議院會議録第四号 議長の報告事項

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する第三回質問に対する答弁書(第四八号)

参議院議員吉田忠智君提出諸外国における水道分野へのコンセツション事業の導入等に関する質問に対する答弁書(第四九号)

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

同日内閣から、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告を受領した。

一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

岡田 直樹君

補欠

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定によるもの

こやり隆史君
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

総務委員

辞任

滝波 宏文君

補欠

三浦 靖君

河井あんり君
猪口 邦子君

法務委員

辞任

岩本 剛人君

補欠

山崎 正昭君

外交防衛委員

辞任

猪口 邦子君

補欠

三浦 靖君

農林水産委員

辞任

山口那津男君

補欠

里見 隆治君

経済産業委員

辞任

宮沢 由佳君

補欠

芝 博一君

国土交通委員

辞任

河井あんり君

補欠

滝波 宏文君

環境委員

辞任

山崎 正昭君

補欠

岩本 剛人君

予算委員

辞任

芝 博一君

補欠

宮沢 由佳君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

こやり隆史君

補欠

岡田 直樹君

災害対策特別委員

辞任

高橋はるみ君

補欠

馬場 成志君

地方創生及び消費者問題に関する特別委員

辞任

中西 哲君

補欠

堀井 巖君

同日議長は、次の衆議院提出案を厚生労働委員会に付託した。

山田 太郎君

太田 房江君

ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(衆第三号)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第四号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「桜を見る会」の運営の在り方に関する質問主意書(杉尾秀哉君提出)(第五八号)

気象庁以外の者による洪水等の予報業務に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第五九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

コンセツション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第五三三号)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

こやり隆史君

補欠

岡田 直樹君

総務委員

辞任

猪口 邦子君

補欠

三浦 靖君

法務委員

辞任

小野田紀美君

補欠

松村 祥史君

外交防衛委員

辞任

三浦 靖君

補欠

猪口 邦子君

農林水産委員

辞任

三宅 伸吾君

補欠

滝波 宏文君

経済産業委員

辞任

芝 博一君

補欠

宮沢 由佳君

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二号)

国土交通委員

辞任

関口 昌一君

補欠

足立 敏之君

環境委員

辞任

山口那津男君

補欠

里見 隆治君

予算委員

辞任

足立 敏之君

補欠

関口 昌一君

議院運営委員

辞任

小野田紀美君

補欠

渡辺 猛之君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)

港灣法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百九十八回国会閣法第五四号、衆議院継続審査)

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二号)

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

同日委員長から次の報告書が提出された。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(衆第三号) 審査報告書

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第四号) 審査報告書

防衛省の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号) 審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一号) 審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

令和二年度の桜を見る会の中止理由に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第六〇号)

同日議長は、議長就任に際し、ツヴェタ・カラヤンチェヴァ・ブルガリア共和国国民議会議長より祝辞を接受した。

同日議長は、ツヴェタ・カラヤンチェヴァ・ブルガリア共和国国民議会議長宛議長就任に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二号) 審査報告書

審査報告書

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和元年十一月十四日

厚生労働委員長 そのだ修光

参議院議長 山東 昭子殿

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられ、きたことに鑑み、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に關し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名譽の回復等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費としては、約四百億円が見込まれている。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和元年十一月十二日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 補償金の支給(第三条・第十八条)

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会(第十九条・第二十三条)

第四章 名譽の回復等(第二十四条)

第五章 雑則(第二十五条・第二十九条)

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別

の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名譽の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名譽の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金(以下単に「補償金」という。)の支給に關し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名譽の回復等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「ハンセン病元患者」とは、次に掲げる者をいう。

一 らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号。以下この条において「廃止法」という。)により、らい予防法(昭和二十八年法律第二百四十四号)が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所(廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法(以下この項において「旧らい予防法」という。)第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。)その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(第十一条第四号において「国内ハンセン病療養所」という。)に入所していた者

二 廃止法により、らい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことがある者(前号に掲げる者を除く。)

三 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令(大正十一年勅令第五百二十一号)第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法(明治四十年法律第十一号)第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令(昭和十年制令第四号)第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(第十一条第四号において「国外ハンセン病療養所」という。)に入所していた者(前二号に掲げる者を除く。)

四 昭和二十年八月十五日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に行政諸法台湾施行令第一条の規定により旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法が施行されていた地域、朝鮮癩予防

令が施行されていた地域その他の厚生労働大臣が定める本邦以外の地域に住所を有したことがある者(前三号に掲げる者を除く。)

2 この法律において、「ハンセン病患者者家族」とは、ハンセン病患者がハンセン病を発病した時(その発病の時に当該ハンセン病患者が本邦(昭和二十年八月十五日までの間にあっては、前項第四号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。以下この項において同じ。)に住所を有しなかった場合にあっては、当該ハンセン病患者が本邦に住所を有するに至った時)から廃止法により、予防法が廃止されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当したことがある者(当該各号に該当する者であつた期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。)であつて、この法律の施行の日(第九条第二項において「施行日」という。)において生存しているものをいう。

- 一 ハンセン病患者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条第一項において同じ。)
- 二 ハンセン病患者の一親等の血族
- 三 ハンセン病患者の一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、当該ハンセン病患者と同居しているもの
- 四 ハンセン病患者の二親等の血族(兄弟姉妹に限る。)
- 五 ハンセン病患者の二親等の血族(兄弟姉妹を除く。)であつて、当該ハンセン病患者と同居しているもの
- 六 ハンセン病患者の二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、当該ハンセン病患者と同居しているもの

七 ハンセン病患者の三親等の血族であつて、当該ハンセン病患者と同居しているもの

第二章 補償金の支給

(補償金の支給)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、ハンセン病患者家族に対し、補償金を支給する。

(補償金の額)

第四条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病患者家族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者 百八十万円
- 二 第二条第二項第四号から第七号までのいずれかに該当する者 百三十万円

(既に支給を受けた補償金との調整)

第五条 補償金は、ハンセン病患者家族が既に補償金の支給(第十条第一項の規定による補償金の支給を除く。)を受けた場合には、支給しない。ただし、前条第二号に掲げる者として既に補償金の支給を受けた者が同条第一号に掲げる者として補償金の支給を受けようとするときは、同号に定める額から同条第二号に定める額を控除した額の補償金を支給する。

(ハンセン病患者家族等に対する補償金等との調整)

第六条 補償金は、ハンセン病患者家族が既にハンセン病患者家族等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第三条の規定による補償金の支給(同法第六条第一項の規定による補償金の支給を除く。)その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める金銭の支払を受けた場合には、支給しない。

(異なるハンセン病患者の家族として受けた損害賠償等との調整)

第七条 補償金の支給を受けようとするハンセン病患者家族が既に当該補償金に係るハンセン病患者とは異なるハンセン病患者の家族(ハンセン病患者者家族に限る。)として国家賠償法(昭和二十二年法律第二百五号)による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、当該補償金の額から当該損害賠償その他の損害の填補の額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の補償金を支給する。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第八条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責任を免れる。

(補償金に係る認定等)

第九条 厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

2 前項の補償金の支給の請求(以下この章において単に「請求」という。)は、施行日から起算して五年を経過したときは、することができない。

(支払未済の補償金)

第十条 ハンセン病患者家族が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(以下この条及び第二十五条において「遺族」という。)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものみなす。

(請求書の提出)

第十一条 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 請求に係るハンセン病患者の氏名
- 三 請求に係るハンセン病患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた年月日(これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。)
- 四 請求に係るハンセン病患者が国内ハンセン病患者又は国外ハンセン病患者に入院している場合にあつては、当該入院していた国内ハンセン病患者又は国外ハンセン病患者の名称及びその期間
- 五 請求に係るハンセン病患者との関係及び当該関係にあつた期間
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

(厚生労働大臣による調査)

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の認定(次項及び次条第六項において単に「認定」という。)を行うため必要があると認めるときは、請求をした者(次条において「請求者」という。)その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。 (請求に係る審査)	な判断を行うものとする。 6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があつたハンセン病患者家族補償金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。 (公務所等の協力)	補償金認定審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。 2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 (審査会の組織)	病患者及びハンセン病患者家族等の意見を尊重するものとする。 第五章 雑則 (戸籍事項の無料証明) 第二十五条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長)は、厚生労働大臣又は補償金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、ハンセン病患者家族又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。 (独立行政法人福祉医療機構への事務の委託) 第二十六条 厚生労働大臣は、補償金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構(次条第一項及び第二十八条において「機構」という。)に委託することができる。 (ハンセン病患者家族補償金支払基金) 第二十七条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金の支払及びこれに附帯する業務(以下この項及び次条において「補償金支払等業務」という。)に要する費用(補償金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。)に充てるため、ハンセン病患者家族補償金支払基金(次項において「基金」という。)を設ける。 2 基金は、次条の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。 (交付金) 第二十八条 政府は、予算の範囲内において、第二十六条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。
第十三条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。))を含む。)により当該請求者がハンセン病患者家族であること(同項各号のいずれに該当するかを別を含む。)を確認することができる場合を除き、当該請求の内容をハンセン病患者家族補償金認定審査会に通知し、当該請求者がハンセン病患者家族であるかどうかについて審査を求めるなければならない。	2 ハンセン病患者家族補償金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者がハンセン病患者家族であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。 3 ハンセン病患者家族補償金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。 4 ハンセン病患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。 5 ハンセン病患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の实情に即した適切	第十五条 国は、ハンセン病患者家族に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。 2 国は、補償金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。 (不正利得の徴収) 第十六条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (譲渡等の禁止) 第十七条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができる。 (非課税) 第十八条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができる。 第三章 ハンセン病患者家族補償金認定審査会 (審査会の設置) 第十九条 厚生労働省に、ハンセン病患者家族	第二十一条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。 2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。 3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。 (委員の任期) 第二十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。 (政令への委任) 第二十三条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。 第四章 名譽の回復等 第二十四条 国は、ハンセン病患者家族等について、名譽の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

(厚生労働省令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(請求の期限の検討)

第二条 第九条第二項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(譲渡等の禁止等)

第三条 この法律の円滑な施行を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、ハンセン病患者者家族等に対して国から金銭が支給される場合には、当該金銭の支給を受ける権利については第十七条の規定を、当該金銭については第十八条の規定を、それぞれ準用する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第六条第二項中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第三章

第二節に次の一条を加える。

(ハンセン病患者者家族補償金認定審査会)
第十五条の二 ハンセン病患者者家族補償金認定審査会については、ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第 号)(これに基づく命令を含む。

ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律案 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案

わ)の定めるところによる。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の四の次に次の二条を加える。

(補償金の支払の業務)

第五条の五 機構は、第十二条第一項並びに附則第五条の二第一項及び第二項並びに第五条の三第一項に規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。
一 国の委託を受けて、ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第 号、次号及び次条第一項において「ハンセン病患者者家族補償金支給法」という。)第三条の補償金の支払を行うこと。

二 国の委託を受けて、ハンセン病患者者家族補償金支給法第十條第一項の補償金の支払を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

(ハンセン病患者者家族補償金支払基金)

第五条の六 機構は、前条第一項の業務に要する費用(その執行に要する費用を含む。)に充てるためにハンセン病患者者家族補償金支払基金(次項において「基金」という。)を設け、ハンセン病患者者家族補償金支給法第二十七條第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

審査報告書

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年十一月十四日

厚生労働委員長

そのだ修光

参議院議長

山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、ハンセン病問題解決の一層の促進のため、「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病患者であつた者等のみならず、その家族も、偏見と差別の中で長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたことに鑑み、名譽の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病患者であつた者等の家族を加えるとともに、国立ハンセン病療養所における医師等の兼業に関する国家公務員法の特例を設ける等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和元年十一月十二日

衆議院議長

大島 理森

参議院議長

山東 昭子殿

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

前文のうち第一項中「この法律」を「同法」に改め、第三項中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、第二項の次に次の一項を加える。

ハンセン病患者であつた者等の家族について、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない。

第一条中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加える。

第三条第一項中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、「その他を」を「その他の」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「として」の下に「又はハンセン病患者であつた者等の家族に対して、ハンセン病患者であつた者等の家族であることを理由として」を加える。

第四条及び第五条中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加える。

第六条の見出し中「ハンセン病患者であつた者等その他の」を削り、同条中「あつた者等」の下に「その家族」を加える。

第十一条の見出し及び同条第一項中「整備」の下に「及び充実」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(国家公務員法の特例等)
第十一条の二 国立ハンセン病療養所医師等(国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員

給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。第四項において「給与法」という。)(別表第八イ医療職俸給表(一)又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。)(は、所外診療(病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設(これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。))において行う医療又は歯科医療(当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。))をいう。以下この条において同じ。))を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。))において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合

2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

4 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百一条第一項前段の規定は、適用しない。

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 国及び地方公共団体は、ハンセン病患者であつた者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病患者であつた者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病患者であつた者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第十八条中「あつた者等」の下に「及びその家族を加え、「死没者」を「ハンセン病患者であつた死没者」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和元年十一月十四日

内閣委員長 水落 敏栄

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和元年八月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、住居手当及び勤勉手当の額の改定を行う等

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案

の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費は、令和元年度において、約九十億円である。

附帯決議

政府及び人事院は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 人事院においては、俸給表に定める給与について、国家公務員法第二十八条第二項に規定する百分の五以上増減する必要があると認められた場合以外であっても、職員の士気や意欲の低下を招くことのないよう、俸給表を改定することが適当と判断したときは、勧告を怠らず、情勢適応の原則に基づく民間準拠を徹底すること。

二 国家公務員制度改革基本法第十二条の規定に基づく自律的労使関係制度の措置については、本委員会が国家公務員法等の一部を改正する法律案に付した平成二十六年四月十日の附帯決議の趣旨に鑑み、政府においては、国民の理解を得た上で、職員団体との合意形成を図りつつ、引き続き検討に努めること。

三 有為な人材の処遇改善と昇任に配慮すること。

と。については、職員の採用年次や合格した採用試験の種類にとらわれず、能力・実績に基づく人事管理が行われるよう、能力評価・業績評価の精度を高めること。

四 職員の健康確保や人材確保の観点等から、国家公務員の長時間労働の是正に向けて、平成三十一年四月一日に施行された改正人事院規則等の下、その取組を加速し、人事院は必要に応じ

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

て制度の運用状況についてフォローアップを行い、各府省を指導すること。

五 各府省で働く障害を有する職員が、その能力を十分に発揮して活躍できるよう、十全の措置を講ずること。また、職場生活に満足し、職場に定着することができるよう、職場環境やサポート体制の整備を図ること。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月七日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改め、同号ロ中「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号ロ中「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額
1	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
2	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
3	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
4	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
5	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
6	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
7	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	

29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		

任用職員以外の職員									
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				

	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600							
	95		295,200	343,100							
	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、186,700円とする。

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。
 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、186,700円とする。

ロ 行政職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5						
		級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円						
1 2 3 4	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000	33	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900	34	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500	35	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200	36	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
5 6 7 8	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
9 10 11 12	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
13 14 15 16	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
17 18 19 20	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
21 22 23 24	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
25 26 27 28	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100

再任職員以外の職員	65	210, 000	249, 500	278, 700	308, 600	356, 500	
	66	210, 800	250, 300	279, 500	309, 100	357, 000	
	67	211, 500	251, 100	280, 300	309, 700	357, 500	
	68	212, 300	251, 800	281, 100	310, 300	358, 000	
	69	212, 700	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400	
	70	213, 300	253, 100	282, 500	311, 300		
	71	213, 600	253, 500	283, 300	311, 800		
	72	214, 000	253, 900	284, 000	312, 300		
	73	214, 200	254, 100	284, 800	312, 600		
	74	214, 600	254, 500	285, 500	313, 100		
75	215, 100	255, 000	286, 300	313, 600			
76	215, 700	255, 500	287, 100	314, 000			
77	215, 900	255, 800	287, 700	314, 200			
78	216, 600	256, 200	288, 200	314, 500			
79	217, 100	256, 700	288, 700	314, 800			
80	217, 600	257, 200	289, 100	315, 100			
81	218, 300	257, 500	289, 500	315, 400			
82	218, 600	257, 800	289, 900	315, 700			
83	219, 200	258, 100	290, 400	316, 000			
84	219, 900	258, 400	290, 900	316, 300			
85	220, 500	258, 600	291, 300	316, 500			
86	220, 900	258, 800	291, 900	316, 900			
87	221, 300	259, 100	292, 500	317, 200			
88	222, 000	259, 400	293, 100	317, 400			
89	222, 500	259, 600	293, 400	317, 600			
90	223, 000	259, 800	293, 900	317, 900			
91	223, 500	260, 200	294, 400	318, 200			
92	223, 900	260, 400	294, 800	318, 500			
93	224, 300	260, 700	295, 200	318, 700			
94	224, 700	261, 100	295, 700	319, 000			
95	225, 100	261, 400	296, 200	319, 300			
96	225, 400	261, 700	296, 700	319, 500			
97	225, 700	261, 900	297, 000	319, 700			
98	226, 200	262, 200	297, 400	320, 000			
99	226, 700	262, 400	297, 900	320, 300			
100	227, 200	262, 700	298, 400	320, 500			
101	227, 600	263, 000	298, 800	320, 700			
102	228, 100	263, 200	299, 200				
103	228, 700	263, 500	299, 500				
104	229, 300	263, 800	299, 800				

再任職員	105	229, 700	264, 000	300, 100	
	106	230, 200	264, 200	300, 500	
	107	230, 500	264, 500	300, 900	
	108	230, 900	264, 700	301, 300	
	109	231, 100	265, 000	301, 600	
	110	231, 500	265, 300	302, 000	
	111	232, 000	265, 600	302, 400	
	112	232, 400	265, 800	302, 700	
	113	232, 600	266, 000	302, 900	
	114	233, 100	266, 300	303, 200	
115	233, 600	266, 500	303, 500		
116	234, 100	266, 700	303, 700		
117	234, 400	267, 000	303, 900		
118	234, 800	267, 300	304, 200		
119	235, 200	267, 600	304, 500		
120	235, 600	267, 900	304, 700		
121	236, 000	268, 100	304, 900		
122		268, 300	305, 200		
123		268, 600	305, 500		
124		268, 900	305, 700		
125		269, 100	305, 900		
126		269, 300	306, 200		
127		269, 600	306, 500		
128		269, 900	306, 700		
129		270, 100	306, 900		
130		270, 300	307, 200		
131		270, 600	307, 500		
132		270, 900	307, 700		
133		271, 100	307, 900		
134		271, 300			
135		271, 600			
136		271, 900			
137		272, 100			

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務 の級		1	2	3	4	5	6	7	8
	号	俸 給								
		級	俸 給	級	俸 給	級	俸 給	級	俸 給	級
		月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
1	1	166,800 円	235,500 円	278,800 円	319,500 円	362,900 円	408,100 円	458,400 円	521,700 円	
2	2	168,500	237,500	281,100	321,700	365,500	410,500	461,500	524,600	
3	3	170,200	239,500	283,700	324,000	367,900	413,000	464,500	527,700	
4	4	171,900	241,200	286,300	326,200	370,500	415,400	467,500	530,800	
5	5	173,400	243,400	288,600	328,400	372,400	417,300	470,500	533,900	
6	6	175,900	245,500	291,000	330,400	374,900	419,600	473,500	536,200	
7	7	178,300	247,300	293,400	332,600	377,200	421,700	476,500	538,700	
8	8	180,700	249,300	296,000	334,800	379,700	423,900	479,600	541,100	
9	9	182,800	251,200	298,100	336,600	382,100	425,900	482,300	543,500	
10	10	184,500	252,800	300,600	338,700	384,800	428,000	485,400	545,300	
11	11	186,100	254,400	302,700	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100	
12	12	187,800	255,800	305,000	342,700	390,100	432,200	491,500	549,000	
13	13	189,500	257,200	307,400	344,700	392,500	433,900	494,200	550,700	
14	14	191,200	259,200	309,500	346,700	394,800	435,700	496,500	552,100	
15	15	193,000	261,100	311,600	348,700	397,000	437,700	498,800	553,400	
16	16	194,700	262,900	313,600	350,700	399,400	439,700	501,100	554,500	
17	17	196,600	264,600	315,400	352,500	401,200	441,600	503,200	555,800	
18	18	198,400	266,400	317,600	354,400	403,200	443,400	504,600	556,800	
19	19	200,200	268,500	319,800	356,300	405,100	445,200	506,100	557,700	
20	20	202,000	270,600	321,900	358,300	406,900	446,900	507,500	558,600	
21	21	203,500	272,900	323,700	360,000	408,800	448,700	508,700	559,500	
22	22	205,300	275,100	325,700	361,800	410,600	450,200	510,100		
23	23	207,100	277,000	327,800	363,800	412,400	451,600	511,600		
24	24	208,900	279,200	329,800	365,700	414,300	453,100	513,100		
25	25	210,500	281,200	331,500	367,700	416,100	454,500	514,200		
26	26	212,300	283,400	333,600	369,600	417,600	455,800	515,300		
27	27	214,100	285,300	335,500	371,600	419,100	457,100	516,500		
28	28	215,900	287,200	337,600	373,600	420,700	458,300	517,700		

29	217,300	289,400	339,300	375,500	422,300	459,300	518,700
30	219,100	291,100	341,200	377,400	423,600	460,000	519,600
31	220,800	293,000	343,000	379,300	424,900	460,800	520,500
32	222,600	294,700	344,900	381,000	426,100	461,500	521,400
33	224,100	296,400	346,100	382,400	427,300	462,200	522,200
34	225,800	298,100	348,000	384,000	428,600	463,000	523,100
35	227,400	299,800	349,900	385,500	429,900	463,700	523,800
36	229,000	301,400	351,800	387,100	431,100	464,300	524,300
37	230,400	302,900	353,500	388,600	432,300	464,800	525,000
38	232,000	304,400	355,300	389,500	433,100	465,400	525,600
39	233,500	305,900	357,100	390,600	433,900	466,000	526,400
40	235,000	307,500	358,900	391,600	434,700	466,600	527,000
41	235,900	308,900	360,700	392,600	435,300	467,100	527,500
42	237,300	310,400	362,100	393,800	436,000	467,600	
43	238,400	311,800	363,600	395,000	436,700	468,000	
44	239,800	313,400	365,000	396,100	437,400	468,300	
45	241,100	314,900	366,000	397,000	438,200	468,600	
46	242,300	316,500	367,100	397,700	439,000		
47	243,300	318,000	368,200	398,400	439,400		
48	244,600	319,500	369,200	399,100	440,100		
49	246,000	320,500	370,100	399,600	440,600		
50	246,900	321,700	370,400	400,100	441,000		
51	248,100	322,900	370,900	400,600	441,400		
52	249,300	324,100	371,400	401,000	441,800		
53	250,300	325,100	371,800	401,400	442,200		
54	251,600	326,100	372,400	401,700	442,600		
55	252,800	327,000	373,000	402,000	443,000		
56	254,100	328,000	373,600	402,300	443,300		
57	255,500	328,900	374,200	402,600	443,600		
58	256,900	329,600	374,800	402,900	444,000		
59	258,100	330,400	375,400	403,200	444,300		
60	259,300	331,200	376,000	403,500	444,600		
61	260,400	331,800	376,400	403,800	444,900		
62	261,500	332,300	376,900	404,100			
63	262,700	332,900	377,500	404,400			
64	263,700	333,400	378,100	404,700			

任用
再任用
以外
の員

再任用職員	65	264,700	333,900	378,600	405,000			
	66	265,800	334,100	379,200	405,300			
	67	267,000	334,700	379,500	405,600			
	68	268,200	335,300	380,000	405,900			
	69	269,400	335,600	380,600	406,100			
	70	270,500	336,100	381,100	406,400			
	71	271,800	336,500	381,600	406,700			
	72	273,100	337,000	382,100	407,000			
	73	274,000	337,500	382,600	407,200			
	74	275,000	338,000	383,100	407,500			
	75	275,900	338,500	383,600	407,800			
	76	277,000	338,900	384,000	408,000			
	77	278,100	339,100	384,400	408,200			
	78	279,100	339,500	384,700				
79	279,900	340,000	385,000					
80	280,900	340,400	385,200					
81	281,400	340,700	385,400					
82	282,300		385,700					
83	283,100		386,000					
84	284,000		386,200					
85	285,000		386,400					
86	285,800		386,700					
87	286,600		387,000					
88	287,400		387,200					
89	288,200		387,400					
90	288,700							
91	289,100							
92	289,600							
93	290,000							

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、187,800円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務 の級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	号	俸										
1	1	級	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
2	2	級	162,900 円	224,900 円	261,800 円	294,300 円	320,200 円	347,600 円	381,900 円	422,800 円	458,400 円	521,700 円
3	3	級	164,400	226,800	263,500	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600
4	4	級	166,000	228,700	264,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700
5	5	級	167,600	230,600	266,600	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800
6	6	級	169,200	232,500	268,200	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900
7	7	級	171,000	234,300	270,000	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200
8	8	級	172,800	236,100	271,600	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700
9	9	級	174,700	237,900	273,200	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100
10	10	級	176,500	239,400	274,200	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500
11	11	級	178,400	241,200	275,600	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300
12	12	級	180,300	243,000	277,000	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100
13	13	級	182,300	244,800	278,300	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000
14	14	級	183,900	246,400	279,500	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700
15	15	級	185,700	248,000	281,000	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100
16	16	級	187,500	249,300	282,200	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400
17	17	級	189,300	250,800	283,700	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500
18	18	級	191,000	252,300	285,000	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800
19	19	級	195,100	253,800	286,600	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800
20	20	級	199,300	255,100	288,500	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700
21	21	級	203,300	256,400	290,400	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600
22	22	級	207,000	257,800	292,200	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500
23	23	級	208,800	259,200	294,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	
24	24	級	210,500	260,500	295,700	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	
25	25	級	212,300	261,800	297,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	
26	26	級	214,100	262,800	299,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	
27	27	級	215,700	263,900	301,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	
28	28	級	217,400	264,800	302,900	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	
		級	219,000	265,600	304,600	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	

29	220,600	266,500	306,200	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700
30	221,900	267,400	307,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600
31	223,300	268,200	309,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500
32	224,600	269,200	311,200	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400
33	225,900	270,200	313,000	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200
34	227,100	270,800	314,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100
35	228,200	271,800	316,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800
36	229,400	272,600	318,600	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300
37	230,300	273,400	320,300	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000
38	231,500	274,600	322,100	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600
39	232,700	275,500	323,800	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400
40	233,900	276,600	325,500	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000
41	234,900	277,900	327,000	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500
42	236,100	279,200	328,500	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400	
43	237,300	280,200	329,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800	
44	238,500	281,400	331,100	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200	
45	239,500	282,400	332,000	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500	
46	240,200	283,300	333,400	383,900	403,700	428,000	449,800		
47	240,800	284,300	334,700	385,500	404,800	428,800	450,300		
48	241,600	285,100	336,100	387,200	406,000	429,600	450,800		
49	241,900	285,800	336,700	388,600	407,300	430,100	451,300		
50	242,500	286,800	337,900	389,600	408,100	430,500	451,600		
51	243,100	287,800	339,000	390,600	408,900	430,900	451,900		
52	243,500	288,800	340,100	391,600	409,600	431,200	452,300		
53	243,700	289,400	341,200	392,900	410,100	431,500	452,700		
54	244,000	290,100	342,400	394,000	410,800	431,900	452,900		
55	244,300	291,000	343,600	395,100	411,500	432,200	453,200		
56	244,700	291,900	344,700	396,300	412,100	432,500	453,400		
57	244,900	292,400	345,800	397,600	412,800	432,800	453,800		
58	245,400	293,200	346,900	398,400	413,200	433,100	454,000		
59	245,800	293,700	348,000	399,200	413,800	433,400	454,200		
60	246,200	294,500	349,100	399,900	414,400	433,700	454,400		
61	246,800	295,200	349,700	400,400	414,800	434,000	454,800		
62	247,100	295,700	350,500	401,100	415,400	434,300			
63	247,700	296,200	351,300	401,800	415,900	434,600			
64	248,200	296,600	352,100	402,500	416,400	434,900			

再任用
職員以外
の職員

65	248,500	296,900	352,600	402,800	416,900	435,200			
66	249,000		353,200	403,500	417,500	435,500			
67	249,300		353,700	404,200	417,900	435,800			
68	249,900		354,300	404,800	418,400	436,100			
69	250,600		354,800	405,200	418,800	436,300			
70	251,000		355,500	405,700	419,100	436,600			
71	251,300		356,200	406,300	419,400	436,900			
72	251,600		356,900	406,800	419,700	437,200			
73	251,900		357,400	407,300	420,000	437,400			
74			357,900	407,700	420,300	437,700			
75			358,500	408,200	420,600	438,000			
76			359,100	408,700	420,900	438,300			
77			359,600	409,200	421,100	438,500			
78			360,100	409,700	421,400	438,800			
79			360,400	410,300	421,700	439,100			
80			360,900	410,800	422,000	439,400			
81			361,100	411,200	422,200	439,600			
82			361,600	411,800	422,500	439,900			
83			362,100	412,300	422,800	440,200			
84			362,600	412,500	423,000	440,500			
85			362,800	412,800	423,200	440,700			
86				413,300	423,500				
87				413,600	423,800				
88				413,900	424,000				
89				414,200	424,200				
90				414,600	424,500				
91				415,000	424,800				
92				415,400	425,000				
93	205,700	231,700	279,400	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700
再任用職員				415,700	425,200				521,400

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、214,400円とする。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額
1 2 3 4	1	169,900 円	185,600 円	211,600 円	251,300 円	294,300 円	320,200 円	347,600 円	381,900 円	422,800 円	458,400 円	521,700 円
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800
5 6 7 8	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100
9 10 11 12	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000
13 14 15 16	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500
17 18 19 20	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600
21 22 23 24	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	
25 26 27 28	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	
29 30 31	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700	
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600	
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500	

32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400
33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200
34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100
35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800
36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300
37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000
38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600
39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400
40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000
41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500
42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400	
43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800	
44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200	
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500	
46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800		
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300		
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800		
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300		
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600		
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	409,900	430,900	451,900		
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300		
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700		
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900		
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200		
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400		
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800		
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000		
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200		
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400		
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800		
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300			
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600			
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900			
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200			
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500			
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800			
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100			

[illegible]

111	316,200	344,100	367,400	392,000															
112	316,800	345,000	367,900	392,500															
113	317,600	345,900	368,300	392,800															
114	318,300	346,800	368,700	393,300															
115	319,000	347,800	369,300	393,800															
116	319,700	348,800	369,800	394,300															
117	320,300	349,800	370,200	394,600															
118	321,100	350,300	370,700	395,100															
119	321,800	350,900	371,300	395,600															
120	322,600	351,500	371,800	396,100															
121	323,200	351,800	372,000	396,500															
122	323,500	352,200	372,500	397,000															
123	324,000	352,700	373,000	397,400															
124	324,500	353,100	373,400	397,900															
125	324,800	353,500	373,900	398,300															
126		353,900	374,400																
127		354,400	374,900																
128		354,800	375,400																
129		355,200	375,700																
130		355,600	376,200																
131		356,000	376,700																
132		356,400	377,200																
133		356,600	377,500																
134		357,100	378,000																
135		357,500	378,400																
136		357,800	378,800																
137		358,100	379,100																
138		358,500	379,600																
139		359,000	380,100																
140		359,500	380,600																
141		359,800	380,900																
142		360,300																	
143		360,800																	
144		361,300																	
145		361,600																	
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400								

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、214,400円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1 2 3 4	1	162,900	224,900	261,800	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800	458,400	521,700
	2	164,500	226,800	263,500	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600
	3	166,200	228,700	264,900	298,200	324,500	352,100	386,500	426,500	464,500	527,700
	4	167,900	230,600	266,600	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800
5 6 7 8	5	169,500	232,500	268,200	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900
	6	171,400	234,300	270,000	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200
	7	173,300	236,100	271,600	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700
	8	175,300	237,900	273,200	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100
9 10 11 12	9	177,300	239,400	274,200	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500
	10	179,300	241,200	275,600	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300
	11	181,300	243,000	277,000	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100
	12	183,300	244,800	278,300	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000
13 14 15 16	13	185,000	246,400	279,500	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700
	14	187,000	248,000	281,000	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100
	15	189,000	249,300	282,200	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400
	16	191,000	250,800	283,700	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500
17 18 19 20	17	192,800	252,300	285,000	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800
	18	196,500	253,800	286,500	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800
	19	200,100	255,100	288,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700
	20	203,600	256,400	290,400	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600
21 22 23 24	21	207,000	257,800	292,200	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500
	22	208,800	259,200	294,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	
	23	210,500	260,500	295,700	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	
	24	212,300	261,800	297,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	
25 26 27 28	25	214,100	262,800	299,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	
	26	215,700	264,100	301,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	
	27	217,400	265,100	302,900	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	
	28	219,000	266,200	304,600	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	
29 30 31 32	29	220,600	267,300	306,200	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700	
	30	221,900	268,500	307,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600	
	31	223,300	269,500	309,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500	
	32	224,600	270,600	311,200	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400	

33	225,900	271,700	313,000	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200	
34	227,200	272,700	314,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100	
35	228,500	273,900	316,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800	
36	229,900	274,900	318,600	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300	
37	231,200	276,000	320,300	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000	
38	232,600	277,200	322,100	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600	
39	234,000	278,200	323,800	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400	
40	235,400	279,500	325,500	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000	
41	236,500	281,000	327,000	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500	
42	237,700	282,400	328,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400		
43	238,900	283,600	330,000	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800		
44	240,100	284,700	331,700	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200		
45	241,300	285,900	333,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500		
46	242,400	287,000	334,800	383,900	403,700	428,000	449,800			
47	243,400	288,300	336,200	385,500	404,800	428,800	450,300			
48	244,500	289,400	337,900	387,200	406,000	429,600	450,800			
49	245,500	290,400	338,800	388,600	407,300	430,100	451,300			
50	246,400	291,700	340,300	389,600	408,100	430,500	451,600			
51	247,200	293,000	341,800	390,600	408,900	430,900	451,900			
52	248,200	294,300	343,400	391,600	409,600	431,200	452,300			
53	248,600	295,500	344,800	392,900	410,100	431,500	452,700			
54	249,400	296,800	346,400	394,000	410,800	431,900	452,900			
55	250,200	298,200	348,000	395,100	411,500	432,200	453,200			
56	251,100	299,600	349,500	396,300	412,100	432,500	453,400			
57	251,700	300,500	351,000	397,600	412,800	432,800	453,800			
58	252,800	301,600	352,300	398,400	413,200	433,100	454,000			
59	253,700	302,500	353,600	399,200	413,800	433,400	454,200			
60	254,600	303,600	354,800	399,900	414,400	433,700	454,400			
61	255,700	304,500	356,000	400,400	414,800	434,000	454,800			
62	256,500	305,400	357,000	401,100	415,400	434,300				
63	257,600	306,500	358,000	401,800	415,900	434,600				
64	258,700	307,600	359,000	402,500	416,400	434,900				
65	259,700	308,100	359,500	402,800	416,900	435,200				
66	260,700	309,100	360,300	403,500	417,500	435,500				
67	261,500	309,900	361,100	404,200	417,900	435,800				
68	262,600	310,900	362,000	404,800	418,400	436,100				

任用職員以外職員

69	263,800	312,000	362,700	405,200	418,800	436,300				
70	264,800	312,800	363,400	405,700	419,100	436,600				
71	265,900	313,600	364,100	406,300	419,400	436,900				
72	266,900	314,300	364,700	406,800	419,700	437,200				
73	267,900	315,200	365,400	407,300	420,000	437,400				
74	268,700	315,700	366,000	407,700	420,300	437,700				
75	269,600	316,200	366,600	408,200	420,600	438,000				
76	270,300	316,600	367,200	408,700	420,900	438,300				
77	271,000	316,800	367,700	409,200	421,100	438,500				
78	271,900	317,100	368,300	409,700	421,400	438,800				
79	272,800	317,500	368,800	410,300	421,700	439,100				
80	273,700	317,800	369,400	410,800	422,000	439,400				
81	274,300	318,000	369,700	411,200	422,200	439,600				
82	275,100	318,200	370,200	411,800	422,500	439,900				
83	276,000	318,500	370,700	412,300	422,800	440,200				
84	276,900	318,800	371,200	412,500	423,000	440,500				
85	277,800	319,000	371,700	412,800	423,200	440,700				
86	278,200	319,200	372,100	413,300	423,500					
87	278,400	319,400	372,600	413,600	423,800					
88	278,800	319,800	373,000	413,900	424,000					
89	279,100	320,000	373,200	414,200	424,200					
90		320,300	373,500	414,600	424,500					
91		320,600	374,000	415,000	424,800					
92		320,900	374,300	415,400	425,000					
93		321,200	374,500	415,700	425,200					
94		321,400	374,900							
95		321,700	375,400							
96		322,000	375,700							
97		322,300	375,900							
98		322,500	376,300							
99		322,800	376,800							
100		323,100	377,100							
101		323,400	377,400							
再任用職員	212,700	239,900	282,300	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、214,400円とする。

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、214,400円とする。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)
イ 海事職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1			2			3			4			5			6			7.		
		俸	給	月額	俸	給	月額	俸	給	月額	俸	給	月額	俸	給	月額	俸	給	月額	俸	給	月額
	1			175,200 円			228,500 円			272,300 円			321,000 円			357,500 円			416,400 円			488,500 円
	2			177,500			230,700			274,100			323,000			359,700			418,900			490,300
	3			180,000			232,700			275,900			325,100			361,800			421,500			492,200
	4			182,300			234,800			277,700			327,100			364,200			424,000			494,100
	5			184,600			236,800			279,000			329,300			366,100			426,200			495,900
	6			187,100			238,800			280,900			331,100			369,200			428,600			497,300
	7			189,500			240,900			282,700			332,700			372,200			431,000			498,700
	8			192,100			243,000			284,500			334,400			375,000			433,400			500,000
	9			194,300			245,200			285,900			335,900			377,800			435,100			501,200
	10			196,700			247,100			288,300			338,000			380,600			437,200			502,500
	11			199,100			249,000			290,500			340,300			383,600			439,400			503,800
	12			201,600			250,900			292,700			342,800			386,300			441,600			505,100
	13			204,000			252,500			295,100			344,700			389,000			443,300			506,400
	14			206,600			254,400			297,700			346,900			391,700			445,500			507,500
	15			209,300			256,200			299,900			349,000			394,500			447,600			508,600
	16			211,900			258,100			302,300			351,300			397,200			449,800			509,600
	17			214,200			259,700			304,500			353,600			400,000			451,900			510,600
	18			216,900			261,600			306,700			356,100			402,000			454,200			511,700
	19			219,600			263,500			308,900			358,300			404,000			456,500			512,900
	20			222,300			265,400			310,800			360,600			406,000			458,700			513,900
	21			224,800			266,900			312,800			363,000			407,500			460,900			514,900
	22			226,400			268,500			313,900			365,100			409,400			462,700			515,800
	23			228,000			270,000			315,000			367,200			411,200			464,400			516,700
	24			229,600			271,400			316,200			369,200			413,200			466,100			517,500
	25			231,100			272,900			317,500			371,300			414,700			467,500			518,200
	26			232,500			274,500			318,800			373,700			416,200			468,800			518,800
	27			234,000			275,900			320,300			376,100			417,900			470,000			519,400
	28			235,300			277,400			321,900			378,400			419,600			471,100			520,000
	29			236,900			278,700			323,200			380,400			420,600			472,200			520,600
	30			237,600			280,100			324,600			382,500			422,200			473,200			
	31			238,700			281,500			326,100			384,700			423,700			474,200			
	32			239,800			282,700			327,700			386,800			425,300			475,400			

33	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800	475,700
34	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100	476,700
35	242,700	285,900	331,900	391,700	429,400	477,800
36	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600	478,900
37	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800	479,800
38	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800	480,700
39	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800	481,600
40	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800	482,500
41	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200	483,300
42	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800	484,000
43	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500	484,700
44	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200	485,400
45	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800	485,900
46	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100	486,500
47	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700	487,100
48	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200	487,700
49	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500	488,000
50	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200	488,600
51	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900	489,300
52	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600	489,800
53	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200	490,300
54	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900	491,000
55	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600	491,300
56	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900
57	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
58	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300	
59	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000	
60	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700	
61	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100	
62	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400	
63	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700	
64	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000	
65	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200	
66	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
67	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
68	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100	

	69	262, 400	316, 100	369, 300	421, 500	449, 300		
	70			369, 600	422, 000	449, 600		
	71			370, 000	422, 600	449, 900		
	72			370, 300	423, 200	450, 100		
	73			370, 800	423, 700	450, 300		
	74			371, 000	424, 300			
	75			371, 500	424, 800			
	76			371, 900	425, 400			
	77			372, 200	425, 900			
	78			372, 700	426, 500			
	79			373, 200	427, 200			
	80			373, 700	427, 800			
	81			374, 200	428, 100			
	82			374, 600	428, 700			
	83			375, 100	429, 400			
	84			375, 600	430, 000			
	85			376, 000	430, 400			
	86			376, 500	430, 900			
	87			376, 900	431, 600			
	88			377, 400	432, 300			
	89			377, 900	432, 500			
	90			378, 400				
	91			378, 900				
	92			379, 400				
	93			379, 700				
	94			380, 100				
	95			380, 600				
	96			381, 000				
	97			381, 500				
	98			381, 800				
	99			382, 300				
	100			382, 700				
	101			383, 300				
再任用職員		220, 300	250, 300	279, 700	320, 400	349, 200	395, 700	463, 700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額

24	183,600	231,000	265,200	295,800	317,500	355,800
25	185,300	232,300	266,800	296,800	318,200	356,900
26	186,900	233,600	268,600	298,100	318,800	358,500
27	188,700	235,000	270,300	299,300	319,500	360,000
28	190,500	236,400	271,900	300,500	320,200	361,500
29	192,000	237,400	273,100	301,700	321,000	362,900
30	194,100	238,900	274,900	302,700	321,800	364,200
31	196,200	240,300	276,400	303,700	322,400	365,600
32	198,300	241,600	278,000	304,800	322,900	367,100
33	200,100	242,600	279,400	306,000	323,800	368,000
34	202,000	243,500	280,800	306,600	324,500	369,000
35	203,900	244,200	282,300	307,600	325,200	370,200
36	205,800	245,300	283,700	308,600	325,800	371,300
37	207,500	246,000	284,900	309,600	326,200	372,200
38	209,100	247,300	286,200	310,500	327,100	373,200
39	210,600	248,400	287,400	311,200	328,000	374,200
40	212,200	249,600	288,500	312,300	328,900	375,300
41	213,600	250,400	290,100	313,100	329,500	376,200
42	215,100	251,700	291,300	313,700	330,400	377,200
43	216,700	252,900	292,600	314,500	331,200	378,100
44	218,300	254,400	293,900	315,300	332,000	379,100
45	219,700	255,300	295,400	316,200	332,700	380,100
46	220,900	256,700	296,400	316,900	333,500	380,900
47	222,100	258,000	297,700	317,500	334,200	381,900
48	223,400	259,200	299,000	318,000	335,000	382,800
49	224,800	260,000	300,000	318,700	335,500	383,600
50	226,000	261,300	301,100	319,500	336,000	384,600
51	226,900	262,700	301,800	320,300	336,600	385,400
52	228,000	264,000	303,100	321,000	337,100	386,100

再任用職員以外の職員	53	229,300	264,900	304,300	321,500	337,400	387,100	再任用職員	85	253,800	291,900	325,500	334,700	351,100	備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。
	54	230,600	266,300	305,200	322,300	337,800	387,900		86		292,200	325,800	335,000	351,500	
	55	231,800	267,500	306,100	323,100	338,400	388,800		87		292,500	326,000	335,400	351,900	
	56	233,000	268,700	306,900	323,800	339,000	389,500		88		292,800	326,300	335,800	352,300	
	57	234,100	269,700	308,000	324,100	339,300	390,400		89		293,000	326,600	336,000	352,700	
	58	235,300	270,800	308,800	324,700	339,900	391,200		90		293,200	326,900	336,300		
	59	236,500	272,000	309,700	325,200	340,500	392,000		91		293,600	327,100	336,600		
	60	237,700	273,300	310,500	325,900	341,100	392,800		92		293,900	327,400	337,000		
	61	238,900	274,300	311,300	326,400	341,300	393,300		93		294,100	327,600	337,400		
	62	240,000	275,300	312,200	326,900	341,700	394,000		94		294,500	327,800	337,600		
	63	240,900	276,200	313,300	327,400	342,000	394,600		95		294,900	328,200	337,900		
	64	242,000	277,300	314,300	327,700	342,500	395,300		96		295,300	328,600	338,200		
	65	242,600	278,600	315,000	327,900	342,700	395,900		97		295,500	328,800	338,500		
	66	243,600	279,800	315,900	328,200	343,100	396,400		98		295,700	329,100	338,800		
	67	244,400	280,800	316,700	328,800	343,500	396,800		99		295,900	329,500	339,100		
	68	245,300	281,600	317,600	329,400	343,900	397,300		100		296,200	329,900	339,400		
	69	246,000	282,500	318,400	329,800	344,400	398,000		101		296,600	330,100	339,600		
	70	246,600	283,200	319,100	330,200	344,800			102		296,900	330,300	339,900		
	71	247,300	284,000	319,600	330,600	345,200			103		297,100	330,500	340,200		
	72	248,100	284,700	320,300	331,000	345,700			104		297,300	330,700	340,500		
	73	248,900	285,400	320,500	331,200	346,300			105		297,600	331,100	340,700		
	74	249,600	286,100	321,000	331,400	346,800			106			331,300	341,100		
	75	250,100	286,700	321,400	331,600	347,300			107			331,500	341,300		
	76	250,500	287,300	321,700	331,800	347,700			108			331,800	341,500		
	77	250,800	287,800	322,200	332,200	348,000			109			332,100	341,800		
	78	251,100	288,400	322,500	332,400	348,400			110			332,400			
	79	251,600	289,000	323,100	332,700	348,800			111			332,700			
	80	252,300	289,500	323,700	333,000	349,200			112			333,000			
	81	252,600	290,000	324,300	333,300	349,600			113			333,200			
	82	252,900	290,600	324,700	333,700	349,900				215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000
	83	253,100	291,000	325,000	334,000	350,300									
	84	253,500	291,500	325,300	334,400	350,700									

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5						
		級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円						
	1	216,400	277,100	324,300	406,000	534,400	29	286,800	342,800	390,900	468,300	
	2	218,700	280,100	327,200	408,300	537,400	30	289,200	344,900	392,600	470,600	
	3	220,900	282,900	330,300	410,700	540,500	31	291,400	346,800	394,300	472,800	
	4	223,100	285,700	333,300	413,200	543,600	32	293,800	348,600	396,000	474,900	
	5	225,200	288,500	336,500	415,300	546,600	33	296,000	350,600	397,600	476,800	
	6	227,300	291,000	339,100	417,800	549,000	34	298,200	352,700	399,400	478,900	
	7	229,500	293,200	341,700	420,000	551,500	35	300,700	354,800	400,900	481,200	
	8	231,600	295,600	344,400	422,500	553,900	36	302,900	356,800	402,700	483,400	
	9	233,900	298,200	347,400	424,200	556,200	37	305,400	358,400	403,800	485,500	
	10	236,300	300,700	350,300	426,700	558,000	38	307,000	360,400	405,400	487,500	
	11	238,700	303,100	353,400	429,000	559,900	39	308,700	362,500	406,900	489,400	
	12	241,100	305,700	356,700	431,300	561,800	40	310,400	364,400	408,400	491,300	
	13	243,200	308,000	359,500	432,700	563,500	41	312,300	366,300	409,300	493,300	
	14	245,600	310,000	361,400	434,900	564,900	42	312,800	368,200	410,900	495,200	
	15	248,000	312,100	363,600	437,100	566,200	43	313,700	370,000	412,400	496,900	
	16	250,400	313,800	366,100	439,400	567,400	44	314,600	371,800	414,000	498,800	
	17	252,400	316,000	368,300	441,500	568,700	45	315,500	373,600	415,300	500,700	
	18	255,500	318,100	370,500	443,900	569,500	46	316,500	375,400	416,900	502,500	
	19	258,600	320,100	372,600	446,200	570,200	47	317,300	376,900	418,300	504,300	
	20	261,700	322,100	374,500	448,600	570,900	48	318,300	378,700	419,900	506,200	
	21	264,600	324,100	376,500	450,700	571,700	49	319,200	380,200	421,300	507,900	
	22	267,600	326,500	378,400	453,000		50	320,100	381,800	422,600	509,600	
	23	270,500	329,100	380,400	455,400		51	320,900	383,400	423,900	511,400	
	24	273,400	331,900	382,100	457,700		52	321,700	385,100	425,200	513,300	
	25	276,200	333,900	383,500	459,700		53	322,900	386,200	425,900	514,900	
	26	278,800	335,900	385,300	461,900		54	323,700	387,700	426,900	516,500	
	27	281,300	338,000	387,100	464,000		55	324,500	389,100	427,800	518,200	
	28	284,000	340,400	389,000	466,200		56	325,300	390,700	428,700	519,800	

[illegible]

再任用職員以外の員				再任用職員			
69	293,800	364,400	417,100	108	321,300	412,000	
70	294,700	366,100	418,100	109	321,700	412,500	
71	295,700	367,800	419,200	110	322,200	412,900	
72	296,700	369,500	420,100	111	322,600	413,200	
73	297,800	370,800	420,800	112	323,100	413,500	
74	298,800	372,400	421,600	113	323,400	413,700	
75	299,900	373,800	422,600	114	323,900	414,000	
76	301,000	375,400	423,600	115	324,300	414,300	
77	301,700	377,000	424,600	116	324,800	414,600	
78	302,600	378,700	425,600	117	325,100	414,800	
79	303,400	380,200	426,600	118	325,500	415,100	
80	304,300	381,900	427,500	119	326,000	415,400	
81	305,000	383,400	428,200	120	326,500	415,600	
82	305,900	384,800	429,100	121	326,700	415,800	
83	306,800	386,400	430,000	122	327,100	416,100	
84	307,700	388,000	430,800	123	327,600	416,400	
85	308,100	389,000	431,700	124	327,900	416,600	
86	308,800	390,300	432,500	125	328,100	416,800	
87	309,500	391,700	433,300	126	328,400		
88	310,400	393,100	434,200	127	328,900		
89	311,300	394,400	434,900	128	329,300		
90	312,100	395,500	435,400	129	329,500		
91	312,900	396,600	436,000	130	329,900		
92	313,600	397,800	436,400	131	330,400		
93	314,300	398,600	436,900	132	330,800		
94	315,000	399,700	437,400	133	331,000		
95	315,700	400,800	437,800	134	331,400		
96	316,400	401,800	438,200	135	331,900		
97	316,800	402,700	438,400	136	332,200		
98	317,200	403,700	438,800	137	332,500		
99	317,600	404,700	439,100	138	332,900		
100	318,000	405,600	439,400	139	333,300		
101	318,300	406,400	439,700	140	333,700		
102	318,700	407,400					
103	319,000	408,400					
104	319,400	409,400					
105	319,800	410,000					
106	320,300	410,700					
107	320,800	411,400		141	334,100		

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

再任用職員	247,600	293,200	310,700
-------	---------	---------	---------

別表第七 研究職俸給表(第六系関係)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6
		級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円
1	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800	523,300
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700	526,400
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300	529,500
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100	532,600
5	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200	535,700
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900	538,100
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600	540,500
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300	542,900
9	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800	545,300
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400	547,000
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100	548,900
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900	550,800
13	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500	552,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200	553,800
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000	555,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700	556,000
17	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200	557,100
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800	557,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300	558,400
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900	559,000
21	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400	559,700
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000	
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600	
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100	
25	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300	
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600	
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100	
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600	
再任用職員以外の職員							
29	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100	
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600	
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100	
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600	
33	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900	
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300	
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700	
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200	
37	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600	
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100	
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500	
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000	
41	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300	
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500	
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700	
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900	
45	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600	
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100	
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700	
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200	
49	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900	
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300	
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700	
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200	
53	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300	
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500	
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700	
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900	
57	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800	
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800	
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800	
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800	
61	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900	
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800	
	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500	

64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200	
65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000	
66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800	
67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600	
68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400	
69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100	
70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900	
71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700	
72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500	
73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200	
74	263,500	318,600	388,600			
75	264,700	319,700	389,200			
76	265,700	320,800	389,900			
77	266,800	321,900	390,600			
78	267,900	322,900	391,200			
79	269,100	323,800	391,800			
80	270,000	324,700	392,400			
81	271,200	325,800	393,000			
82	272,500	326,600	393,600			
83	273,800	327,300	394,200			
84	275,000	328,100	394,800			
85	276,100	328,600	395,300			
86	277,200	329,100	395,800			
87	278,500	329,600	396,300			
88	279,700	330,100	397,000			
89	280,500	330,400	397,400			
90	281,700	330,900				
91	282,700	331,400				
92	283,900	331,900				
93	284,800	332,200				
94	285,800	332,600				

備考	この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。					
再任用職員						
	121	299,900	345,100			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
			</			

51	383,700	453,900	506,600	559,300		76	475,800	529,800		
52	384,500	455,700	507,900	560,200		77	476,200	530,600		
53	385,400	457,600	508,900	561,000		78	476,800	531,500		
54	386,300	458,800	510,200	561,900		79	477,400	532,400		
55	387,000	460,000	511,500	562,800		80	477,900	533,300		
56	387,900	461,200	512,800	563,700						
						81	478,500	534,100		
57	388,600	462,400	513,800	564,600		82	479,000	535,000		
58	389,500	463,400	514,600	565,500		83	479,500	535,900		
59	390,300	464,400	515,400	566,400		84	480,000	536,800		
60	391,100	465,400	516,200	567,100						
						85	480,400	537,600		
61	391,600	466,200	517,100	568,000		86	481,000	538,500		
62	392,100	466,900	517,900	568,900		87	481,400	539,400		
63	392,500	467,600	518,800	569,800		88	481,900	540,300		
64	393,000	468,300	519,600	570,700						
						89	482,400	541,100		
65	393,300	469,000	520,500	571,600		90	483,000			
66		469,700	521,400			91	483,600			
67		470,400	522,100			92	484,000			
68		471,000	523,000							
						93	484,500			
69		471,300	523,900			94	485,100			
70		472,000	524,700			95	485,700			
71		472,700	525,600			96	486,300			
72		473,400	526,500							
						97	486,800			
73		473,800	527,300							
74		474,400	528,200							
75		475,100	529,100							

再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900
備考	この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定められるものに適用する。				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1	2							
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600

36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	496,500
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			

再任用職員以外
の職員

官報 (号外)

	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
	86		289,500	325,400	346,300				
	87		289,700	325,600	346,600				
	88		289,900	326,000	346,900				
	89		290,300	326,400	347,300				
	90		290,500	326,800	347,600				
	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職員の 区分	職務 の級	1		2		3		4		5		6		7	
	号俸	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
	1		165,300		192,400		240,200		262,700		287,100		330,100		374,100
	2		166,700		194,500		242,000		263,700		288,800		332,200		376,700
	3		168,200		196,600		243,800		264,600		290,400		334,200		379,400
	4		169,600		198,600		245,600		265,700		292,200		336,400		382,000
	5		171,000		200,700		247,000		266,200		293,900		338,400		384,200
	6		172,500		203,000		248,300		267,200		295,700		340,500		386,600
	7		174,000		205,300		249,400		268,000		297,400		342,600		388,900
	8		175,500		207,500		250,700		268,900		299,100		344,700		391,200
	9		176,700		209,800		251,700		270,000		301,000		346,200		393,200
	10		178,400		211,200		252,700		270,700		302,700		348,200		395,300
	11		180,000		212,600		253,600		271,800		304,400		350,100		397,500
	12		181,500		213,800		254,500		273,000		306,100		352,100		399,800
	13		182,900		215,200		255,700		274,300		307,600		354,000		401,700
	14		184,900		216,600		256,800		275,400		309,200		356,100		403,700
	15		186,900		218,100		257,600		276,600		311,000		358,200		405,900
	16		188,900		219,300		258,600		278,000		312,800		360,200		408,100
	17		191,000		220,700		259,100		279,300		314,500		362,200		410,100
	18		193,100		222,200		260,000		280,600		316,100		364,200		412,300
	19		195,200		223,700		261,000		281,600		317,800		366,300		414,500
	20		197,300		225,200		261,800		282,800		319,500		368,400		416,600
	21		199,300		226,300		262,700		284,400		320,900		370,100		418,500
	22		201,500		228,000		263,600		286,000		322,400		372,200		420,400
	23		203,700		229,700		264,500		287,300		323,900		374,300		422,200
	24		205,900		231,400		265,500		288,600		325,400		376,300		424,100
	25		207,800		232,700		266,700		289,900		326,800		378,300		425,800
	26		209,100		234,400		267,600		291,500		328,200		379,900		427,400
	27		210,300		236,100		268,800		293,200		329,700		381,800		429,100
	28		211,600		237,800		270,000		294,700		331,300		383,700		430,700
	29		212,800		239,400		271,200		296,000		332,400		385,500		432,000
	30		213,900		240,800		272,600		297,600		333,900		387,200		433,300
	31		215,200		242,100		274,100		299,200		335,300		389,100		434,900
	32		216,400		243,200		275,400		300,900		336,800		390,900		436,400

33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	288,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	

69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	430,700
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	430,700
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		430,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		

官 報 (号 外)

105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500			
140	301,900	332,900			

	141	302, 100	333, 200					
	142	302, 500	333, 600					
	143	302, 900	333, 900					
	144	303, 200	334, 300					
	145	303, 400	334, 600					
	146	303, 600	335, 000					
	147	303, 900	335, 400					
	148	304, 300	335, 800					
	149	304, 500	336, 100					
	150	304, 700	336, 500					
	151	305, 000	336, 900					
	152	305, 300	337, 300					
	153	305, 700	337, 600					
	154	305, 900						
	155	306, 100						
	156	306, 400						
	157	306, 700						
	158	307, 000						
	159	307, 300						
	160	307, 600						
	161	308, 000						
	162	308, 300						
	163	308, 600						
	164	308, 900						
	165	309, 300						
	166	309, 600						
	167	309, 900						
	168	310, 200						
	169	310, 600						
再任用職員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600

備考この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200	362,900
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400	365,500
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700	367,900
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900	370,500
5	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100	372,400
	6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100	374,900
	7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300	377,200
	8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500	379,700
9	9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400	382,100
	10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600	384,800
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600	387,400
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800	390,100
13	13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600	392,500
	14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600	394,800
	15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600	397,000
	16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600	399,400
17	17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300	401,200
	18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300	403,200
	19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100	405,100
	20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000	406,900
21	21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900	408,800
	22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800	410,600
	23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800	412,400
	24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700	414,300
25	25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700	416,100
	26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600	417,600
	27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600	419,100
	28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600	420,700
29	29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100	422,300
	30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900	423,600
	31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700	424,900
	32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300	426,100
33	33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500	428,600

35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000	429,900
36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600	431,100
37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000	432,300
38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,100	433,100
39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400	433,900
40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500	434,700
41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600	435,300
42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800	436,000
43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000	436,700
44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100	437,400
45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800	438,200
46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500	439,000
47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200	439,400
48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900	440,100
49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500	440,600
50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100	441,000
51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600	441,400
52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000	441,800
53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400	442,200
54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700	442,600
55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000	443,000
56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300
57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600
58	233,100	293,600	332,300	374,800	402,900	444,000
59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300
60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600
61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900
62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100	444,900
63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400	444,900
64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700	444,900
65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000	444,900
66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300	444,900
67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600	444,900
68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900	444,900
69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100	444,900
70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400	444,900
71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700	444,900
72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000	444,900
73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200	444,900
74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500	444,900

再任用職員以外の員									
75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800				
76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000				
77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200				
78	251,000	315,700	341,400	386,000					
79	252,000	316,400	341,900	386,500					
80	253,000	317,100	342,300	387,100					
81	253,900	317,400	342,500	387,600					
82	254,600	317,700	342,800	388,000					
83	255,600	318,300	343,300	388,400					
84	256,600	318,600	343,700	388,800					
85	257,200	319,000	344,000	389,000					
86	258,000	319,300	344,300	389,200					
87	258,700	319,700	344,800	389,500					
88	259,600	320,000	345,200	389,800					
89	260,200	320,500	345,500	390,000					
90	261,000	320,900	345,900	390,300					
91	261,800	321,200	346,300	390,600					
92	262,600	321,500	346,500	390,800					
93	263,000	322,000	346,800	391,000					
94	263,700	322,400							
95	264,200	322,600							
96	264,900	323,000							
97	265,600	323,400							
98	266,300	323,800							
99	267,000	324,200							
100	267,700	324,600							
101	268,200	324,800							
102	268,700	325,100							
103	269,100	325,400							
104	269,600	325,700							
105	269,800	326,100							
106	270,000	326,300							
107	270,300	326,600							
108	270,600	327,000							
109	271,000	327,400							
110	271,300	327,700							
111	271,700	328,100							
112	272,000	328,400							
113	272,300	328,700							
114	272,600	329,100							
115	272,900	329,400							
116	273,300	329,600							

再任用職員	備考	この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。				
117	273,600	329,800				
118	273,900	330,100				
119	274,300	330,500				
120	274,700	330,900				
121	274,900	331,100				
122	275,100					
123	275,500					
124	275,800					
125	276,000					
126	276,300					
127	276,700					
128	277,100					
129	277,300					
130	277,700					
131	278,100					
132	278,400					
133	278,600					
134	278,900					
135	279,300					
136	279,600					
137	279,800					
138	280,100					
139	280,400					
140	280,700					
141	280,900					
142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					
145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					
150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100					

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の十第一項各号中「一万二千円」を「二万六千円」に改め、同条第二項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第一号中掲げる額を「定める額」に改め、同号イ中「二万三千円」を「二万七千円」に改め、同号ロ中「二万三千円」を「二万六千円」に改め、同号ロ中「二万三千円」を「二万七千円」に改め、同号ロ中「二万七千円」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改め、同号ロ中「百分の百二・五」を「百分の百」に改め、同項第二号ロ中「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		397,000
2		456,000
3		516,000
4		596,000
5		693,000
6		791,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		331,000
2		367,000
3		394,000

第七条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		375,000
2		422,000
3		472,000
4		533,000
5		608,000
6		710,000
7		830,000

第八条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。))第十九条の七第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与法(次条において「改正後の給与法」という。))の規定、第三条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。))第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(次条において「改正後の任期付研究員法」という。))の規定及び第五条の規定(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」という。))第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において「改正後の任期付職員法」という。))の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の日(以下この項において「部施行日」という。))の前日において同条の規定による改正前の給与法第十一条の十の規定により支給されていた住居手当の月額が二千元を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(賃間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(人事院規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和三年三月三十一日まで、第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事院規則で定める額。第二号において「旧手当額」という。)から二千元を控除した額の住居手当を支給する。

一 第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
二 旧手当額から第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千元を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出し及び同条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和元年十一月十四日

内閣委員長 水落 敏榮

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、令和元年度において、約一億円である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月七日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表第三俸給月額欄中「二六四、五〇〇円」を「二六四、七〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(特別職の職員の給与に関する法律第七条の二ただし書の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の同法(次条に

おいて「改正後の給与法」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法の規定を適用する場合に

は、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和元年十一月十四日

外交防衛委員長 北村 経夫

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行を含む給与改定に要する経費(防衛省所管)は、令和元年度において約八十四億円である。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十三万三千五百円」を「十三万五千五百円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万五千八百円」を「十一万七千円」に改め、同条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二十五条の二第二項中「十万二千五百円」を「十万三千七百円」に改め、同条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条―第五条関係)

職員の区分	職務の級		1		2	
	号	俸給月額	俸給月額	級		
1	1	204,000	331,100	36	278,800	397,600
	2	205,700	333,300	37	281,100	398,800
	3	207,300	335,400	38	283,000	400,300
	4	209,000	337,400	39	284,900	401,700
5	5	210,800	339,600	40	286,900	403,100
	6	212,400	341,500	41	288,600	404,800
	7	214,100	343,700	42	290,900	406,200
	8	215,700	345,800	43	293,200	407,500
9	9	217,500	347,500	44	295,700	409,000
	10	219,400	349,600	45	297,700	410,600
	11	221,300	351,700	46	300,100	411,900
	12	223,200	353,800	47	302,300	413,400
13	13	224,700	355,900	48	304,900	415,000
	14	226,700	357,900	49	307,200	416,700
	15	228,700	359,900	50	309,600	418,100
	16	230,700	361,900	51	311,900	419,700
17	17	232,500	363,500	52	314,100	421,200
	18	235,200	365,400	53	316,300	422,900
	19	237,900	367,200	54	318,300	424,400
	20	240,600	369,200	55	320,300	426,000
21	21	243,200	370,800	56	322,300	427,600
	22	246,000	372,700	57	324,200	429,100
	23	248,600	374,500	58	326,300	430,600
	24	251,300	376,400	59	328,400	431,800
25	25	253,800	377,700	60	330,400	433,000
	26	256,200	379,500	61	332,500	434,200
	27	258,700	381,300	62	334,600	435,500
	28	261,000	383,200	63	336,800	436,800
29	29	263,600	385,000	64	339,000	438,000
	30	266,000	386,900	65	340,700	439,200
	31	268,200	388,800	66	342,900	440,400
	32	270,400	390,800	67	344,900	441,600
33	33	272,500	392,500	68	347,100	442,800
	34	274,700	394,200	69	348,900	444,000
				70	350,800	445,200
				71	352,800	446,400
			72	354,800	447,600	

再任用職員以外の職員							
73	356, 400	448, 700					
74	358, 300	449, 300					
75	360, 100	449, 800					
76	362, 000	450, 300					
77	363, 800	450, 800					
78	365, 500						
79	367, 200						
80	368, 800						
81	370, 300						
82	371, 800						
83	373, 300						
84	374, 700						
85	375, 800						
86	377, 200						
87	378, 600						
88	379, 900						
89	381, 200						
90	382, 500						
91	383, 700						
92	385, 000						
93	386, 300						
94	387, 400						
95	388, 700						
96	389, 900						
97	391, 300						
98	392, 300						
99	393, 400						
100	394, 400						
101	395, 300						
102	396, 300						
103	397, 400						
104	398, 500						
105	399, 200						
106	400, 100						
107	401, 000						
108	401, 900						
109	402, 700						
110	403, 600						
				111	404, 400		
				112	405, 200		
				113	405, 800		
				114	406, 500		
				115	407, 200		
				116	407, 900		
				117	408, 500		
				118	409, 000		
				119	409, 400		
				120	409, 800		
				121	410, 200		
				122	410, 500		
				123	410, 800		
				124	411, 000		
				125	411, 200		
				126	411, 500		
				127	411, 800		
				128	412, 000		
				129	412, 200		
				130	412, 500		
				131	412, 800		
				132	413, 000		
				133	413, 200		
				134	413, 500		
				135	413, 800		
				136	414, 000		
				137	414, 200		
				138	414, 500		
				139	414, 800		
				140	415, 000		
				141	415, 200		
				142	415, 500		
				143	415, 800		
				144	416, 000		
				145	416, 200		
					274, 300		331, 100

官

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

[illegible]

47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		</

101						487,000	463,500	429,200	415,300	402,700	386,500	391,000	388,200	370,900			
102						487,500	464,000	429,900	416,100	403,700	399,500	392,100	389,000	371,800			
103						488,000	464,500	430,000	416,900	404,700	400,500	393,200	389,800	372,700			
104						488,500	465,000	431,300	417,700	405,700	401,500	394,300	390,600	373,600			
105							488,800	465,500	432,100	418,500	406,500	402,400	395,100	374,500			
106							465,000	432,700	419,400	407,500	403,500	396,100	392,100	376,400			
107							466,500	433,300	420,300	408,500	404,600	397,100	392,900	376,300			
108							467,000	433,900	421,200	409,500	405,700	398,100	393,700	377,200			
109							467,300	434,500	421,900	410,400	406,600	399,200	394,500	377,900			
110							467,800	435,100	422,700	411,300	407,500	400,000	395,300	378,700			
111							468,300	435,700	423,500	412,200	408,400	400,800	396,100	379,500			
112							468,800	436,300	424,300	413,100	409,300	401,600	396,900	380,300			
113							469,100	436,800	424,900	414,000	410,300	402,500	397,700	381,200			
114								437,400	425,600	414,900	411,300	403,300	398,500				
115								438,000	426,300	415,800	412,300	404,100	399,300				
116								438,600	427,000	416,700	413,300	404,900	400,100				
117								439,100	427,700	417,500	414,100	405,800	400,900				
118								439,700	428,400	418,300	415,000	406,600	401,700				
119								440,300	429,100	419,100	415,900	407,400	402,500				
120								440,900	429,800	419,900	416,800	408,200	403,300				
121								441,400	430,400	420,700	417,500	409,100	404,100				
122								442,000	431,100	421,500	418,300	409,900	404,900				
123								442,600	431,800	422,300	419,100	410,700	405,700				
124								443,200	432,500	423,100	419,900	411,500	406,500				
125								443,700	433,100	423,700	420,800	412,400	407,300				
126								444,300	433,800	424,400	421,600	413,200	408,200				
127								444,900	434,500	425,100	422,400	414,000	409,100				
128								445,500	435,200	425,800	423,200	414,800	410,000				
129							446,000	435,800	426,600	426,600	424,100	415,700	410,700				
130								436,500	427,400	427,400	424,900	416,500					
131								437,200	428,200	428,200	425,700	417,300					
132								437,900	429,000	429,000	426,500	418,100					
133									438,500	429,900	427,400	419,000					
134									439,200	430,700	428,200	419,800					
135									439,900	431,500	429,000	420,600					
136									440,600	432,300	429,800	421,400					
137									441,200	433,000	430,600	422,300					
138									433,900	431,400	423,100						
139									434,800	432,200	423,900						
140									435,700	433,000	424,700						
141									436,400	433,800	425,500						
142									437,200	434,600							
143									438,000	435,400							
144									438,800	436,200							
145									439,500	437,000							
再任用職員	—	—	505,900	462,500	447,500	392,500	354,000	336,300	306,200	288,000	262,300	262,100	276,600	274,100	265,900	248,800	—

備考(一)

統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二階に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の二階に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の二階又は二階に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一投職に属する国家公務員との均等を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員(その者の事情によらないで引き継いで勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「十三万五千五百円」を「十四万二千円」に改める。

別表第二中

1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士
俸給月額	俸給月額
円 186,700 188,600 190,500 192,400	円 172,000 173,800 175,600 177,400
円 194,200 195,200 196,200 197,200	円 179,000 180,000 181,000 182,000
円 198,100 199,100 200,100 201,100	円 183,000
円 202,100	

を

1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士
俸給月額	俸給月額
円 186,700	円 179,200

188,600 190,500 192,400	180,400 181,600 182,800
194,200 195,200 196,200 197,200	184,000 185,200 186,400 187,600
198,100 199,100 200,100 201,100	188,800 190,000 191,200 192,400
202,100 203,000 204,100 205,200	193,600 194,800 195,900 197,000
206,100	198,100

に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び附則第三条の規定 令和二年四月一日
- 二 第三条及び附則第四条の規定 令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。))第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の法(次条において「新法」という。))の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 新法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 号。以下この項において「一般職給与改正法」という。))第二条の規定の施行の日(以下この項において「一般職給与改正法一部施行日」という。))の前日において法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十

五年法律第九十五号)第十一条の十の規定により支給されていた住居手当の月額が二千元を超える職員であつて、一般職給与改正法一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(政令で定める職員を除く。)に対しては、一般職給与改正法(一部施行日から令和三年三月三十一日までの間、法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下この項において「改正後の一般職給与法」という。))第十一条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る

る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で政令で定める額。第二号において「旧手当額」という。))から二千元を控除した額の住居手当を支給する。

一 法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の十第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の十第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千元を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(二等陸士等の俸給月額及び自衛官候補生手当に関する経過措置)

第四条 第三条の規定の施行の日の前日において一等陸士、一等海士若しくは一等空士若しくは二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官又は自衛官候補生として在職していた者に対する同条の規定による改正後の法第二十四条の二第二項及び別表第二の規定の適用については、同項中「十四万二千円」とあるのは「十三万五千五百円」と、同表中

198,100 199,100 200,100 201,100	188,800 190,000 191,200 192,400
202,100 203,000 204,100 205,200	193,600 194,800 195,900 197,000
206,100	198,100

とあるのは

1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士
俸給月額	俸給月額
円 186,700 188,600 190,500 192,400	円 172,000 173,800 175,600 177,400
円 194,200 195,200 196,200 197,200	円 179,000 180,000 181,000 182,000
円 198,100 199,100 200,100 201,100	円 183,000
円 202,100	

1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士
俸給月額	俸給月額
円 186,700 188,600 190,500 192,400	円 179,200 180,400 181,600 182,800
円 194,200 195,200 196,200 197,200	円 184,000 185,200 186,400 187,600

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

投票者氏名

六八

とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年十一月十五日

議院運営委員長 松村 祥史

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府職員給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の一部及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和元年十一月七日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に改め、同項第二号中「百分の七十四」を「百分の七十八」に改め、同項第三号中「百分の五十五・五」を「百分の五十八・五」に改め、同項第四号中「百分の二十七・七五」を「百分の二十九・二五」に改める。

別表第二給料月額の欄中「二六八、九〇〇円」を「二六九、〇〇〇円」に改める。

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「百分の七十八」を「百分の七十六」に改め、同項第三号中「百分の五十八・五」を「百分の五十七」に改め、同項第四号中「百分の二十九・二五」を「百分の二十八・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の同法(同項に

おいて「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

投票者氏名

日程第一 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(衆議院提出)

日程第二 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二三四名

足立 敏之君 阿達 雅志君
青木 一彦君 青山 繁晴君
赤池 誠章君 朝日健太郎君
有村 治子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 岩本 剛人君
宇都 隆史君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 加田 裕之君
片山さつき君 金子原二郎君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
清水 真人君 自見はなこ君
島村 大君 進藤金日子君

末松 信介君 世耕 弘成君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
高橋はるみ君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敏三君
柘植 芳文君 堂政 茂君
徳茂 雅之君 豊田 俊郎君
中川 雅治君 中曽根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 長峯 誠君
二之湯 智君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
藤木 眞也君 藤末 健三君
古川 俊治君 堀井 巖君
本田 顕子君 堀立 昇治君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 三浦 靖君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏栄君
宮崎 雅夫君 宮沢 洋一君
宮島 喜文君 宮本 周司君
元榮太一郎君 森 まさこ君
森屋 宏君 山崎 正昭君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 太郎君 山田 宏君
山谷えり子君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 和田 政宗君
青木 愛君 有田 芳生君
伊藤 孝恵君 石垣のりこ君
石川 大我君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 打越さく良君
江崎 孝君 小沢 雅仁君

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号 投票者氏名

小沼 巧君	大塚 耕平君	山本 博司君	横山 信一君	衛藤 晟一君	小川 克巳君	宮島 喜文君	宮本 周司君
勝部 賢志君	川合 孝典君	若松 謙維君	浅田 均君	小野田紀美君	尾辻 秀久君	元榮太一郎君	森 まさこ君
川田 龍平君	木戸口英司君	東 徹君	石井 章君	大家 敏志君	大野 泰正君	森屋 宏君	山崎 正昭君
岸 真紀子君	熊谷 裕人君	石井 苗子君	梅村 聡君	太田 房江君	岡田 直樹君	山下 雄平君	山田 修路君
郡司 彰君	小西 洋之君	梅村みずほ君	音喜多 駿君	岡田 広君	加田 裕之君	山田 太郎君	山田 宏君
小林 正夫君	古賀 之士君	片山 大介君	片山虎之助君	片山さつき君	金子原二郎君	山谷えり子君	山本 順三君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	清水 貴之君	柴田 巧君	北村 経夫君	こやり隆史君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君
塩村あやか君	芝 博一君	鈴木 宗男君	高木かおり君	古賀友一郎君	上月 良祐君	青木 愛君	有田 芳生君
榛葉賀津也君	須藤 元気君	松沢 成文君	室井 邦彦君	佐藤 啓君	佐藤 信秋君	伊藤 孝恵君	石垣のりこ君
杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	柳ヶ瀬裕文君	井上 哲士君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	石川 大我君	石橋 通宏君
田名部匡代君	田村 まみ君	伊藤 岳君	市田 忠義君	清水 真人君	自見はなこ君	磯崎 哲史君	打越さく良君
徳永 エリ君	那谷屋正義君	岩渕 友君	紙 智子君	島村 大君	進藤金日子君	江崎 孝君	小沢 雅仁君
長浜 博行君	難波 奨二君	吉良よし子君	倉林 明子君	末松 信介君	世耕 弘成君	小沼 巧君	大塚 耕平君
野田 国義君	羽田雄一郎君	小池 晃君	田村 智子君	高野光二郎君	高階恵美子君	勝部 賢志君	川合 孝典君
芳賀 道也君	白 眞勲君	大門実紀史君	武田 良介君	高橋はるみ君	高橋 克法君	川田 龍平君	木戸口英司君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君	山下 芳生君	山添 拓君	滝波 宏文君	滝沢 求君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君
浜野 喜史君	福島みずほ君	伊波 洋一君	高良 鉄美君	滝植 芳文君	武見 敬三君	郡司 彰君	小西 洋之君
福山 哲郎君	舟山 康江君	木村 英子君	船後 靖彦君	徳茂 雅之君	堂故 茂君	斎藤 嘉隆君	古賀 之士君
真山 勇一君	牧山ひろえ君	嘉田由紀子君	ながえ孝子君	中川 雅治君	中曾根弘文君	塩村あやか君	櫻井 充君
水岡 俊一君	宮沢 由佳君	浜田 聡君	安達 澄君	中西 健治君	中西 哲君	榛葉賀津也君	芝 博一君
森 ゆうこ君	森本 真治君	上田 清司君	小川 敏夫君	中西 祐介君	長峯 誠君	杉尾 秀哉君	須藤 元気君
森屋 隆君	矢田わか子君	寺田 静君	平山佐知子君	二之湯 智君	西田 昌司君	田名部匡代君	田島麻衣子君
柳田 稔君	横沢 高德君			野上浩太郎君	野村 哲郎君	徳永 エリ君	田村 まみ君
吉川 沙織君	吉田 忠智君			羽生田 俊君	長谷川 岳君	長浜 博行君	那谷屋正義君
蓮 舫君	秋野 公造君			馬場 成志君	橋本 聖子君	野田 国義君	難波 奨二君
伊藤 孝江君	石川 博崇君			林 芳正君	福岡 資鷹君	芳賀 道也君	白 眞勲君
河野 義博君	熊野 正士君			藤井 基之君	藤川 政人君	鉢呂 吉雄君	浜口 誠君
佐々木さやか君	里見 隆治君			藤木 眞也君	藤末 健三君	浜野 喜史君	福島みずほ君
塩田 博昭君	下野 六太君			古川 俊治君	堀井 巖君	福山 哲郎君	舟山 康江君
杉 久武君	高瀬 弘美君			本田 顕子君	舞立 昇治君	真山 勇一君	牧山ひろえ君
高橋 光男君	竹内 眞二君			松川 るい君	松下 新平君	水岡 俊一君	宮沢 由佳君
竹谷とし子君	谷合 正明君			松村 祥史君	松山 政司君	森 ゆうこ君	森本 真治君
新妻 秀規君	西田 実仁君			丸川 珠代君	三浦 靖君	柳田 稔君	矢田わか子君
浜田 昌良君	平木 大作君			三木 亨君	三原じゅん子君	吉川 沙織君	横沢 高德君
三浦 信祐君	宮崎 勝君			三宅 伸吾君	水落 敏栄君	蓮 舫君	吉田 忠智君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君			宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君		秋野 公造君
山口那津男君	山本 香苗君						

日程第三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
二一六名
足立 敏之君
青木 一彦君
赤池 誠章君
有村 治子君
石井 浩郎君
石田 昌宏君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
宇都 隆史君

反対者氏名

○名

日程第四 特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名 二〇二名

伊藤 孝江君	石川 博崇君	足立 敏之君	阿達 雅志君	馬場 成志君	橋本 聖子君	野田 国義君	羽田雄一郎君
河野 義博君	熊野 正士君	青木 一彦君	青山 繁晴君	林 芳正君	福岡 資麿君	芳賀 道也君	白 眞敷君
佐々木さやか君	里見 隆治君	赤池 誠章君	朝日健太郎君	藤井 基之君	藤川 政人君	鉢呂 吉雄君	浜口 誠君
塩田 博昭君	下野 六太君	有村 治子君	石井 準一君	藤木 眞也君	堀井 健三君	眞山 喜史君	福島みずほ君
杉 久武君	高瀬 弘美君	石井 浩郎君	石井 正弘君	古川 俊治君	堀立 昇治君	眞山 勇一君	舟山 康江君
高橋 光男君	竹内 眞二君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	本田 顕子君	松下 新平君	宮沢 由佳君	水岡 俊一君
竹谷とし子君	谷合 正明君	石田 昌宏君	今井絵理子君	松川 るい君	松山 政司君	森本 眞治君	森 ゆうこ君
新妻 秀規君	西田 実仁君	猪口 邦子君	岩本 剛人君	松村 祥史君	三浦 靖君	矢田わか子君	柳田 稔君
浜田 昌良君	平木 大作君	岩井 茂樹君	岩本 剛人君	丸川 珠代君	三原じゅん子君	横沢 高徳君	吉川 沙織君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	宇都 隆史君	江島 潔君	三木 亨君	水落 敏榮君	吉田 忠智君	蓮 舫君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君	衛藤 晟一君	小川 克巳君	三宅 伸吾君	宮沢 洋一君	秋野 公造君	伊藤 孝江君
山口那津男君	山本 香苗君	小野田紀美君	尾辻 秀久君	宮島 喜文君	宮本 周司君	石川 博崇君	河野 義博君
山本 博司君	横山 信一君	大家 敏志君	大野 泰正君	元榮太一郎君	森 まさこ君	熊野 正士君	佐々木さやか君
若松 謙維君	井上 哲士君	太田 房江君	岡田 直樹君	山下 雄平君	山田 修路君	下野 隆治君	塩田 博昭君
伊藤 岳君	市田 忠義君	岡田 広君	金子原二郎君	山田 太郎君	山本 順三君	高瀬 弘美君	杉 久武君
岩淵 友君	紙 智子君	片山さつき君	こやり隆史君	山谷えり子君	和田 政宗君	竹内 眞二君	高橋 光男君
吉良よし子君	倉林 明子君	北村 経夫君	上月 良祐君	吉川ゆうみ君	有田 芳生君	谷合 正明君	竹谷とし子君
小池 晃君	田村 智子君	古賀友一郎君	佐藤 信秋君	青木 愛君	石垣のりこ君	西田 実仁君	新妻 秀規君
大門実紀史君	武田 良介君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	伊藤 孝恵君	石橋 通宏君	平木 大作君	浜田 昌良君
山下 芳生君	山添 拓君	佐藤 正久君	自見はなこ君	磯崎 哲史君	打越さく良君	宮崎 勝君	三浦 信祐君
伊波 洋一君	高良 鉄美君	清水 真人君	進藤金日子君	江崎 孝君	小沢 雅仁君	安江 伸夫君	矢倉 克夫君
嘉田由紀子君	ながえ孝子君	島村 大君	世耕 弘成君	小沼 巧君	大塚 耕平君	横山 信一君	山本 博司君
浜田 聡君	安達 澄君	末松 信介君	高階恵美子君	勝部 賢志君	川合 孝典君	伊波 洋一君	山口那津男君
上田 清司君	小川 敏夫君	高野光二郎君	高橋 克法君	川田 龍平君	木戸口英司君	嘉田由紀子君	山本 博司君
寺田 静君	平山佐知子君	高橋はるみ君	滝沢 求君	岸 眞紀子君	熊谷 裕人君	浜田 聡君	若松 謙維君

反対者氏名

一八名

浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
梅村 聡君	梅村みずほ君
音喜多 駿君	片山 大介君
片山虎之助君	清水 貴之君
柴田 巧君	鈴木 宗男君
高木かおり君	松沢 成文君
室井 邦彦君	柳ヶ瀬裕文君
木村 英子君	船後 靖彦君

羽生田 俊君	長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	長峯 誠君	中西 哲君	中西 健治君	二之湯 智君	野上浩太郎君	羽生田 俊君
--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------

長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	長峯 誠君	中西 哲君	中西 健治君	二之湯 智君	野上浩太郎君	羽生田 俊君
--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------

反対者氏名

三一名

浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
梅村 聡君	梅村みずほ君
音喜多 駿君	片山 大介君
片山虎之助君	清水 貴之君

日程第五 防衛省の職員の新与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

柴田 巧君	鈴木 宗男君
高木かおり君	松沢 成文君
室井 邦彦君	柳ヶ瀬裕文君
井上 哲士君	伊藤 岳君
市田 忠義君	岩淵 友君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
武田 良介君	山下 芳生君
山添 拓君	木村 英子君
船後 靖彦君	

そのだ修光君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝波はるみ君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中川 雅治君	中曽根弘文君
中西 健治君	中西 哲君
中西 祐介君	長峯 誠君
二之湯 智君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	藤末 健三君
古川 俊治君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	三浦 靖君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君
宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君
宮島 喜文君	宮本 周司君
元榮太一郎君	森 まさこ君
森屋 宏君	山崎 正昭君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 太郎君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君
青木 愛君	有田 芳生君
伊藤 孝恵君	石垣のりこ君
石川 大我君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	打越さく良君
江崎 孝君	小沢 雅仁君
小沼 巧君	大塚 耕平君

勝部 賢志君	川合 孝典君
川田 龍平君	木戸口英司君
岸 真紀子君	熊谷 裕人君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
塩村あやか君	芝 博一君
榛葉賀津也君	須藤 元気君
杉尾 秀哉君	田島麻衣子君
田名部匡代君	田村 まみ君
徳永 エリ君	那谷屋正義君
長浜 博行君	難波 奨二君
野田 国義君	羽田雄一郎君
芳賀 道也君	白 眞勲君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君
浜野 喜史君	福島みずほ君
福山 哲郎君	舟山 康江君
真山 勇一君	牧山ひろえ君
水岡 俊一君	宮沢 由佳君
森 ゆうこ君	森本 真治君
森屋 隆君	矢田わか子君
柳田 稔君	横沢 高德君
吉川 沙織君	吉田 忠智君
蓮 舫君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
河野 義博君	熊野 正士君
佐々木さやか君	里見 隆治君
塩田 博昭君	下野 六太君
杉 久武君	高瀬 弘美君
高橋 光男君	竹内 真二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君

反対者氏名

若松 謙維君	井上 哲士君
伊藤 岳君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
山下 芳生君	山添 拓君
伊波 洋一君	嘉田由紀子君
ながえ孝子君	浜田 聡君
安達 澄君	上田 清司君
小川 敏夫君	寺田 静君
平山佐知子君	

一九名

国会議員の秘書の新与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名

足立 敏之君	阿達 雅志君
青木 一彦君	青山 繁晴君
赤池 誠章君	朝日健太郎君
有村 治子君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
猪口 邦子君	今井絵理子君
岩井 茂樹君	岩本 剛人君
宇都 隆史君	江島 潔君

二六名

衛藤 晟一君	小川 克巳君
小野田紀美君	尾辻 秀久君
大家 敏志君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	加田 裕之君
片山さつき君	金子原二郎君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
清水 真人君	自見はなこ君
島村 大君	進藤金日子君
末松 信介君	世耕 弘成君
そのだ修光君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
高橋はるみ君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 健治君	中西 哲君
中西 祐介君	長峯 誠君
二之湯 智君	野村 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	藤末 健三君
古川 俊治君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	三浦 靖君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏榮君
宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君

宮島 喜文君	宮本 周司君
元榮太一郎君	森 まさこ君
森屋 宏君	山崎 正昭君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 太郎君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君
青木 愛君	有田 芳生君
伊藤 孝恵君	石垣のりこ君
石川 大我君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	打越さく良君
江崎 孝君	小沢 雅仁君
小沼 巧君	大塚 耕平君
勝部 賢志君	川合 孝典君
川田 龍平君	木戸口英司君
岸 真紀子君	熊谷 裕人君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
塩村あやか君	芝 博一君
榛葉賀津也君	須藤 元氣君
杉尾 秀哉君	田島麻衣子君
田名部匡代君	田村 まみ君
徳永 エリ君	那谷屋正義君
長浜 博行君	難波 奨二君
野田 国義君	羽田雄一郎君
芳賀 道也君	白 眞勲君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君
浜野 喜史君	福島みずほ君
福山 哲郎君	舟山 康江君
真山 勇一君	牧山ひろえ君
水岡 俊一君	宮沢 由佳君
森 ゆうこ君	森本 真治君
森屋 隆君	矢田わか子君
柳田 稔君	横沢 高德君
吉川 沙織君	吉田 忠智君
蓮 舫君	秋野 公造君

伊藤 孝江君	石川 博崇君
河野 義博君	熊野 正士君
佐々木さやか君	里見 隆治君
塩田 博昭君	下野 六太君
杉 久武君	高瀬 弘美君
高橋 光男君	竹内 真二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 哲士君
伊藤 岳君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
山下 芳生君	山添 拓君
伊波 洋一君	高良 鉄美君
嘉田由紀子君	ながえ孝子君
浜田 聡君	安達 澄君
上田 清司君	小川 敏夫君
寺田 静君	平山佐知子君

反対者氏名

浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
梅村 聡君	梅村みずほ君
音喜多 駿君	片山 大介君
片山虎之助君	清水 貴之君
柴田 巧君	鈴木 宗男君
高木かおり君	松沢 成文君
室井 邦彦君	柳ヶ瀬裕文君
木村 英子君	船後 靖彦君

安倍首相による日朝首脳会談構想に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月四日

参議院議長 山東 昭子殿

有田 芳生

安倍首相による日朝首脳会談構想に関する質問主意書

安倍晋三首相は、二〇一九年九月二十四日の国連総会での一般討論演説で、「条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意」と語り、拉致・核・ミサイル問題の包括的解決と国交正常化の実現を「不変の目標」と位置づけました。安倍首相は同年五月から「条件を付けずに日朝首脳会談を実現したい」と発言しはじめました。その真意について質問します。

一 この「条件を付けずに日朝首脳会談を実現したい」との発言は、安倍政権のこれまでの方針とどこが違うのでしょうか。二〇一二年十二月に成立した第二次安倍政権以降の日朝首脳会談に関する方針と比べて、どんな変化があったのか、具体的に示してください。それとも「言いまわし」の違いであつて、これまでの方針と変わらないのでしょうか。

二 安倍首相は「条件を付けずに実現をめざす日朝首脳会談について、二〇一九年五月十九日の『全拉致被害者の即時一括帰国を実現せよ！国民大集会』での挨拶で「まだ残念ながら日朝首脳会談が行われるということについては、めども立っていないのは事実でございます」と発言しました。ところが同年九月十六日の同集会での挨拶では、日朝首脳会談の実現に関する発言はありませんでした。それはなぜですか。

三 安倍首相は「条件を付けずに日朝首脳会談を実現したい」と繰り返し語ってきました。北朝鮮

側が朝鮮中央通信などで、この安倍首相の発言について論評を加えたことを政府は把握していますか。政府は北朝鮮側からどのような反応があったと認識しているのか、具体的な論評内容とともに示してください。

右質問する。

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員有田芳生君提出安倍首相による日朝首脳会談構想に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出安倍首相による日朝首脳会談構想に関する質問に対する答弁書

弁書

一について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の安倍内閣総理大臣の発言の趣旨は、令和元年五月九日の参議院内閣委員会において、安倍内閣総理大臣から「北朝鮮の核、ミサイル、そして何よりも重要な拉致問題の解決に向けて、相互不信の殻を破り、次は私自身が金正恩委員長と向き合うとの決意を私は従来から述べてきたところでございます。条件を付けずに会談実現を目指すとは、そのことをより明確な形で述べたものであります。」と答弁しているとおりである。

二について

御指摘の「日朝首脳会談の実現に関する発言」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「同年九月十六日の同集会での挨拶」において、安倍内閣総理大臣は、拉致問題について、「この問題を解決していく上においては、日本が主體的にこの問題に取り組んでいかなければなりません。私自身、条件を付けず

に金正恩委員長と直接向き合っていく。冷静な分析の上に、あらゆるチャンスを見逃すことなく、果断に行動していく考えでございます。」と述べているところである。

三について

御指摘の「北朝鮮側が朝鮮中央通信などで、この安倍首相の発言について論評を加えたこと」については承知しているが、北朝鮮の個々の報道の内容に関し、政府として答弁することは差し控えたい。

幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月四日

参議院議長 山東 昭子殿

吉川 沙織

幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問主意書

令和元年五月三十一日に公布された内閣府令第六号(子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令)及び内閣府令第八号(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令)に誤りがあることが発覚し、当該誤りについて、いわゆる官報正誤が行われた。本件について、以下質問する。

一 報道によれば、両内閣府令に誤りがあることは地方自治体からの指摘により発覚したとのことであるが、発覚に至るまでの経緯を明らかにされたい。また、両内閣府令に誤りがあることを一般に公表したのはいつか明らかにされたか。

二 両内閣府令の官報正誤は、本年八月三十日及び九月二十五日の二回にわたって行われたとい

う理解でよいのか。過不足がある場合は、その日付を示されたい。

三 両内閣府令における誤りはそれぞれ何箇所あったのか、官報正誤ごとの数とそれらの合計を明らかにされたい。また、法令に数十箇所の誤りが生じることは極めて異例と考えるが、両内閣府令における誤りの数に対する政府の見解を示されたい。

四 宮内閣府特命担当大臣(当時)は、本年九月六日の記者会見において、八月三十日の官報正誤は「実際の条例に引用される箇所など」を先行して正誤措置するものであった旨発言している。

1 当該発言にある「実際の条例に引用される箇所など」の「など」とは何か、具体的に明らかにされたい。

2 九月二十五日の官報正誤には「実際の条例に引用される箇所」の正誤措置が含まれているか、明らかにされたい。含まれている場合、八月三十日の官報正誤において正誤措置しなかった理由を明らかにされたい。

五 両内閣府令に誤りがあること及び「実際の条例に引用される箇所など」を先行的に正誤措置することについて、八月三十日の官報正誤が行われる前に、地方自治体に周知したか明らかにされたい。周知した場合、その日付、手段及び内容を明らかにされたい。周知していない場合、その理由を明らかにされたい。

六 前記五において周知していない場合、地方自治体は、両内閣府令に誤りがあることを約三箇月間政府から知らされずにいたことになるが、政府は、このことにより地方自治体において実務上の問題は何ら生じなかったとの認識であるのか明らかにされたい。

また、両内閣府令が公布された五月三十一日から九月二十五日の官報正誤が行われるまでおよそ四箇月が経過しているが、地方自治体の実

務には何ら支障を生じさせることなく、幼児教育・保育の無償化が円滑に開始されるに至ったと評価しているのか、政府の見解を示されたい。

七 八月三十日の官報正誤が行われる前の時点において、両内閣府令の誤りのある条文を引用する条例を既に制定していた地方自治体や、議会で当該条例の案を審議していた地方自治体があったか、政府の把握するところを明らかにされたい。

八 前記七の地方自治体が存在する場合、当該地方自治体の中に、両内閣府令に誤りがあつたことを理由として、当該条例を廃止又は改正したり当該条例の案を修正又は撤回したりしたものがあつたか、あるいは、これらの行為を今後行おうとしているものがあるか、政府の把握するところを明らかにされたい。

九 両内閣府令の誤りのある条文を引用する条例を制定した地方自治体が存在する場合、幼児教育・保育の無償化を実施するためには、当該地方自治体は、両内閣府令の正誤措置の内容を反映する形で当該条例を改正する必要があるのか、政府の見解を明らかにされたい。改正の要否が当該引用の態様等により異なる場合には、どのような場合には改正が必要となるのか、具体的に説明されたい。

十 前記九において、当該条例を改正する必要がある場合、いつまでにこれを行う必要があるのか明らかにされたい。また、改正が行われるまでの間における当該条例の効力及び当該条例を根拠として実施した幼児教育・保育の無償化の効力は、それぞれどのように評価されるのか、政府の見解を示されたい。

十一 一般に、政省令の条文に誤りが生じ、その条文を引用する条例を地方自治体が制定していた場合、当該条例の効果はどのように評価されるのか、(一)当該政省令の正誤措置も当該条例

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

の改正も行われていない状況と、(2)当該政省令の正誤措置は行われたが当該条例の改正は行われていない状況とに分けて、政府の見解を示されたい。

十二 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、地方自治体に多大なる財政負担及び事務負担が生じているところ、加えて本件が発生したことは誠に遺憾である。個々の誤り自体は、宮腰大臣が前記四の記者会見で発言したように「初歩的なミス」かもしれないが、通常では考えられない数の誤りが発生していることから、構造的な問題が背景にあることをうかがわせる。そもそも、地方自治体との協議を何ら行わず、実務的な課題を全く考慮せず、「新しい経済政策パッケージ」において一方的に幼児教育・保育の無償化を決定したことが本件の遠因になっていることは想像に難くない。政府は、本件が発生した原因をどのように分析しているのか見解を示されたい。

右質問する。

令和元年十月十五日 内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問に対する答弁書

一から三までについて
子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第六号。以下「六号府令」という。)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第八

号。以下「八号府令」という。)(以下「両府令」と総称する。)は、令和元年五月三十一日付け官報号外第二十三号をもって公布されたが、同年六月以降、地方公共団体の職員等から両府令の誤りについての指摘があったこと等を踏まえ精査を行い、複数の誤りがあることが判明したため、同年八月三十日付け官報本紙第八十二号において、六号府令について二十二箇所、八号府令について二十二箇所、合計四十四箇所、同年九月二十五日付け官報本紙第九十八号において、六号府令について五十箇所、八号府令について二箇所、合計五十二箇所、両官報において合計九十六箇所の誤りを官報正誤により訂正したものである。多数の誤りがあったことは遺憾である。

四について

令和元年八月三十日付け官報本紙第八十二号において、両府令のうち、同月二十一日に、都道府県、指定都市及び中核市の担当者に対し連絡していた、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第三十四条第二項又は第四十六条第二項及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)附則第四條第二項の規定に基づく市町村の条例に引用される部分並びにこれら以外の部分の誤りについて訂正した。また、その後も引き続き精査を行い、同年九月二十五日付け官報本紙第九十八号において、両府令のうち、同項の規定に基づく市町村の条例に引用される部分及びこれ以外の部分の誤りについて訂正した。

五及び六について

内閣府においては、実務を担う地方公共団体の担当者と連携して詳細な事務の進め方の検討や質疑応答集等の作成を行うとともに、地方公共団体に対する説明会の実施等により幼児教育・保育の無償化の制度の内容について説明を行い、その周知を図ってきたところであり、地

方公共団体において施行に際して準備が間に合わなかった例は承知していない。なお、内閣府は、令和元年八月二十一日に、都道府県、指定都市及び中核市の担当者に対し、両府令において御指摘の「誤りがあること」及び「正誤措置すること」並びにその内容について連絡したところである。

七及び八について

お尋ねについては、政府として把握していない。

九及び十について

今般の両府令の誤りについては、実質的な法規範の内容と法文の表記との間に形式的な齟齬が生じていることが客観的に明らかであり、当該齟齬が生じたままでは実質的な法規範の内容が正確に表現されていないため、官報正誤により訂正したものである。各地方公共団体においては、その取扱について適切に判断されるものと考えている。

十一について

お尋ねについては、政省令及びその政省令を引用する条例の内容等により異なるため、一概にお答えすることは困難である。

十二について

お尋ねの「原因」は、内閣府における両府令の作成過程において、十分な確認が行われなかったことにより生じたものと考えている。

安倍政権の拉致問題解決に向けた基本方針に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月四日

参議院議長 山東 昭子殿

有田 芳生

安倍政権の拉致問題解決に向けた基本方針に関する質問主意書

安倍政権の北朝鮮政策について確認を必要とするいくつかの重要問題があります。日朝交渉を進めるために欠かせないいくつかの課題について質問します。

一 拉致問題担当大臣である菅義偉官房長官は、二〇一九年九月十六日の「全拉致被害者の即時一括帰国を実現せよ!国民大集会」で、日本政府の目標は拉致被害者の一括帰国である旨発言しました。「拉致被害者の一括帰国」は安倍政権の基本方針ですか。そうだとしたら、いつこの方針を決めたのですか。また、菅官房長官のいう「拉致被害者の一括帰国」とは、「拉致被害者の即時一括帰国」と同じ意味ですか。

二 安倍政権は二〇一四年のストックホルム合意はいまも有効だという立場ですか。ストックホルム合意で北朝鮮側は「日本人に関する全ての問題」の解決を約束しましたが、拉致問題を「最重要課題」とする安倍政権は、拉致問題以外の課題とどのようにバランスをとって拉致問題の解決に向かう方針ですか。

三 政府認定拉致被害者の田中実さんの生存について、安倍政権は二〇一四年に北朝鮮側から通告されたと報道されてきました。外務省幹部も承知のこの事実をなぜ安倍政権は隠し続けるのですか。もし生存が事実なら人道問題を五年以上も放置してきたことになります。あるいは田中実さんの生存報道は誤報だったのですか。誤報だったのか、そうではないのか、明確にお答えください。

右質問する。

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員有田芳生君提出安倍政権の拉致問題解決に向けた基本方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出安倍政権の拉致問題解決に向けた基本方針に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「全拉致被害者の即時一括帰国を実現せよ！国民大集会」のタイトルの文言については政府としてお答えする立場にないが、いずれにせよ、政府としては、拉致問題の全面解決に向けて、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、また、拉致に関する真相究明及び拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく考えである。

二について

お尋ねの「拉致問題以外の課題とどのようにバランスをとって拉致問題の解決に向かう方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」において、北朝鮮側は日本人に関する全ての問題を解決する意思を表明しており、政府としては、同合意に基づき、拉致問題を含む日本人に関する全ての問題の解決を目指す考えである。

三について

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

河野前外相の外遊に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月四日

有田 芳生

参議院議長 山東 昭子殿

河野前外相の外遊に関する質問主意書

河野太郎前外務大臣の外遊は「スタンブール外交」などと揶揄されるほど多かったことは事実ですが、日本外交にとって必要な職務であったかどうか検証し、誤解を招くことがないように内実を明らかにする必要があります。そこで質問します。

一 政府は、河野前外相が、外相就任から退任までの間に、外遊に伴い、航空機上および飛行場内でのだけの時間を費やしたと認識していますか。この一年間では約ひと月を航空機上および飛行場内で費やしたとの報道もありましたが、事実ですか。

二 外務省は二〇二〇年度予算概算要求で、チャーター機代としていくらか計上していますか。また、政府は外相の外遊のため、過去五年間にチャーター機代としていくらか支出しましたか、年度ごとに外相名とともにお示しください。なお、航空機をチャーターしないことこれらの外遊はできなかったのでしょうか。チャーター機を利用した理由をそれぞれの外遊ごとに具体的にお示しください。加えて、過去五年間において外相以外でチャーター機を利用した大臣はいますか。いたならば、その名前と回数をお示しください。

三 政府は、河野前外相が、外相就任から退任までの間に何か国を訪問したと認識していますか。年度ごとにお示しください。

四 政府は、河野前外相が、中国、韓国を何度訪

れたと認識していますか。それぞれ年度ごとにお示しください。また、河野前外相は在任中に北朝鮮政府関係者と何度接触しましたか。その回数と相手の名前、役職および接触の態様(正式な会談だったのか、立ち話だったのか、あるいは挨拶だけだったのか)をお示しください。右質問する。

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員有田芳生君提出河野前外相の外遊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出河野前外相の外遊に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「航空機上および飛行場内」の意味するところが必ずしも明らかではないが、河野太郎外務大臣(当時)の在任期間(平成二十九年八月三日から令和元年九月十一日まで)の外国訪問に係る移動時間は、計約千四百四十時間である。御指摘の報道は承知しているが、個々の報道の内容に関し、政府としてコメントすることは差し控えたい。

二について

令和二年度予算概算要求では、外務大臣がより効率的に移動するための手段を確保する経費として、約十億五千万円を計上している。

また、過去五年間に外務大臣の外国訪問に係るチャーター機の利用に要した経費については、以下のとおりである。

岸田文雄外務大臣(当時)については、平成二十七年(約三千三百三十万円)、平成二十八年(約六千四十万円)、平成二十九年(約六千五百六十万円)である。

河野太郎外務大臣(当時)については、平成二十九年(約九千五百五十万円)である。また、平成三十年度及び令和元年度における利用分に係る経費は決算又は精算が終了していないことからお答えすることは困難である。

なお、チャーター機を利用する理由については、個別具体的な状況にもよることから、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、公務の日程や定期便の利便性等を総合的に勘案して判断することとしている。

加えて、過去五年間に外務大臣以外の大任がチャーター機を利用した回数は、麻生太郎財務大臣が二回、世耕弘成経済産業大臣(当時)が七回、菅義偉内閣官房長官が一回、松山政司内閣府特命担当大臣(当時)が一回である。

三について

河野太郎外務大臣(当時)の在任期間中に訪問した国・地域の数は、計七十七か国・地域、延べ百二十三か国・地域である。年度ごとでは、平成二十九年(延べ三十七か国・地域)、平成三十年度(延べ五十九か国、令和元年度(延べ二十七か国)である。

四について

河野太郎外務大臣(当時)は在任期間中、中国を五回、韓国を二回訪問しており、平成二十九年(中国を二回、平成三十年度に中国を一回及び韓国を二回、令和元年度に中国を二回訪問している。

また、「河野前外相は在任中に北朝鮮政府関係者と何度接触しましたか。」とお尋ねについては、御指摘の「北朝鮮政府関係者」の範囲が明確でなく、一概にお答えすることは困難である。

令和元年十一月十五日 参議院會議録第四号 質問主意書及び答弁書

拉致問題における仮想現実(VR)を利用した啓発活動に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月四日

参議院議長 山東 昭子殿

有田 芳生

拉致問題における仮想現実(VR)を利用した啓発活動に関する質問主意書

拉致問題に関する啓発活動は重要です。拉致対策本部が、横田めぐみさんが拉致されたときの状況を再現し、追体験する仮想現実(VR)の映像(以下「この映像」とする)を若者向けに制作した意図について質問します。

一 政府は、この映像の制作は拉致対策本部が独自に企画したものとして認識していますか。それとも、官邸などから提案があったのですか。政府が把握しているこの映像の制作に至る経緯をお示しください。

二 政府内で、横田めぐみさんが拉致されるシーンなどをふくむこの映像が「過激だ」とする慎重論はありませんでしたか。なぜ横田めぐみさんの拉致を仮想現実で再現したのですか。政府の意図をお示しください。

三 政府は、この映像を制作するにあたっていくらかかったと認識していますか。政府が把握している総額を細目ごとにお示しください。また、この映像の制作に協力した劇団である「夜想会」にはいくらか支払われていますか。

四 この映像をこれまでに何人の人たちが見えますか。政府が把握する人数を年代別にお示しください。

五 拉致対策本部は、この映像を各地の啓発活動で活用しています。どの地域で誰を対象

にした啓発活動でこの映像は活用されるのですか。また、成人もこの映像を見ることは可能なのでしょうか。この映像を活用した政府のこれからの啓発活動の予定を具体的に示してください。

右質問する。

令和元年十月十五日

参議院議長 山東 昭子殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員有田芳生君提出拉致問題における仮想現実(VR)を利用した啓発活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出拉致問題における仮想現実(VR)を利用した啓発活動に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、拉致問題の啓発において、特に、これまで拉致問題に触れる機会の少なかった若年層への啓発に力を入れて取り組んでいるところである。平成三十年度中に内閣官房拉致問題対策本部事務局が実施した教育機関における拉致問題の啓発の機会において、若年層から、拉致を実感をもつて理解したいとの要望があったことを踏まえ、同事務局において、若年層が親しみやすいバーチャルリアリティによる映像の活用を企画し、拉致現場を再現するバーチャルリアリティの一部に駆使した映像資料(以下「本件映像資料」という)を制作したものであり、本件映像資料は、主な啓発対象である若年層にとって、拉致問題についての実感をもつた理解に資するとの目的に沿った内容であると考えている。

三について

お尋ねの本件映像資料の制作については、一

般競争入札により、契約価格二百五十五万四千二百円(消費税込み)で落札した株式会社メディアコミュニケーションズと本件映像資料制作業務に係る契約を締結したものである。また、本件映像資料を閲覧するバーチャルリアリティ視聴用ゴーグルについては、内閣官房の備品として一台三万二千四百円(消費税込み)で二台購入したものである。なお、同社と本件映像資料の制作に関与した脚本家等との間の契約金額については、民間事業者間の契約のため把握していない。

四について

お尋ねの本件映像資料については、令和元年八月七日及び同月八日に開催したことも霞が関見学デーにおいて、内閣官房拉致問題対策本部事務局が実施したプログラム「拉致問題を知って、考え、声のメッセージを送ろう!」の会場内において初めて公開したものであり、同プログラムには、二日間で約二百名が来場したところであるが、本件映像資料を閲覧した人数については把握していない。また、同年十月八日に東京都立川市で行った拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い―奪還―」の会場ロビーにおいて、本件映像資料の体験コーナーを設置し、十二名が閲覧したが、年齢層別人数については把握していない。

五について

今後とも拉致問題に関する啓発活動の一環として、拉致問題に関する啓発イベント等において、本件映像資料を活用していく予定である。なお、本件映像資料は、若年層への啓発を主たる目的として制作したものであるが、閲覧者を若年層に限定したものではない。

気候変動のような問題はセクシーでなければならないという小泉環境大臣の発言に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月四日

参議院議長 山東 昭子殿

熊谷 裕人

気候変動のような問題はセクシーでなければならないという小泉環境大臣の発言に関する質問主意書

令和元年九月二十二日(現地時間)、ニューヨーク市内で行われた国連気候行動サミットの非公式会合の後に行われた記者会見で、小泉環境大臣は「政治には非常に多くの問題があり、時には退屈とき、それは楽しくなければならず、クールでなければなりません。それもセクシーでなければなりません」との旨発言(以下「小泉発言」という)。小泉発言はロイターなどの外国の有力なメディアにより世界に発信されたことと承知している。各国務大臣は、自らの行動、言説について日本国憲法や内閣法の規定に基づき、国会に対して法定の説明責任を負うとともに、国民に対しては政治責任を負うものと解される。

ところが、九月二十三日、小泉発言に関して、日本の記者らが「セクシー」という単語の真意を確認したところ、小泉大臣はそれをどういう意味かについて説明すること自体がセクシーじゃないよね」と述べるとともに、「対策としてクールは分かってセクシーは見えて聞き慣れないのでは」との質問にも、「だからそれを説明すること自体がセクシーじゃないよね」と述べたことを朝日新聞などが報じている。

以上のことを踏まえ、以下質問する。
一 少なくとも直近五年間において、国務大臣の

公式な記者会見のみならず、そのまま報道することを前提としたいわゆるオンの会見で、国務大臣が「セクシー」という単語を用いて日本政府の政策を評価もしくは形容した事例はないと承知しているが、政府の見解如何。

二 内閣法第三条第一項では、「各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する」とされているが、そもそも「セクシー」であるべき行政事務は内閣にあるのか。政府の見解如何。

三 小泉発言でいうところの「セクシー」という単語は、具体的にどのような意味を持つのか。内閣法第一条第二項で示されるように、「内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う」とことから、各事務大臣は、国会議員に対して自らの言動について説明する法的義務があると解すべきである。小泉発言でいうところの「セクシー」という単語の意味するところは何か。政府の見解如何。

四 日本の記者らの「セクシー」という単語の真意を確認する質問に対して、小泉大臣が「それをどういう意味かって説明すること自体がセクシーじゃないよね」と述べたことは事実か。

五 前記四の小泉大臣の発言は、報道機関のみならず国民に対してもあまりに不誠実ではないか。政府は、前記四の小泉大臣の発言は妥当なものと考えているのか。政府の見解如何。

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出気候変動のような問題はセクシーでなければならぬという小泉環境大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

参議院議員熊谷裕人君提出気候変動のような問題はセクシーでなければならぬという小泉環境大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「公式な記者会見」及び「オンの会見」については、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、関係省庁において調査を行った範囲では、直近五年間において国務大臣が「セクシー」という単語を用いて政府の政策を評価又は形容した事例は見当たらない。

二及び三について

御指摘の「小泉発言」における「sexy」という語については、文脈によつてその意味することが異なり得るため、ニュアンスも含め、正確な訳出は困難であるが、例えば、ロングマン英和辞典(初版)によれば、「(考え方が魅力的な)といった意味があるものとされていると承知している。いずれにせよ、内閣として、気候変動対策など多数の関係者の自発的な行動を促進するとともに、理解を得る必要のあるものも含めて、行政事務について、これを適切に行つていく考えである。

四について

お尋ねについては事実である。

五について

政策的な内容に関する質問については、これまでの記者会見においても、可能な限り誠実に応答している。お尋ねの「前記四の小泉大臣の発言」については、当該発言が妥当でないとは考えていない。

質問主意書及び答弁書

文化庁のあいちトリエンナーレへの補助金不交付措置に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月四日

参議院議長 山東 昭子殿
熊谷 裕人

文化庁のあいちトリエンナーレへの補助金不交付措置に関する質問主意書

令和元年九月二十六日、文化庁は、あいちトリエンナーレにおける国際現代美術展開催事業については、文化庁の文化資源活用推進事業の補助金審査の結果、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金適正化法」という。)第六条等に基づき、全額不交付とすること(以下「今次のあいちトリエンナーレの事例」という。)を明らかにした。

文化庁はその理由として、「愛知県は、展覧会の開催に当たり、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにもかかわらず、それらの事実を申告することなく採択の決定通知を受領した上、補助金交付申請書を提出し、その後の審査段階においても、文化庁から問合せを受けるまでそれらの事実を申告しませんでした」としている。また「審査の視点において重要な点の一つには、「実現可能な内容になっているか」があり、「文化庁として適正な審査を行うことができませんでした」ともしている。

今次のあいちトリエンナーレの事例は、事実上の事後検閲であり、芸術文化の振興に関し、重大な萎縮効果を生じさせるという指摘もある。

以上のことを踏まえ、以下質問する。
一 今次のあいちトリエンナーレの事例は、事実上の事後検閲であり、表現内容が不適切である

ため文化庁は全額不交付にしたとの指摘があるが、文化庁の処分は事後検閲にあたらぬとの理解でよいのか。

二 補助金が全額不交付となることで、交付対象だった企画自体が中止になることもありうるが、今次のあいちトリエンナーレの事例は、「文化の振興」及び「国際文化交流の振興等」を図るとの文部科学省設置法上の文化庁の任務には反していないという理解でよいのか。また、補助金を全額不交付とした理由は、実現可能な内容になっていないためであるという理解でよいのか。

三 前記二に関連して、実現可能な内容になっていないということは、文化庁として展示物の表現内容を審査した上で、展示物が政治的な対立を生じさせかねず、「展覧会の開催に当たり、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実」が生じかねない」と判断したという理解でよいのか。

四 今次のあいちトリエンナーレの事例は、文化庁の判断により補助金が全額不交付になる前例であり、今後も、政治的な対立もしくは政治的主張を包含する表現内容については、「展覧会の開催に当たり、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実」が生じかねない」と文化庁に判断され、容易に補助金が全額不交付とされかねないという懸念を持たざるを得ない。文化庁は、表現内容の持つ政治的主張を今次の補助金審査の判断材料にしたのではないのか。政府の見解如何。

五 補助金適正化法第六条は、各省各庁の長が補助金等の交付の決定をするに当たっては、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行うことを課している。文化庁は、補助金不交付の理由として愛知県の不手際を一方的に責め立てているが、文化庁の担当者は、あいちトリエンナーレに関する補助金審査にあた

り、現地調査を何回行ったのか。あるいは全く行っていないのか。

六 たとえ表現内容の持つ政治的主張について、意見が対立していたとしても、文化庁は、申請者からの聞き取りや現地調査などを丁寧に行った上で審査を進め、透明性の高い手続きを行うべきだったと考える。唐突に全額不交付の通知を受けた愛知県知事は法的措置も辞さないとの発言をしている。今次のあいちトリエンナーレの事例は、文化庁の手続きが不透明で、瑕疵があるのではないかと。政府の見解如何。

右質問する。

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出文化庁のあいちトリエンナーレへの補助金不交付措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出文化庁のあいちトリエンナーレへの補助金不交付措置に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「事後検閲」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二から四まで及び六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業（以下「本件事業」という。）に対する文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業（以下「補助金」という。）不交付決定の理由は、「補助金不交付決定通知書（令和元年九月二十六日付け元受文庁第二〇二三号文化庁長官通知）に「補助金申請の手続きにおいて、来場者を含め展示会場の安

全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにも拘らず、それらの事実の申告がなかったことは、不適当な行為と認められるため」と記載したとおりであって、当該決定は関係法令等に従って適切に行ったものである。

五について

本件事業に関する補助金交付の申請書を受け付けた後に文化庁の担当職員が本件事業の各会場に赴いた事実はない。



無人機による戦略爆撃に対するわが国の石油備蓄施設の抗堪性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月四日

参議院議長 山東 昭子殿

熊谷 裕人

無人機による戦略爆撃に対するわが国の石油備蓄施設の抗堪性に関する質問主意書

本年九月十四日、サウジアラビアで国営石油会社サウジアラムコの施設二カ所が、イエメンの反政府武装組織フーシ派の無人機（ドローン）による攻撃を受けて炎上した。この攻撃の影響で、サウジアラビアの原油生産の半分以上、世界全体の五％相当の原油生産が停止したと報じられている。

サウジアラビアはこれまで数十億ドルの予算を費やし、国防を目的とした最新鋭の防空システムを導入してきた。この防空システムはアメリカ製のものが中心の高高度からの攻撃に備えたシステムであり、今回のような低高度からの無人機と巡航ミサイルを組み合わせたことよって行われる攻撃は想定していなかったため、レーダーによる無人機などの検知やミサイルでの迎撃ができない

かったことで、被害が拡大したと推測されている。

無人機は、その多くが安価で操縦が容易であり、誰もが簡単に触れることができるものであるが、同時に多くの軍事用無人機が開発され、中東などの紛争地では実戦に投入されている。今回のように、石油生産施設を破壊し、一時的にでもサウジアラビアの原油生産の半分以上を停止させるような戦略爆撃が無人機で可能となったことは、政策の転換点となることも考えられる。

わが国は、国の直轄事業として実施している国家備蓄、民間石油会社等が法律により義務付けられて実施している民間備蓄、産油国と連携して行っている産油国共同備蓄を合わせて約八千四百万キロリットルの石油を国民の共通財産として備蓄しており、その量は備蓄日数に換算して約二百八日分（平成二十九年三月末現在）と承知している。

以上のことを踏まえ、以下質問する。

一 わが国の石油の国家備蓄、民間備蓄、産油国共同備蓄の施設（以下「石油備蓄施設」という。）には、高高度からの攻撃に備えた防空システムを保有しているものは存在しているのか。政府の把握するところを示されたい。

二 前記一に関して、わが国の石油備蓄施設が防空システムを保有していないとすれば、その理由は、石油備蓄施設の上空の防衛も航空自衛隊の任務に包含されているからという理解でよいのか。

三 わが国の石油備蓄施設には、低高度からの無人機もしくは巡航ミサイルなどによる攻撃に備えた防空システムを保有しているものは存在しているのか。政府の把握するところを示されたい。

四 一つ又は複数のわが国の石油備蓄施設に低高度からの無人機もしくは巡航ミサイルなどによる戦略爆撃が加えられた場合、当該施設の防空

体制、抗堪性はどのように担保されるのか。政府の見解如何。また、そのようなシミュレーションを行ったことはあるのか、明らかにされたい。

五 例えば、わが国の石油の国家備蓄の施設のうち、苫小牧東部、むつ小川原、秋田、福井、志布志の各施設は、地上・地中タンク方式であると承知しているが、当該タンクは十分な対爆性を備えているのか。また、低高度からの無人機もしくは巡航ミサイルなどによる攻撃を受けた場合、抗堪性はどのように担保されるのか。政府の見解如何。

六 今次のサウジアラビアの原油施設への無人機による戦略爆撃の成功は、テロリストが安価な複数の無人機を組み合わせたことなどにより、数百億、数千億円をかけた最新鋭の防空システムでも撃破できることを明らかにした。政府はこれを政策の転換点と捉え、わが国の石油備蓄施設への無人機による攻撃のみならず、その機能喪失が日本の政治・経済の中枢に甚大な影響を与える株式市場、主要銀行のデータセンターなどへの無人機による攻撃も想定し、対策指針を策定すべきではないか。政府の見解如何。

右質問する。

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出無人機による戦略爆撃に対するわが国の石油備蓄施設の抗堪性に関する質問に対する答弁書

参議院議員熊谷裕人君提出無人機による戦略爆撃に対するわが国の石油備蓄施設の抗堪性に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「石油備蓄施設」における「高高度か

らの攻撃に備えた防空システム」及び「低高度からの無人機もしくは巡航ミサイルなどによる攻撃に備えた防空システム」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

を指す方針を示した。
これらの発言を踏まえ、以下質問する。
一 安倍総理のいうところの「厳重」な「抗議」とは具体的にどのような手段で行われたのか。北朝鮮政府に文書で申し入れ等を行ったのか。それとも北朝鮮政府関係者に口頭で抗議を行ったのか。

四及び五について
お尋ねの「石油備蓄施設」における「防空体制」、「抗爆性」及び「タンク」の「対爆性能」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二 前記一の「厳重」な「抗議」は、従来指摘されているように、北京の北朝鮮大使館に、北京の日本大使館から、ファクスにより抗議文を送付したに止まるのではないのか。

六について
お尋ねの「その機能喪失が日本の政治・経済の中核に甚大な影響を与える株式市場、主要銀行のデータセンターなどへの無人機による攻撃」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三 拉致問題の解決に向け、あらゆるチャンス逃すことなく、全力で行動するために、北朝鮮と向き合う立場に変わりはないとの政府の方針は尊重するものの、ミサイル発射をはじめとする北朝鮮の度重なる国連決議違反を放置することには問題があると思われる。すなわち、国連決議違反に対して毅然たる態度を取らなければ、国連の権威のみならず、日本政府の外交姿勢も問われかねない。北朝鮮の度重なる国連決議違反に対して、政府はどのような方針で臨もうとしているのか、また今後どのような外交交渉を行うおつもりなのか。政府の見解如何。

国連決議違反の北朝鮮のミサイル発射に関する質問主意書

四 日朝首脳会談の実現を目指すという政府の方針について、政府は、実現するに当たっての具体的な選択肢として、(一)安倍総理が北朝鮮を訪問すること、(二)北朝鮮国務委員長の金正恩氏を日本に招くこと、(三)安倍総理と金委員長が日本と北朝鮮以外の第三国で会談することの全てを想定しているという理解でよいのか。

令和元年十月四日

熊谷 裕人

参議院議長 山東 昭子殿

国連決議違反の北朝鮮のミサイル発射に関する質問主意書

令和元年十月二日、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本の排他的経済水域内に落下した。これに対し、安倍総理は、「国連決議違反であり、厳重に抗議し、強く非難」と述べた。

一方、菅官房長官は同日の記者会見で、北朝鮮のミサイル発射が日朝関係に与える影響について、「条件を付けずに(北朝鮮と)向き合う立場に変わりはない」とした上で、拉致問題の解決に向け、あらゆるチャンスを逃すことなく、全力で行動していく旨述べ、引き続き日朝首脳会談の実現

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出国連決議違反の北朝鮮のミサイル発射に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出国連決議違反の北朝鮮のミサイル発射に関する質問に対する答弁書

一及び二について
お尋ねについては、在中華人民共和国日本国大使館を通じて行ったが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた。

三について
我が国としては、米国及び韓国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対し、関連する国際連合安全保障理事会決議を即時かつ完全に履行するよう、強く求めていくが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた。

四及び五について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた。

外国人材の受け入れ・共生のための対応策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月四日

田島麻衣子

参議院議長 山東 昭子殿

外国人材の受け入れ・共生のための対応策に関する質問主意書

昨今の外国人材の受け入れ拡大に伴い、二〇一八年末の在留外国人の数は二百七十三万九千三百八十人と過去最高を記録した。本年の出入国管理法の改正と新在留制度の発足で、本邦に在留する外国人の数は、今後とも増加すると予想される。

しかしながら、こうして急増する外国人を「生活者」として迎え入れる基盤の整備は、必ずしも十分なものではない。

一 不就学の外国人の子どもの支援策について
外国人材の受け入れ拡大に伴い、家族と共に日本で暮らす外国人の子どもの数の増加が見込まれるが、最近の全国調査で、二万人近くの外国人の子どもの不就学又はその可能性がある状態にあることが明らかになった。今後さらに外国人の子どもの数が増える中で、訪問調査の実施も含め、どのように不就学の外国人の子どものに対する支援を行うのか、政府の取り組みについて明らかにされたい。

二 外国人材に関する統計データの地方自治体との共有について
現在、外国人材の具体的な人数及び在留資格に関するデータは中央省庁で一括管理されており、地方自治体と必ずしも共有されている訳ではない。今後、外国人材に対する効率的な支援を行う上でも、地方自治体との連携は必要不可欠であると考えられる。外国人材に関する地方自治体との情報共有に係る今後の施策について、政府の考えを明らかにされたい。

三 発達障害児など、支援を必要とする外国人の子どものに関する統計データの集計と共有について
外国人の子どものうち、現在発達障害のある者の数、児童養護施設の入居者数、また貧困層にある子ども等、支援を必要とする子どもの数

が、制度として把握されていない。データは有効な対策を立てる上で必要不可欠であることに鑑み、今後どのように支援が必要な外国人の子どもに関する統計データを集計し、公開するのか、政府の取り組みについて明らかにされたい。

また各福祉団体との速やかな連携のために、障害者手帳交付状況に関して(一)身体、聴覚、精神等の具体的な内訳、および(二)国籍別のデータを公表すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 日本語を母語としない子ども達の語学相談員の育成について

日本語を母語としない子どもを支援する語学相談員が必要とされる能力及びその呼称は、現在地方自治体の判断に一任されており、提供するサービスの質にばらつきがある。今後増加する外国人の子どもに対応するためにも、語学相談に関わる人材の育成と質の担保は必要と考える。大学等で専門の力リキユラムを組み修了書を出すことや、現場の無資格者も受講できる仕組みが有用と考えるが、政府の方針を明らかにされたい。

五 多文化共生を理解するための学習指導要領の編成について

外国人材との共生には、異文化に関する理解が必要不可欠であるが、現在の学習指導要領には、多文化共生に関する視点が深く反映されているとは言えない。今後、多文化共生に向けた教育を行うために、どのような指針を立てるのか、政府の取り組みを明らかにされたい。

六 外国人材の受け入れを仲介する悪質ブローカー対策について

外国人材の人権が守られるためには、まん延していると言われる悪質ブローカーの排除が必要不可欠である。中には、本邦の質の高い保育サービスを受けられることを謳い、発達障害のある子どもを持つ親を勧誘する業者もいると聞

く。政府は送り出し国と協力覚書を交わすとしているが、現在の協力状況はどのようなものになっているか。

また送り出し国との協力だけでなく、国内の悪質なブローカーに対する行政指導の実績についても明らかにされたい。

七 公営住宅における外国人居住者との共生に係る公営住宅自治会の負担について

ゴミ出しルールや夜間の生活マナーなどに関し、日本と海外では生活習慣や価値観が異なる場合があるが、外国人材が地域社会の一員として共生する上で必要なこうした生活習慣や価値観の共有が、多くの場合で公営住宅自治会やボランティアに任されており、住民の大きな負担となっている。持続可能な外国人材の受け入れのために、受け入れ企業や自治体の公営住宅担当課等の負担の在り方について、政府の考えを明らかにされたい。

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員田島麻衣子君提出外国人材の受け入れ・共生のための対応策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田島麻衣子君提出外国人材の受け入れ・共生のための対応策に関する質問に対する答弁書

一について
政府としては、文部科学省が令和元年五月から六月にかけて行った「外国人の子供の就学状況等調査」の結果も踏まえつつ、同月十八日に外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定された「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について」等に

沿って、多言語による就学案内の徹底など外国人の子供の就学の促進を図ってまいりたい。

二について
御指摘の「外国人材」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、在留外国人に関する統計に関しては、これまでも定期的に都道府県別、市町村(特別区を含むもの)とし、指定都市にあつては、区別等の在留外国人数を公表している。加えて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者については、在留資格の変更の許可を受けるなどして在留カードに記載されている在留資格等の事項に変更があつたときには、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の五十の規定に基づき、出入国在留管理庁長官は、遅滞なく当該中长期在留者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ)の長に通知することとされていることから、市町村との間で当該情報の共有を行っているところであり、今後とも地方自治体との間で必要な情報共有を行ってまいりたい。

三について

お尋ねの「支援が必要な外国人の子どもに関する統計データ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「外国人の子ども」のうち、現在発達障害のある者の数、児童養護施設の入居者数、また貧困層にある子ども」の数の把握については、今後、必要に応じて、その可否を含めて検討してまいりたい。また、身体障害者手帳及び療育手帳の交付者数等については福祉行政報告例において、精神障害者保健福祉手帳の交付者数等については衛生行政報告例において、それぞれ公表しているが、御指摘の「外国人の子ども」に関する「障害者手帳交付状況」に関して・・・のデータは把握していない。

四について

御指摘の「日本語を母語としない子どもを支援する語学相談員」及び「現場の無資格者も受講できる仕組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、日本語指導が必要な児童生徒への支援を行う支援員については、政府としては、各地方自治体が実施する支援員等を対象とする研修へのアドバイザーの派遣や、研修に資するモデルプログラムの開発・普及を通じて、その資質向上を図っているところである。

五について

御指摘の「多文化共生に向けた教育」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年三月三十一日に改訂した小学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十三号。以下「新小学校学習指導要領」という。)及び中学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十四号)並びに平成三十年三月三十日に改訂した高等学校学習指導要領(平成三十年文部科学省告示第六十八号)では、いずれもその前文において、教育の目標として「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と規定した上で、各教科等においても、これを踏まえてその内容を規定しており、例えば、新小学校学習指導要領の社会科においては、第六学年で「外国の人々の生活の様子などに着目して、日本の文化や習慣との違いを捉え、国際交流の果たす役割を考え、表現すること」について指導することとしており、その際、「世界の人々と共に生きていくために大切なことや、今後、我が国が国際社会において果たすべき役割などを多角的に考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」としている。

また、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策等について定める「教育振興基本計画」(平成三十年六月十五日閣議決定)においては、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する」ことを目標として定めているところである。

六について
お尋ねの「現在の協力状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「協力覚書」については、現在までに、「特定技能」の在留資格について悪質な仲介事業者の排除を目的とし情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めを九か国との間で、「技能実習」の在留資格について不適切な送出し機関の関与の排除等を目的とした二国間取決めを十四か国との間で、それぞれ作成している。

また、お尋ねの「国内の悪質なブローカー」に対する行政指導の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国内の悪質な仲介事業者等に関する情報を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、必要な調査を行った上で、法令に基づいて適切に対応している。

七について
お尋ねの「受け入れ企業や自治体の公営住宅担当課等の負担の在り方」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としても、外国人が地域社会の一員として共生できるような環境の整備は重要であると認識しており、例えば、国土交通省において、御指摘の「ゴミ出しルール」を含む賃貸住宅の入居者が尊重すべき社会生活上のルールを周知するための冊子を作成し、地方自治体にも当該冊子の周知を図っているほか、法務省においても、生活や就労に関する社会生活上のルールを取りまとめ、同省の外国人生活支援ポータルサイトに掲載し啓発を行っているところである。

治体にも当該冊子の周知を図っているほか、法務省においても、生活や就労に関する社会生活上のルールを取りまとめ、同省の外国人生活支援ポータルサイトに掲載し啓発を行っているところである。

二日酔いが病気であるか否かに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月七日

参議院議長 山東 昭子殿
熊谷 裕人

二日酔いが病気であるか否かに関する質問主意書
二〇一九年九月二十三日、ドイツのフランクフルト高等裁判所が、二日酔いは病気であるとの判断を示した旨、翌二十四日のニューヨークタイムズが報じている。

この判断は、二日酔いの症状を軽減、緩和するためのサプリメントをめぐる、その優秀性を強調した広告の違法性が争われた裁判の判決の中で示された。

厚生労働省が運営する「e-ヘルスネット」では、二日酔いは酒の飲みすぎが原因であることは明白です。しかしほとんど誰もが知っているあのつらい症状が何故起きるのかについては驚くほど解明されていません。有力な説として、軽度の離脱症状・ホルモン異常による脱水や低血糖・体の酸塩基平衡のアンバランス・炎症反応・アセトアルデヒドの影響・酒に含まれるメタノールや不純物などが挙げられています。しかし最も的を射ているのは、単一要因ではなく既往の要因または未だ不明の要因が複雑にからみあって二日酔いが生まれるという説明でしょう」と明示されています。

る。さらに二日酔いの歴史は古く、すでに旧約聖書にその記述が見られます。しかしその長い歴史にもかかわらず、二日酔いの定義や診断基準などは未だ示されていません」との問題意識も示されている。

以上を踏まえ、政府の見解を確認したいので、以下質問する。

一「二日酔い」について、政府としての定義はあるか。また、法律、政令及び省令等で「二日酔い」は定義されているのか。

二「二日酔い」は病気にあたるのか。政府の見解如何。

三「二日酔い」が病気にあたるとすれば、「二日酔い」の症状の軽減をうたう医薬品、食品などは薬機法の規制を受けるのか。政府の見解如何。

四「二日酔い」に関する法令による規制は、日本国内に存在するのか。

五 病気休暇についての取り扱い、個々の就業規則で定めるべきものとされている。一般的には、病気やケガの療養のために仕事を行えないか否かが病気休暇取得の判断基準になると思われるが、「二日酔い」を理由とする病気休暇取得は認められるのか。政府の見解如何。

右質問する。

令和元年十月十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出二日酔いが病気であるか否かに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出二日酔いが病気であるか否かに関する質問に対する答弁書
一、二及び四について
お尋ねの「政府としての定義」、「法律、政令

及び省令等」、「病気にあたる」及び「二日酔い」に関する法令による規制の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のいわゆる「二日酔い」については、その要因と発症機序について未解明な部分が多く、医学的に確立された定義は存在せず、また、法律、政令及び省令において「二日酔い」を定義した規定はないと承知している。

三について

お尋ねの「病気にあたる」及び「二日酔い」の症状の軽減をうたう医薬品、食品などの意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、一般に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する「医薬品」に該当する場合に、同法による規制の対象となる。

五について
民間企業においていわゆる病気休暇制度を設ける場合の取得要件について定めた法令はないことから、その取得要件は様々であるため、お尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。

消費税率のあり方に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月七日

参議院議長 山東 昭子殿
熊谷 裕人

消費税率のあり方に関する質問主意書
令和元年十月二日、自由民主党の甘利明税制調査会長は、時事通信などのインタビュに応じ、十月一日から十％となった消費税率を今後さらに引き上げる可能性について、「十％の枠内で、で

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

きるだけ済み努力をしていくべきだ」と否定的見解を述べた。また、今回の消費増税について、軽減税率やポイント還元などを挙げ、「場合によつては消費増税後の方がお得だという感覚を出すことに注力した」と発言した。さらに、企業の内部留保が二〇一八年度末で約四百六十三兆円と過去最高を更新したことを踏まえ、内部留保や個人の貯蓄をイノベーションへの投資につなげる道筋を付けた旨述べた。

これらの甘利税調会長の発言を踏まえ、政府の見解を確認したので、以下質問する。

一 前述の甘利税調会長による消費税率のさらなる引上げの可能性についての見解に関し、政府も同様な認識でいるのか。それとも将来的には十%を超える消費税率も排除されないという認識であるのか。政府の見解如何。

二 前記一の甘利税調会長の見解は、政府の政策に反映されているのか。されているとすれば、具体的にどのように反映されているのか、明らかにされたい。

三 甘利税調会長は、今回の消費増税について、軽減税率やポイント還元などを挙げ、「場合によつては消費増税後の方がお得だ」という感覚を出すことに注力した」と発言しているが、ポイント還元などの原資は元はといえば国庫からの支出であり、国民が血税で負担することには変わりはない。政府も、ポイント還元などが消費増税後の方がお得だという感覚に結びついているという認識を共有しているのか。政府の見解如何。

四 甘利税調会長は、内部留保や個人の貯蓄をイノベーションへの投資につなげていくとの認識を示しているが、企業の内部留保の多くは、実際には企業の設備投資や有価証券の保有にあてられている場合が多く、それをイノベーションへの投資につなげていくことはできない場合が多い。政府は、企業の内部留保の使途を設備投

資などからイノベーションへの投資に転化させることについて、消費税率を十%の枠内で維持するための方法として、実現可能かつ有効であると認識しているのか。政府の見解如何。
右質問する。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出消費税率のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出消費税率のあり方に関する質問に対する答弁書

一及び二について

甘利自由民主党税制調査会長の個別の発言についてお答えすることは差し控えるが、消費税については、全世代型社会保障制度の構築に向けて、少子化対策や社会保障制度に対する安定財源を確保するために十パーセントへ引き上げたところ、その後について、現時点において検討を行っていることはない。引き続き、経済再生と財政健全化の両立を図り、令和七年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すしてまいりたい。

三について

甘利自由民主党税制調査会長の個別の発言についてお答えすることは差し控えるが、政府としては、今回の消費税率引上げに当たり、前回引上げ後に景気の回復力が弱まったという経験をもとに、税率引上げ前後の需要変動の平準化を図るため、軽減税率制度の導入やポイント還元など、十二分な対策を講ずることとしたところであり、これらを円滑に実施することで、消費をしっかりと下支えし、経済の回復基調を確かなものとしてまいりたい。

四について

御指摘の「設備投資などからイノベーションへの投資に転化させること」及び「消費税率を十%の枠内で維持するための方法」の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、企業が内部資金を新たな分野や事業に投資することを通じて、イノベーションにつなげていくことは重要であると考えている。

キャッシュレス支払いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月七日

参議院議長 山東 昭子殿

熊谷 裕人

キャッシュレス支払いに関する質問主意書
日本銀行法第四十六条では、日本銀行券が法貨として無制限に強制通用力を有することが示されている。また、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第七条では、貨幣については「額面価格の二十倍まで」に限り、法貨として強制通用力を有することが示されている。

近年、日本でも現金を使わないキャッシュレス化が進んでいる。キャッシュレス支払いには、店にとつて、釣り銭を準備する必要がなく、レジ打ち作業を省力化でき、売上額とレジ内の現金を照合する「レジ締め」も不要になることで、客へのサービスに専念できるという利点がある。

他方、客にとつては、電子マネーの残高が足りないとき等、現金で払いたい場合もあり、キャッシュレス化することには一長一短がある。法貨には、日本銀行法第四十六条及び通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第七条に担保された強制通用力が存在するが、キャッシュレス化が進む

八二

と、店が現金での支払いを拒否する場合が出てくることも想定され、現状ではこれに対処する法整備はなされていない。

一般に、契約成立前であれば、当事者同士の合意で支払方法を定めることは、法貨の強制通用力とは関係なく行うことができると解される。しかし、支払方法に関する事前の特別の合意がない場合、法貨の強制通用力により、現金での支払いも有効であり、店側は受け取りを拒めない。

このような観点から、以下質問する。

一 日本銀行券が無制限に通用する根拠は、日本銀行法第四十六条であるという理解でよいのか。他に日本銀行券の通用に関して定めた法令上の規定は存在するのか。

二 店が「現金不可(電子マネーのみ)」と支払いの条件を店頭に表示している場合、客はその店に入店するなどの行為により、その条件に同意したと見なされるのか。消費者保護の観点から、政府の見解如何。

三 日本ではまだキャッシュレス支払いのみという店は少ないが、今後のキャッシュレス技術の普及により、ほぼ現金が流通しなくなることも想定される。そうなった場合、携帯電話や電子マネーのカードを紛失したり、盗難されたりした場合、買い物ができなくなり非常に不便となる。また、災害等の緊急時にキャッシュレス支払いができなくなった場合、食料品、医薬品の購入などができなくなり、身体の安全にも関わる懸念が生じる。このような災害等の緊急時に「現金不可(電子マネーのみ)」と店頭に表示している店でも、法貨の通用を担保する法制度は存在しているのか。存在していないとすれば、政府は法整備に向け、検討を進めるべきではないか。政府の見解如何。

四 キャッシュレス支払いの普及は意義あることと考えるが、そもそも食料品、医薬品などの生

活必需品については、店の事前の取り決めにかかわらず、一定の要件の下では法貨の通用を義務づけるべきではないか。

右質問する。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出キャッシュレス支払いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出キャッシュレス支払いに関する質問に対する答弁書

一について

日本銀行券が法貨として無制限に通用する法令上の根拠は日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六條第二項であり、他に日本銀行券の通用に係る法令上の規定は存在しない。

二について

お尋ねのような行為により店頭に表示されている支払条件に同意したものと認められるか否かについては、行為者がその支払条件を認識していたかどうかなどの個別具体的な状況に応じて判断されるべき事柄であり、一概にお答えすることは困難である。

三及び四について

法貨としての強制通用力については、日本銀行法第四十六條第二項及び通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第七條の他に法令上の規定は存在しない。また、当事者間の合意にかかわらず法貨を支払手段とすることについては、その必要性や契約自由の原則等を勘案し、現状においては考えていない。

未批准のILOの基本条約（第五号・第百十一号）の早期批准に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によって提出する。

令和元年十月八日

参議院議長 山東 昭子殿

石橋 通宏

未批准のILOの基本条約（第五号・第百十一号）の早期批准に関する質問主意書

国際労働機関（ILO）は一九一九年にベルサイユ条約によって国際連盟と共に誕生し、本年創立百周年を迎えた。ILOは社会正義と人権及び労働権を推進する国連の専門機関として、労働・生活条件を改善するための国際的な政策やプログラムを策定し、これを実現するための国際労働基準を設定し、幅広い技術協力や、必要な研修、教育、調査研究を行ってきた。わが国はILO原加盟国として、長年にわたってその活動の重要な一翼を担い、国内外でILO活動の推進を図ってきた。

一九九八年に採択された「労働における基本的な原則及び権利に関する宣言」では、加盟国が尊重・遵守すべき四つの基本的権利に関する原則が定められ、それに対応する八つの中核的条約について、その批准と履行に向けた国際的な努力が続けられてきた。

これらを踏まえ、二〇一九年六月二十六日の衆議院本会議及び参議院本会議において、「国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案」が全会一致で可決された。同決議には、「八つの基本条約のうち、未批准の案件については、引き続きその批准について努力を行うとともに、既批准条約の確実な履行に向けても国際社会とともに一層の努力を傾注していかねばならない」とある。

わが国は、ILOの基本条約のうち、「強制労働の廃止に関する条約」（第五号。以下「ILO第五号条約」という。）及び「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」（第百十一号。以下「ILO百十一号条約」という。）が未批准である。

また、日本国憲法前文には「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とある。

ILO憲章前文及び日本国憲法前文の精神を踏まえれば、未批准の二条約の早急な批准が求められると思考するため、以下質問する。

一 ILO百十五号条約は、（a）政治的な圧制もしくは教育の手段又は政治的な見解もしくは既存の政治的、社会的もしくは経済的の思想に思想的に反対する見解を抱き、もしくは発表することに対する制裁として、（b）経済的發展の目的のために労働力を動員し及び利用する方法として、（c）労働規律の手段として、（d）ストライキに参加したことに対する制裁として、（e）人種、社会的、国民的又は宗教的差別待遇の手段としての強制労働及び義務的労働を禁止するものである。

わが国の公務員に労働基本権が付与されていないことに関連して、ILO百十五号条約にストライキへの参加に対する制裁禁止事項が存在していることが、わが国がILO百十五号条約を批准できない理由にあたるのか。また、それ以外にわが国がILO百十五号条約を批准できない理由はあるか。

二 ILO百十一号条約が定義する差別待遇とは、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づいて行われるすべての差別、除外又は優先で、雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となるものをいう。この中には、職業上の訓練を受けること、雇用されること及び特定の職業に従事すること並びに雇用の条件に関連する差別待遇を含むとされている。ILO百十一号条約は批准国に対して、雇用及び職業についての差別待遇を除去するために、国内の事情及び慣行に適した方法により、雇用又は職業についての機会及び待遇の均等を促進することを目的とする国家の方針を明らかにし、かつ、これに従うことを求めている。

わが国は、日本国憲法第十四條で法の下での平等を謳うとともに、労働基準法第三條及び職業安定法第三條で均等待遇を定めているが、これらの規定だけでは、ILO百十一号条約は批准できないのか。もし不十分であるとすれば、ILO百十一号条約の批准に向けて、今後わが国においてどのような法改正を講じなければならぬと考えるか。

右質問する。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員石橋通宏君提出未批准のILOの基本条約（第五号・第百十一号）の早期批准に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石橋通宏君提出未批准のILOの基本条約（第五号・第百十一号）の早期批准に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ILO百十五号条約」においては、政治的見解の発表等に対する制裁、労働規律の手

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

段、同盟罷業に参加したことに對する制裁等としての強制労働を禁止する旨規定しているところ、我が国においては、国家公務員及び地方公務員の争議行為の共謀、そのかし及びあおり、国家公務員による一定の政治的行為のほか、一定の業務に従事する者の労働規律違反等に対する刑罰として懲役刑が設けられており、同条約の批准については、このような国内法制等との整合性について慎重な検討が必要であると考えている。

二について

お尋ねの「ILO百十一号条約」においては、雇用又は職業についての機会及び待遇の均等を促進することを目的とする国家の方針を明らかにし、かつ、これに従うこと、当該方針の承認及び遵守を確保するに適當とされる法令を制定すること、当該方針と両立しない全ての法令の規定を廃止すること等が規定されており、同条約の批准については、これらの観点から国内法制等との整合性について慎重な検討が必要であると考えている。

自律型致死兵器システムに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月十八日

参議院議長 山東 昭子殿
熊谷 裕人

自律型致死兵器システムに関する質問主意書

令和元年五月二十日、防衛装備庁長官は参議院決算委員会で「我が国といたしましては(中略)完全自律型の致死性を有する兵器を開発しないとい

う立場を取るとともに、意味のある形で人間の関与が確保された自律型兵器システムについては、ヒューマンエラーの減少や省力化、省人化といった安全保障上の意義があるとの考え」を取るに答弁している。加えて、「人口減少と少子高齢化の急速な進展は喫緊の課題であると認識しておりまして、防衛力の持続性、強靱性の観点からも、人工知能等の技術革新の成果を活用した無人化、省人化を推進することは重要である」との認識を示している。

同委員会では防衛大臣も「判断、選択、決定」というような人間の関与というものがしっかりとある形で自律型の装備については、これは開発又は運用していいと思っておりますが、完全自律型致死兵器と言われるものについてはやはりネガティブな考え方を持っていると答弁している。

以上を踏まえ、政府の見解を確認したいので、以下質問する。

一 政府は、「完全自律型の致死性を有する兵器を開発しない」との認識でよいのか。

二 政府は、「完全自律型の致死性を有する兵器を開発しない」ものの、外国から防衛装備品として調達を行い、将来的に運用することまでは排除しないという理解でよいのか。

三 防衛大臣が完全自律型致死兵器について「ネガティブな考え方」を持っていると答弁したことは、防衛装備庁長官が「完全自律型の致死性を有する兵器を開発しない」と明言したことと必ずしも一致しないのではないのか。

四 自律型致死兵器システム(以下「LAW」という)に関する認識は国際的にも必ずしも明確にされておらず、議論が継続されているものの、LAWの中に「完全自律型の致死性を有する兵器」が含まれることには異論はないと思

われる。政府は、完全自律型のLAWについては開発しないが、判断、選択、決定というような人間の関与というものがしっかりとある形で自律型のLAWについては、開発又は運用することは排除しないという理解でよいのか。

五 前述の防衛装備庁長官の答弁にある「意味のある形で人間の関与が確保された」状態とは、具体的にLAWのどのような状態を示すのか。また、LAWが銃弾やミサイルなどの致死性のあるものを発射する場合、その責任の所在はどこにあるのか。政府の見解如何。

六 同年八月二十二日、国連欧州本部でLAWの規制を議論する政府専門家会合が開催され、完全自律型のLAWは認められないとする指針が合意された。日本政府代表团も当該指針に同意している。これにより、日本政府には国の政策に当該指針の内容を反映させることが義務づけられることになったという理解でよいのか。

七 前記六の指針の中で、「説明責任を機械に移すことができないため、武器システムの使用に関する決定については、人間の責任を保持する必要がある。これは武器システムのライフサイクル全体で考慮する必要がある」旨示されているが、政府は具体的にはどのような形でこれを法令として具体化する予定なのか。もしくはは交戦規定(ROE)のレベルで考慮する予定なのか。政府の見解如何。

八 前記六の指針においては、「国際人道法は、致命的な自律兵器システムの開発と使用の可能性を含め、すべての兵器システムに引き続き完全に適用される」旨示されているが、政府は具体的にどのような形でこれを法令として具体化する予定なのか。もしくはは交戦規定のレベルで考慮する予定なのか。政府の見解如何。

令和元年十月十八日

八四

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出自律型致死兵器システムに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出自律型致死兵器システムに関する質問に対する答弁書
一から八までについて

政府としては、これまで、完全自律型の致死性を有する兵器の開発を行う意図は有していないとの立場を明確にしてきており、御指摘の令和元年五月二十日の参議院決算委員会における岩屋防衛大臣(当時)及び深山防衛装備庁長官(当時)の答弁は、いずれも、このことを前提として述べたものである。

その上で、自律型致死兵器システム(以下「LAW」という)全般については、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(昭和五十八年条約第十二号)の枠組みの下に設置された御指摘の「政府専門家会合」において、国際人道法が適用されること、人間の責任が確保されなければならないこと等を内容とした指針が令和元年八月に採択され、現在、当該指針を基にして、LAWの定義や人間の関与の在り方等について国際的な議論が行われているところである。

このため、LAW全般についての我が国の立場等に係るお尋ねについては、現時点でお答えする段階にないが、いずれにせよ、政府としては、LAWについて、人道と安全保障の視点を勘案したバランスの取れた議論が行われるよう、引き続き、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加していきたいと考えている。

ガーダシル九の承認に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月八日

参議院議長 山東 昭子殿 熊谷 裕人

ガーダシル九の承認に関する質問主意書
ガーダシルは、四種のHPV(ヒトパピローマウイルス)型によって引き起こされる特定のがんおよび疾患を予防するワクチンとして、二〇〇六年にFDA(米国食品医薬品局)に承認された。二〇一四年、FDAは、ガーダシルの対応する四種のHPV型に加え、さらに五種のHPV型に対応するHPV九価ワクチン(以下「ガーダシル九」という。)を承認した。

FDAによると、ガーダシル九は、ガーダシルと製造法が同様であること、対応する九種のHPV型のうち、四種はガーダシルの対応するHPV型と同一であることから、ガーダシルの有効性はガーダシル九の有効性と関連性があるとされる。FDAは、二十七歳から四十五歳までの女性約三千二百人を対象とした臨床試験で、平均三・五年間の追跡調査を行ったところ、ガーダシルが予防するHPV型に関連する持続感染、陰部疣贅、外陰部および膣前がん病変、子宮頸部前がん病変、子宮頸がんの複合エンドポイント予防において、ガーダシルが八十八%の有効性を示したことに基づき、ガーダシル九を承認した。

ガーダシル九は二〇一四年のアメリカでの承認をはじめ、二〇一五年二月にカナダで、同年六月にEUとオーストラリアで承認され、世界的に使用されている。

一方、日本ではガーダシルは承認されているものの、ガーダシル九については二〇一五年七月にヘルスケア企業が認可申請を行ったが、いまだに

承認されていないと承知している。その理由は何か。また、承認の見通しを明らかにされたい。
右質問する。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出ガーダシル九の承認に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出ガーダシル九の承認に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「ガーダシル九」が、仮に、MSD株式会社から、平成二十七年七月三日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十三年法律第百四十五号)第十四条第一項の承認の申請がされた「組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン」を意味するものであるとすれば、当該申請については、現在、同法第十四条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が承認のための審査を行っているところである。お尋ねの承認されていない「理由」及び「承認の見通し」については、申請した企業の正当な利益を害するおそれがあるため、答弁を差し控えたいが、有効性、安全性等に係る情報に基づき、適切に審査を行ってまいりたい。

ストックホルム合意と拉致問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月九日

参議院議長 山東 昭子殿 有田 芳生

ストックホルム合意と拉致問題に関する質問主意書

平成二十六年五月二十九日の日朝ストックホルム合意から五年半ちかくが過ぎました。この合意に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題をどう解決するのか、政府の見解を伺います。

一 私が平成二十九年一月二十日付けで提出した「政府の「拉致問題が最優先課題」とする姿勢に関する質問主意書」(第百九十三回国会質問第七号)に対する答弁書(内閣参質一九三第七号)において、政府は「政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。また、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである(以下「政府方針」とする)」と答えています。この政府方針に変更はありませんか。拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題に対する政府の姿勢を、改めて伺います。

二 平成二十九年三月十日付けで中山恭子参議院議員(当時)が提出した「政府の拉致被害者救出に向けた施策に関する質問主意書」(第百九十三回国会質問第五〇号)に対する答弁書(内閣参質一九三第五〇号)の「二及び二について」において、政府は「安倍内閣としては、北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて最優先で取り組んでいるところである」と答えています。そこで何日本人に関する全ての問題のなかで、拉致問題

に最優先で取り組んでいる理由をお示しく下さい。

三 日本国憲法第十四条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあります。私は、現行憲法に則り、ストックホルム合意における日本人に関する全ての問題の公平な解決を目指すべきと考えますが、なぜ政府にとつては拉致問題が最優先なのか、日本国憲法第十四条との整合性もふくめ、その理由をお示しく下さい。

四 安倍首相は、本年九月十六日、「全拉致被害者の即時一括帰国を実現せよ」国民大集会での挨拶で、「御家族の皆様が、この日本の地で命は終わらないとの決意で、この問題に取り組んでまいります」と述べました。この「私の使命」は、拉致問題だけが解決すれば終わるのですか。ストックホルム合意における拉致問題以外の日本人に関する問題は、安倍首相の解決すべき使命ではないのですか。

五 安倍首相と菅官房長官は前記四の集会でともに挨拶していますが、前記一の政府方針については一言も言及していません。その理由をお示しく下さい。
右質問する。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員有田芳生君提出ストックホルム合意と拉致問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出ストックホルム合意と拉致問題に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の答弁書(平成二十九年一月三十一日内閣参質一九三第七号)において示された政府の見解に変更はない。
二から四までについて

御指摘の「公平な解決」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。
五について

政府としては、拉致問題の全面解決に向けて、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、また、拉致に関する真相究明及び拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく考えである。御指摘の「挨拶」については、この方針を踏まえたものである。

内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月九日

参議院議長 山東 昭子殿
東 徹

内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書

安倍内閣総理大臣は、平成二十七年二月十七日の衆議院本会議において、靖国参拝について「私

は、靖国神社を参拝し、国のために戦い、とうとい命を犠牲にした方々に対して、尊崇の念を表し、みたま安かれと御冥福をお祈りすることは、国のリーダーとして当然のことであり、世界共通のリーダーの姿だと考えています。また、閣僚が私人として参拝するかどうかについては、もとより自由であると考えております」と答弁している。

また、安倍内閣総理大臣は、平成二十九年六月五日の参議院決算委員会において、「中心的慰霊の場所としては日本では靖国神社である旨答弁している。
これらの答弁に鑑みれば、安倍内閣総理大臣は、我が国のリーダーである内閣総理大臣が靖国神社を参拝することは、戦没者を慰霊するうえで非常に重要なことであると理解していることがわかる。

安倍内閣総理大臣は、平成二十五年十二月二十六日に靖国神社を参拝して以降、これまで靖国神社を参拝していないが、その理由を明らかにされたい。
右質問する。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員東徹君提出内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書

参議院議員東徹君提出内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書

内閣総理大臣が私人としての立場で行う靖国神社参拝については、政府として立ち入るべきものではないことから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

北朝鮮籍と見られる漁船のわが国のEEZ内での違法操業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月九日

参議院議長 山東 昭子殿
熊谷 裕人

北朝鮮籍と見られる漁船のわが国のEEZ内での違法操業に関する質問主意書

令和元年十月七日午前九時頃、能登半島から北西に約三百五十キロの沖合に位置するわが国の排他的経済水域(EEZ)内にある「大和堆」と呼ばれる海域の付近で、北朝鮮の国旗のようなものを付けた漁船(以下「本漁船」という。)と水産庁の漁業取締船「おおくに」が衝突した。本漁船は沈没し、乗組員ら約六十人が海に投げ出されたが、乗組員らは水産庁の救命いかだなどに引き揚げられた後、付近にいた別の北朝鮮籍と見られる漁船に乗り移り、わが国のEEZを離れた。この衝突を受け、海上保安庁も巡視船などを現場に派遣したが、本漁船の乗組員の身柄を拘束しなかった(以下「本件事案」という。)

以上のことを踏まえ、以下質問する

一 北朝鮮籍と見られる漁船は、これまでもイカやカニなどが豊富な漁場である大和堆付近をはじめとするわが国のEEZ内で操業を繰り返しているが、かかる行為は日本の法令上、違法ではないのか。違法であるとするれば、どのような法令に違反するのか。

二 本漁船は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第四条ないしは第五条に違反する行為をしていたのか。政府の把握するところを示されたい。

三 前記二について、本件事案の発生時に、本漁船に同法に違反する行為が確認されなかったと

しても、北朝鮮からわが国のEEZ内まで航行してきたことから、同法で禁じられている違法操業を行う目的があったと見るべきである。本漁船の乗組員が同法第二条第四項でいう「外国人」であるか否か等を確認するためにも、当該乗組員の身柄を確保し、聞き取りを行うべきだったのではないか。

四 本件事案において、本漁船の乗組員の身柄を確保せずわが国のEEZから追い返した理由は、本漁船が漁船に偽装された工作船であることも否定できず、過去の不審船事例から武器を隠し持っていることも考慮に入れ、水産庁や海上保安庁の職員の身の安全を勘案したためという理解でよいのか。

五 ロシア連邦保安庁の発表や報道によると、ロシアの国境警備隊は本年九月十七日以後少なくとも四回、ロシアのEEZ内で違法操業をしていた北朝鮮漁船を摘発し、五百七十人以上の乗組員を拘束している。中には、北朝鮮漁船側が武器で抵抗したためロシア側も反撃し、北朝鮮漁船の乗組員が死傷した事例もある。ロシアは北朝鮮漁船による違法操業の取り締まりを強化していると思われるが、ロシアのEEZから追い出された北朝鮮籍と見られる漁船が、わが国のEEZ内での違法操業を活発化させていると考えられる。

政府は北朝鮮籍と見られる漁船をわが国のEEZから追い返すのではなく、悪質な違法操業を行う漁船の乗組員の身柄を拘束するなど取り締まりを強化し、北朝鮮籍と見られる漁船にわが国のEEZ内で違法操業をすることは割に合わないということを認識させるような手立てを講ずるべきではないか。政府の見解如何。

右質問する。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出北朝鮮籍と見られる漁船のわが国のEEZ内での違法操業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出北朝鮮籍と見られる漁船のわが国のEEZ内での違法操業に関する質問に対する答弁書

一について

我が国の排他的経済水域において外国人が行う漁業については、一般に、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第四条第一項の規定により、同項に規定する禁止海域(以下「禁止海域」という。)においては、外国人は、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならないとされており、また、同法第五条第一項の規定により、禁止海域を除く排他的経済水域においては、外国人は、農林水産大臣の許可を受けなければ、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならないとされているとおりである。

二について

御指摘の事案においては、御指摘の北朝鮮籍とみられる漁船(以下「本件漁船」という。)の行為を厳密に確認できているものではないが、本件漁船が我が国の排他的経済水域内で水産動植物の採捕に付随する探索を行うことが強く疑われたところである。

三及び四について

御指摘の事案においては、水産庁の漁業取締船が本件漁船に対して放水等による退去警告を行っていたところ、当該漁業取締船と本件漁船が接触し、本件漁船が沈没したため、水産庁及び海上保安庁の職員が、人命救助を優先して、現場海域において、本件漁船の乗組員の搜索活

動に従事し、当該漁業取締船の搭載艇により救命艇に誘導したものであり、その後、本件漁船の乗組員は現場海域に現れた別の北朝鮮籍とみられる漁船に揚収されたものである。政府としては、水産庁及び海上保安庁の職員のこれらの活動は、漁業取締り等の観点から適切であったと認識している。

五について

政府としては、これまでも、大和堆周辺の我が国の排他的経済水域において、水産庁の漁業取締船及び海上保安庁の巡視船を重点的に配備し、違法操業を始めとした違法行為を行う疑いの強い外国漁船に対して、放水等の厳しい対応により当該漁船を退去させているところであり、今後とも、このような措置により当該水域におけるこれらの行為の防止に努めていく所存である。

政治資金規正法上の暗号資産の取り扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月九日

熊谷 裕人

参議院議長 山東 昭子殿

政治資金規正法上の暗号資産の取り扱いに関する質問主意書

令和元年十月八日の記者会見において、政治資金規正法上の暗号資産の取り扱いについて問われた高市総務大臣は、「政治資金規正法上、一定の例外を除き、何人も、公職の候補者の政治活動に関して、金銭等による寄附をしてはならないとされており」、「この法律による「金銭等」というのは、金銭及び有価証券をいう」ところ、「暗号資産」については、今申し上げた「金銭」及び「有価証券」のいずれにも該当しないことから、従前から、公職の候補者の政治活動に関する金銭等による寄附の制限の対象とならない」と発言した。また、「暗号資産」を「金銭等」と同様に規制の対象とするためには、当然、法的な手当が必要となるとの見解も示した。

右の高市総務大臣の発言を踏まえて、以下質問する。

一 公職の候補者に暗号資産を寄附することは、政治資金規正法第四条第三項でいう「金銭、物品その他の財産上の利益」のうちの「金銭」を寄附することに該当しないという理解でよいのか。

二 公職の候補者に暗号資産を寄附することは、政治資金規正法第四条第三項でいう「金銭、物品その他の財産上の利益」のうちの「物品」を寄附することに該当するののか、それとも「その他の財産上の利益の供与又は交付」をなさしめることになるののか。政府の見解如何。

三 前述のとおり、高市総務大臣は、「暗号資産」を「金銭等」と同様に規制の対象とするためには、当然、法的な手当が必要となる」と述べている。現行制度上、暗号資産については「法的な手当」がないため、消去法的に「金銭等」ではないと位置づけているのではないのか。そのように位置づけると、暗号資産による公職の候補者への寄附が野放図に行われかねず、政治資金規正法第一条でいう「公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与すること」との同法の立法目的と整合しなくなるのではないのか。

四 暗号資産は「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値」資金決済に関する法律第二条第五項第一号と解すべきであるが、前述のとおり、暗号資産による寄附は「公職の候補者の政治活動に関する金銭等による寄附の制限の対象とならない」との高市総務大臣の見解が示されたことで、当面、公職の候補者に暗号資産を介して容易に「財産的価値」を供与することが可能になる。現行制度上、「暗号資産」を「金銭等」と同様に規制の対象とするための「法的な手当」がなされていないことのみをもって、暗号資産による寄附は「公職の候補者の政治活動に関する金銭等による寄附の制限の対象とならない」と明言することは、前記三の政治資金規正法の立法目的に反し、同法の運用上、不適切ではないのか。政府の見解如何。

右質問する。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出政治資金規正法上の暗号資産の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出政治資金規正法上の暗号資産の取り扱いに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「暗号資産」を寄附することは、政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第四条第三項に規定する「金銭」及び「物品」以外の「財産上の利益」を寄附することに該当すると考えている。

三及び四について

御指摘の「暗号資産」については、「法的な手当」がないため、消去法的に「金銭等」ではないと位置づけているのではないのかの意図するところが明らかではないが、政治資金規正法第二十一条の二第一項において、一定の例外を除き、公職の候補者の政治活動に関して「金銭等」による寄附をしてはならないこととされ、同法第四条

第一項及び政治資金規正法施行令(昭和五十年政令第二百七十七号)第二条の規定により、「金銭等」とは「金銭」及び「有価証券」とされているところ、同法における「金銭」とは法定通貨と同義であると解され、「有価証券」とは財産権を表示する証券で、その権利の移転、行使に証券を必要とする私法上の有価証券であると解されているため、暗号資産は、「金銭等」には該当しないと考えているところである。

また、同法においては、暗号資産による寄附を含め、公職の候補者に対して個人のする政治活動に関する寄附について、同法第二十一条の三第三項及び第二十二条第二項の規定により、政党及び政治資金団体以外の政治団体に対する寄附を含めて各年中において総額千円を超えることはできず、かつ、同一の公職の候補者に対しては各年中において百五十万円を超えることはできないとされているほか、同法第二十三条の五第一項の規定により外国人からの寄附を受けてはならないとされ、同法第二十二条の六第一項の規定により本人の名義以外の名義又は匿名による寄附をしてはならないこととされていること等から、「暗号資産による公職の候補者への寄附が野放図に行われかねず・・・同法の立法目的と整合しなくなる」及び「同法の運用上、不適切」との御指摘は当たらないと考えている。

なお、暗号資産による寄附を、同法第二十一条の二第一項の規定により禁止されている金銭等による寄附と同様に禁止するためには法令上の措置が必要となると考えるが、公職の候補者の政治活動を制限することとなるなど、政治活動の自由と密接に関連する事項であり、各党各会派において御議論いただきたいと考えている。

安倍総理の国会における答弁姿勢に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月九日

参議院議長 山東 昭子殿

熊谷 裕人

安倍総理の国会における答弁姿勢に関する質問主意書

令和元年十月八日の参議院本会議で、自由民主党の世耕議員は「私は、安倍総理と約二十年もの長きにわたつて政治行動を共にしてまいりました。その根底には、総理の政治理念への共鳴があることはもちろんですが、どのような難局に直面しても冷静沈着で余裕を失わず、人の意見によく耳を傾ける。数え切れないほど同席をさせていただいた外国首脳との会談では、相手の提起した論点一つ一つ丁寧に応答し、相手の心をわしづかみにしていく」と述べた上で、「国会審議の現場では、時々私の知る総理とは異なつた一面がかいま見えることがあります。私は、安倍政権に否定的な立場の方にお会いすることがあると、その理由を尋ねるのですが、答弁のときの居丈高な態度が気に入らない、やじに一々反応するところが嫌いだといった理由を挙げる方が少なくありません。総理のふだんの人となりを知る者として、これほど残念でもつたいたなく感じることはありません。総理、これからの国会審議では、是非、謙虚で丁寧な対応に徹していただくよう、強くお願いしたい」と発言した。

この発言を踏まえて、以下質問する。

一 安倍総理には、「国会審議の現場では、時々私の知る総理とは異なつた一面がかいま見えることがある」と世耕議員は指摘したが、この件

については安倍総理も自覚しているのか。

二 安倍総理は、前述の世耕議員の質問に対して「野党の皆様からも謙虚で丁寧な総理大臣だと言っていたように努力を重ねてまいりたい」と発言しているが、現時点では、「謙虚で丁寧な総理大臣」であるとは自覚していないのか。

三 安倍総理は、自らが「やじに一々反応するところ」があると自覚しているのか。

四 前述の世耕議員の「これからの国会審議では、是非、謙虚で丁寧な対応に徹していただくよう、強くお願いしたい」との要望は、立憲民主党政の枝野代表をはじめとする野党議員が安倍総理に対し繰り返し強く求めているところである。これに対する安倍総理の見解如何。

右質問する。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出安倍総理の国会における答弁姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出安倍総理の国会における答弁姿勢に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねについては、令和元年十月八日の参議院本会議において、安倍内閣総理大臣が、野党の皆様からも謙虚で丁寧な総理大臣だと言っていたように努力を重ねてまいりたい旨答弁しているとおりである。

未成年者の喫煙対策及び受動喫煙対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月十日

参議院議長 山東 昭子殿
熊谷 裕人

未成年者の喫煙対策及び受動喫煙対策に関する質問主意書

旧厚生省の「平成十年度喫煙と健康問題に関する実態調査」では、喫煙経験のある若年者は容易に常習喫煙者になりやすく、かつ、禁煙しにくくなることが示されている。

未成年者喫煙禁止法では、満二十歳未満の者(以下「未成年者」という。)の喫煙を禁止し、違反した者の親権者やその他の監督者、未成年者に煙草を販売した者に罰則を科すことを定めているが、未成年者の喫煙を禁止する理由の記載はない。

厚生労働省のホームページには、「たばこの煙には、喫煙者が吸う「主流煙」、喫煙者が吐き出した「呼出煙」、たばこから立ち上る「副流煙」があり、受動喫煙では呼出煙と副流煙が混ざつた煙を吸われていることになること、煙に含まれる発がん性物質などの有害成分は、主流煙より副流煙に多く含まれるものがあること、「わが国では年間約一万五千人が受動喫煙で死亡しており健康影響は深刻」であることが示されている。

このことを踏まえ、以下質問する。

一 未成年者の喫煙を禁止する理由は何か。政府の見解如何。

二 未成年者の喫煙を禁止する理由は、現行の法令で規定されているのか。されているのであれば、その条文を明示されたい。されていないのであれば、当該理由を条文化するべきではないか。政府の見解如何。

三 健康増進法には、受動喫煙防止についての規定があるものの、未成年者の受動喫煙防止についての直接の規定はない。当該規定を設けない理由は何か。政府の見解如何。

四 自動車をはじめとする機密性の高い狭い空間においては、受動喫煙による健康への悪影響が大きいと思料する。受動喫煙を防止するための措置として、未成年者が乗車する自動車の車内においては、運転者及び同乗者の喫煙を禁止するべきではないか。政府の見解如何。

その上で、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）第三条の規定による改正後の健康増進法（以下「新法」という。）においては、例えば、第三十三条第五項において、同条第四項に規定する喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせなくてはならないと規定されるなど、御指摘の「未成年者の受動喫煙防止についての直接の規定も設けることとされたところである。」

令和元年十月二十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員熊谷裕人君提出未成年者の喫煙対策及び受動喫煙対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出未成年者の喫煙対策及び受動喫煙対策に関する質問に対する答弁書

一及び二について
未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）第一条においては、健康被害防止及び非行防止の観点から、二十歳未満の者による喫煙を禁止しているところである。

こうした観点を「条文化するべき」とする御指摘の趣旨が明らかではないが、いづれにせよ、政府としては、同条で禁止する行為は明確であること等から、こうした観点まで同法で明記する必要があるとは考えていない。

三について

従前から、一般に、健康増進法（平成十四年法律第三十三号）にいう「受動喫煙」には、二十歳未満の者の受動喫煙も当然に含まれるものと解してきている。

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号 質問主意書及び答弁書

御指摘の自動車の車内のうち、タクシー等の旅客運送事業自動車の車内については、公的な空間であるとの観点から、新法第二十九条第一項において、何人も、正当な理由がなく、当該車内で喫煙をしてはならない旨を新たに規定することとされたところである。

他方で、旅客運送事業自動車以外の自動車の車内については、公的な空間ではなく、私的な空間であることから、現時点において、当該車内での喫煙を禁止するようなことは考えていないものの、新法第二十七条第一項において、引き続き、二十歳未満の者の受動喫煙も含め、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう配慮しなければならないとする喫煙する際の配慮義務が定められている。

中距離核戦力（ＩＮＦ）全廃条約の失効に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月十日

熊谷 裕人

参議院議長 山東 昭子殿

中距離核戦力（ＩＮＦ）全廃条約の失効に関する質問主意書

アメリカのトランプ大統領が二〇一八年十月に中距離核戦力（ＩＮＦ）全廃条約（以下「ＩＮＦ条約」という。）からの離脱を表明し、二〇一九年八月二日にＩＮＦ条約は失効した。

ＩＮＦ条約をめぐる議論は、米露間およびＮＡＴＯを中心に展開されてきたものの、この条約の失効にともない、日本を含めたアジアへ大きな影響が生じる懸念がある。すなわち、アメリカの当時のボルトン大統領補佐官（国家安全保障担当）が指摘しているように、アメリカがＩＮＦ条約を離脱した主な理由は近年競争相手となった中国に対抗するためと考えられている。

中国は、七十基の大陸間弾道ミサイルのほか、ＩＮＦ条約で廃棄対象となった中距離弾道ミサイル（ＩＲＢＭ、射程距離は三千から五千五百キロメートル）を十六基、核弾頭搭載可能な準中距離弾道ミサイル（ＭＲＢＭ、射程距離は一千から三千キロメートル）を八十基保有していると推定される。このうちＭＲＢＭは日本全域を射程に収め、ＩＲＢＭはグアムのほか東南アジア全域などを攻撃できる。中国のＩＮＦはアジアにおけるアメリカの同盟国を射程に収めているだけでなく、沖縄やグアムの主要な米軍基地を攻撃できる能力を備えている。

これに対して、日本政府は、二〇一九年二月二十日の衆議院予算委員会以外務大臣が「ＩＮＦ全廃条約には日本は入っておりませんので、何ら義務を負っておりません」と答弁し、同年三月二十二日の参議院予算委員会以外務大臣官房審議官が「日本はＩＮＦ条約の当事国ではございませんので、お答えをする立場にはない」ということで御理解をいただきた」と答弁する一方、同年七月二十九日の記者会見で外務大臣は「日本としてはＩＮＦというの是非常に重要な条約ですので、でき

ればこれをしっかりと維持して、発展をさせていただきたいと思っていることに、なんら変わりはありません」と述べている。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 安倍総理は、機会があるごとに「日米が百分共にある」と述べ、トランプ大統領との蜜月を強調しているが、政府は、今次のＩＮＦ条約の失効を生じさせたトランプ大統領のＩＮＦ条約からの離脱表明を支持しているとの理解でよいのか。

二 日本政府はこれまで積極的に核軍縮に取り組み、世界的にも高い評価を得ているものと承知している。外務大臣の「日本としてはＩＮＦというの是非常に重要な条約ですので、できればこれをしっかりと維持して、発展をさせていたいただきたい」と思っていることに、なんら変わりはありません」との見解はこの立場に立つものである。しかしながら、政府は、日米同盟の重要性に鑑み、ＩＮＦ条約からの離脱表明に関するトランプ大統領の判断を公然と批判していない。これは、前述のアメリカがＩＮＦ条約を離脱した主な理由に政府が一定の理解を示しているためではないのか。政府の見解如何。

三 政府は、アメリカのＩＮＦ条約からの離脱は、中国が保有しているとされるＩＲＢＭ、ＭＲＢＭ等への対抗措置を取るためには、やむを得ないと判断しているのか。政府の見解如何。

四 政府はこれまで、ＩＮＦ条約のあり方をめぐる議論に関与しないことが政治的には賢明であり、いわば意図的に議論の蚊帳の外にしていることを選択していたとの指摘がある。しかしながら、ＩＮＦ条約が失効した現在、「ＩＮＦ全廃条約には日本は入っておりませんので、何ら義務を負っておりません」とや、「日本はＩＮＦ条約の当事国ではございませんので、お答えをする立場にはない」といった姿勢を維持しているだ

けでは、核軍縮に取り組む日本としては不十分な態度であると考え。今後どのような方針で核軍縮に取り組む予定か。政府の見解如何。右質問する。

令和元年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出中距離核戦力（INF）全廃条約の失効に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出中距離核戦力（INF）全廃条約の失効に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「中距離核戦力（INF）全廃条約」（以下「INF全廃条約」という。）は、軍備管理・軍縮において歴史的な役割を果たしてきたことから、INF全廃条約が終了せざるを得なくなった状況は望ましくないと考えているが、INF全廃条約の終了に至るまでの米国の問題意識は理解している。

四について
御指摘の「政府はこれまで、INF条約のあり方をめぐる議論に関与しないことが政治的には賢明であり、いわば意図的に議論の蚊帳の外にしていることを選択していた」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、核軍縮に関する我が国の基本的立場は、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器の非人道性に対する正確な認識に基づき、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠であるというものである。

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験の実施主体の役割員に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月十日

参議院議長 山東 昭子殿

古賀 之士

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験の実施主体の役割員に関する質問主意書

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験（以下「民間英語試験」という。）の実施主体の役割員の法令上の位置付けに疑義があるため、質問する。

一 民間英語試験の実施主体の役割員は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなすことが出来るか、示されたい。

二 民間英語試験の実施主体の役割員が、民間英語試験の試験問題を漏洩した場合、法令上の罰則の有無を示されたい。また、海外で作成された試験問題が海外で漏洩した場合、日本の法令が適用されるか、明示されたい。

三 民間英語試験の実施主体の役割員が、民間英語試験の受験者の成績についての情報を漏洩した場合、法令上の罰則の有無を示されたい。また、海外で採点された受験者の成績についての情報が海外で漏洩した場合、日本の法令が適用されるか、明示されたい。

令和元年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員古賀之士君提出大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験の実施主体の役割員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員古賀之士君提出大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験の実施主体の役割員に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「民間英語試験の実施主体の役割員」については、法令上定義されておらず、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなすこととする規定は存在しない。

二及び三について

御指摘の各「場合」の具体的な態様には様々なものがあると考えられることから、お尋ねの「法令上の罰則の有無」及び「日本の法令が適用されるか」について、一概にお答えすることは困難である。

抗菌薬の安定供給に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月十日

参議院議長 山東 昭子殿

古賀 之士

抗菌薬の安定供給に関する質問主意書

本年八月三十日、日本化学療法学会、日本感染症学会、日本臨床微生物学会及び日本環境感染学会の各理事長の連名で、「抗菌薬の安定供給に向けた四学会の提言―生命を守る薬剤を安心して使えるように―」（以下「提言」という。）が厚生労働大臣へ提出された。提言への政府の見解について質問する。

問する。

一 提言では、「現在、日本の感染症医療は、一つの企業の一つの薬剤が供給停止となれば、その影響が予想以上に拡大するような危うい状況に立たされており、この問題は、医療の問題を超えて、安全保障上の問題を呈しつつある」と指摘している。この点に対する政府の見解を示されたい。

二 提言では、「抗菌薬の生産体制の把握・公表」として、「各薬剤の生産体制の把握とリスクの評価」を要望するとともに、「主要な抗菌薬については原料の原産地表示を製薬企業に義務付ける制度の構築が必要としている。これらの点に対する政府の見解を示されたい。

三 提言では、「国内で製造可能な条件の整備」として、「抗菌薬の製造許可の条件の見直し」及び「国内生産でも利益を生み出せるような薬価の設定」を要望し、特に後者に関しては「6-APA」及び「ミノペニシラン酸（6-APA）等の主要な原料に関し、国内で生産した原料を用いて国内製造する抗菌薬については、新たな設備投資の費用を含めても採算割れとならない薬価とする制度の早急な構築」を提案している。これらの点に対する政府の見解を示されたい。

四 提言では、「既存の抗菌薬の薬価の見直し」として、「key drugを選定し、これらに対して薬価上での評価の見直しを行うこと」が必要であるとし、「厚生科学審議会感染症部会等においてkey drugとして選定すべき抗菌薬を審議し、その結果を基に薬価を変更する仕組みの構築」を提案している。また、「基礎的医薬品」については、新たな設備投資等により採算割れとなった場合には即座に薬価に引き上げる制度及び「採算割れの品目を有する企業が制限なく申請できる制度への変更」を提案している。これらの点に対する政府の見解を示されたい。

五 提言では、「厚生労働大臣のリーダーシップによる解決」として、「抗菌薬を国内で製造・販売する製薬企業に対して、主な原料を含めて国内での抗菌薬の製造を再開すること」を要請している。この点に対する政府の見解を示された。

右質問する。

令和元年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員古賀之士君提出抗菌薬の安定供給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員古賀之士君提出抗菌薬の安定供給に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「危うい状況」及び「安全保障上の問題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、保険医療上の必要性が高い医薬品について、企業の経営事情等により製造又は輸入が行われず、予告なく供給停止が行われることは感染症の医療を含む医療の提供に支障を来すおそれがあると考えている。

二について

御指摘の「各薬剤の生産体制の把握とリスクの評価の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省としては、「医療用医薬品の供給停止について」(平成十年十月七日付け経第五十六号厚生省健康政策局経済課長通知)により、医療用医薬品の供給停止を行うとする製造販売業者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、当該医薬品を代替する医薬品の有無等について報告を求める

とともに、必要に応じ、当該医薬品を代替する医薬品の製造販売業者に対し増産を求める等の対応を行っている。また、御指摘の「主要な抗菌薬」及び「原料の原産地表示を製薬企業に義務付ける制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、民間企業及び関係団体において、原薬の製造国に係る情報公開、原薬の製造国に係る情報公開方針の作成等の自主的な取組が行われていると承知している。

三について

御指摘の「国内で製造可能な条件の整備」、「製造許可の条件の見直し」及び「国内生産でも利益を生み出せるような薬価の設定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現行の薬価制度において、保険医療上の必要性が高く供給の継続が必要であるものの、薬価が著しく低額であるため製造販売業者が製造販売を継続することが困難である医薬品については、不採算品再算定の対象として、改めて薬価を原価計算方式により算定している。

四について

御指摘の「厚生科学審議会感染症部会等において key drug として選定すべき抗菌薬を審議し、その結果を基に薬価を変更する仕組みの構築」、「新たな設備投資等により採算割れとなった場合」及び「制限なく申請できる制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現行の薬価制度において、医療上の位置付けが確立し、広く臨床現場で使用されていることが明らかであること等により基礎的医薬品として位置付けられた医薬品については、薬価改定の際、原則として薬価改定前の薬価を当該医薬品の薬価とすることとしており、保険医療上の必要性が高く供給の継続が必要であるものの、薬価が著しく低額であるために製造販売業者が製造販売を継続することが困難である医薬品については、不採算品再算定の対象として、改めて

薬価を原価計算方式により算定している。

五について

保険医療上の必要性が高い抗菌薬及びその原薬については、国内の医療提供体制の確保の観点から、その安定的な供給を図ることが重要と考えているが、その製造を国内で行うかどうかについては、一義的には各製造販売業者が判断するものと考えている。

景気判断の下方修正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月十一日

参議院議長 山東 昭子殿 熊谷 裕人

景気判断の下方修正に関する質問主意書
内閣府は、二〇一九年八月の「景気動向指数」の基調判断を景気後退の可能性が高いことを示す「悪化」に下方修正した。基調判断が「悪化」となるのは同年四月以来で四か月ぶりである。

一方、政府の公式な判断を示す「月例経済報告」では、景気全体としては「緩やかに回復している」という判断が続いており、景気動向指数の基調判断との違いが鮮明となっている。

もっとも、二〇一九年十月一日に消費税率が十%に引き上げられたことで、これまで国内景気を下支えしてきた個人消費が落ち込むことが懸念され、日本の景気の動向は不透明感を増している。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 今回、景気動向指数の基調判断が「悪化」となった要因は、企業の生産性の低迷が続いていることにあると考えるが、これは米中の貿易摩擦が激しくなっている影響で、世界経済が減速し、日本からの輸出が減少しているからではな

いか。政府の見解如何。

二 過去に景気動向指数の基調判断が「悪化」となったのは、リーマン・ショック前後の二〇〇八年六月から二〇〇九年四月、欧州債務危機時の二〇一二年十月から二〇一三年一月の二回に加えて、二〇一九年四月および今回発表された八月であると承知している。また、「悪化」と判断された期間は専門家が事後的に判定した景気後退期と重なることが多いことが知られている。「悪化」と判断された二〇一九年八月の状況は、政府の多用する「リーマン・ショック級の出来事」が生じた状況に匹敵し、「月例経済報告」のように景気全体が「緩やかに回復している」とは言えず、景気後退の局面に入っていると認識すべきではないか。政府の見解如何。

三 二〇一九年十月七日の記者会見において、岡田内閣官房副長官は、「日本経済は九月の月例経済報告で、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復していると判断しており、雇用、所得環境の改善、高い水準にある企業収益など、内需を支えるファンダメンタルズ(経済の基礎的な条件)は引き続きしっかりしていると認識している」旨説明しているが、この説明は景気動向指数の基調判断と一致しないのではないか。

四 日本経済の悪化の要因は、中国の景気が減速したこと、ドイツのGDPがマイナス成長に落ち込んだこと、アメリカの製造業の景況感を示す経済指標が大きく低下したことなどの世界経済の動向に影響を受けたことにあると考える。さらに、消費税率が十%に引き上げられたことで、これまで国内景気を下支えしてきた個人消費が落ち込むことが懸念されている。前記三の記者会見において、岡田内閣官房副長官は「軽減税率あるいはポイント還元、プレミアム商品券、自動車や住宅に関する減税などの対策によって、消費をしっかりと下支えをし、経済の回

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

復基調を確かなものにしてまいりたい」と述べているものの、その程度の対策で落ち込んだ個人消費を補うことは難しいのではないかと。政府の見解如何。

五 国民の多くは景気全体が「緩やかに回復している」とは実感しておらず、政府の判断との間に齟齬がある。政府はこのような国民との認識の違いをどのように考えているのか。あるいは政府の判断と国民の認識との間に齟齬はないと考えているのか。政府の見解如何。

令和元年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出景気判断の下方修正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出景気判断の下方修正に関する質問に対する答弁書

一及び三について

景気動向指数(CI一致指数に限る。以下同じ。)は、生産や雇用等の景気に関する経済指標を統合して指数化したものであり、その基調判断については、景気動向指数の動向をあらかじめ決められた基準や表現に機械的に当てはめて行っているところである。本年八月分(速報)の景気動向指数の基調判断について表現が悪化となったのは、生産や出荷等を示す経済指標が低下したことを受けて、景気動向指数が「原則として三か月以上連続して、三か月後方移動平均が下降」かつ「当月の前月差の符号がマイナス」との基準を満たしたためである。

他方、月例経済報告においては、景気動向指数だけではなく、様々な経済指標の動向やその背景にある経済環境、企業の景況感等を総合的に勘案して、景気の基調を判断しているところ

である。御指摘の本年九月の月例経済報告では、景気について、「緩やかに回復している」としつつも、「輸出を中心に弱さが続いている」との認識も同時に示しており、輸出に起因した生産や出荷等を示す経済指標の弱さも捉えられている。

二について

景気基準日付(景気の山・谷)は、専門家による事後的な検証を経て設定されるものであるが、現時点における政府の景気判断については、本年十月の月例経済報告において、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している」としているところである。

四について

今回の消費税率引上げに当たっては、前回引上げ後に景気回復力が弱まったという経験を十分にいかし、税率引上げ前後の需要変動の平準化を図るため、十二分な対策を講ずることとしたところである。具体的には、教育無償化や社会保障の充実、軽減税率制度の実施により、今回の引上げによる経済への影響は二兆円程度に抑制されている。加えて、本年度当初予算の臨時・特別の措置として二兆円程度、税制面では〇・三兆円程度、合わせて二・三兆円程度の措置を講じているところであり、これらを円滑に実施することで、消費をしっかりと下支えし、経済の回復基調を確かなものとしてまいりたい。

五について

我が国経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPが名目・実質ともに過去最大規模となる中で、国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も改善している。こうした中で、「国民生活に関する世論調査(令和元年六月調査)」令和元年八月内閣府公表)では、第二次安倍内閣発足後、全体として現在の生活の程度を「満足」とする者

の割合が高まっており、本年においても七割を超える高い水準を維持していることが示されているところ、今後とも、政府としては、国民一人一人に景気回復を実感していただけるよう努力を重ねてまいりたい。

安倍首相と日朝首脳会談に関する質問主意書の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月十五日

参議院議長 山東 昭子殿

有田 芳生

安倍首相と日朝首脳会談に関する質問主意書

安倍首相は日朝首脳会談の実現を「条件をつけず」にめざすと最近語っています。この発言の真意について質問します。

一 安倍首相は今年五月一日に行われた産経新聞のインタビューで、「条件をつけずに金正恩朝鮮労働党委員長と会って、率直に、虚心坦懐に話し合ってみたい」と語ったと報じられました(令和元年五月二日付けの産経新聞記事)。この紙面の見出しでは「首相「無条件で日朝会談」」に拉致解決、北へ決意示す」とあります。政府は、安倍首相が日朝首脳会談を「条件をつけず」に開催したいと語ったのは、このインタビューがはじめてだと認識していますか。またこの発言を前提にすれば、政府は、これまで日朝首脳会談の実現に「条件をつけていたことになりました。その「条件」とはどういう内容だったのですか、具体的に示してください。

二 前記一の産経新聞記事では「首相は、拉致問題を解決することは、まず日朝平壤宣言にのっとって国交正常化することだ」とし、平成十四年に当時の小泉純一郎首相と金正日国防委員長が署名した日朝平壤宣言が交渉の基礎との考え

も示したと報じられています(以下「この報道」とする)。この報道が事実なら、拉致問題の解決は「出口」であって、まず日朝国交正常化を実現すべきと安倍首相が考えているのと同じ理解できません。政府は、この報道のとおり、安倍首相が拉致問題の解決を日朝国交正常化の「出口」に位置づけたと認識していますか。

三 安倍首相へのインタビューの詳細を報じた同月三日付けの産経新聞記事には、前記二のこの報道における安倍総理の発言に関するくだりがありません。さらにいえば「日朝平壤宣言」という表現もありません。インタビューの詳細の公表にあたって、政府は、安倍首相がインタビューで行った当該発言を産経新聞社に削除させたのですか。そうならば削除させた理由をお示しください。あるいは、政府は、前記二のこの報道が正確ではなく、安倍首相が語っていないことを語ったかのように報じられたと認識していますか。

右質問する。

令和元年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員有田芳生君提出安倍首相と日朝首脳会談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出安倍首相と日朝首脳会談に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が日朝首脳会談の実現について「条件をつけず」との表現を用いたのは、御指摘の「今年五月一日に行われた産経新聞のインタビュー」における発言が初めてである。

また、御指摘の「政府は、これまで日朝首脳会談の実現に条件をつけていた」とことになり

ます」の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の安倍内閣総理大臣の発言の趣旨は、令和元年五月九日の参議院内閣委員会において、安倍内閣総理大臣から「北朝鮮の核、ミサイル、そして何よりも重要な拉致問題の解決に向けて、相互不信の殻を破り、次は私自身が金正恩委員長と向き合うとの決意を私は従来から述べてきたところでございます。条件を付けずに会談実現を目指すとは、そのことをより明確な形で述べたものであります。」と答弁しているところである。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねの「安倍首相が拉致問題の解決を日朝国交正常化の「出口」に位置つけた」の趣旨が必ずしも明らかではないが、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝国交正常化を実現していくというものである。

三について

報道機関の取材や報道内容について、政府としてコメントすることは差し控えるが、政府としては、言論の自由を始め、表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重することは当然のことと考えている。

令和元年台風第十九号による災害に対する激甚災害の指定措置の内容に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月十六日

小沼 巧

参議院議長 山東 昭子殿

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

令和元年台風第十九号による災害に対する激甚災害の指定措置の内容に関する質問主意書

令和元年八月から九月の暴風雨及び豪雨(台風第十号、第十三号、第十五号及び第十七号の暴風雨を含む)に伴う災害については、令和元年十月十一日の閣議において、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が閣議決定されたところである。しかしながら、当該政令による措置のうち、地域を指定しない激甚災害(本激)への適用措置として指定されたのは、農業用施設や林道、農林水産業共同利用施設、小災害債にかかる元利償還金の基準財政需要額への算入などの農林水産分野における措置のみであり、公共土木分野における措置は、地域を限定する局地激甚災害(局激)への適用措置として、佐賀県及び千葉県(累計四市町のみを対象として指定された(以下「前回の措置」という。))。当該閣議決定後の同年十月十二日に上陸した台風第十九号は、茨城県的那珂川及び久慈川の氾濫等、各地で更なる被害をもたらした。当該台風による災害についても激甚災害として指定する方向で調査を進めている旨、同月十五日の参議院予算委員会において安倍総理から答弁があったところである。しかしながら、その支援内容が前回の措置と同様である場合、河川の氾濫に伴う道路や住宅の被害など、今回明らかになりつつある災害に十分応えられる対策にはなり得ないと考えられる。茨城県などのこれらの状況を踏まえ、以下質問する。

一 政府は、台風第十九号による災害についても激甚災害として指定する方向で調査を進めていると承知しているが、その支援内容について、農林水産分野に限定された前回の措置だけでなく、河川や道路等に流入した土砂や浸水の排除

事業等を始め、その他の措置も支援内容に加える考えはあるか、政府の見解を示されたい。

二 激甚災害の指定基準(本激、局激それぞれの場合を含む)の緩和を検討する考えはあるか、政府の見解を示されたい。

三 激甚災害の指定に際しては、被災した市町村や都道府県による被害状況の調査を経た後、各省庁が査定見込額を算定すると承知している。被災状況の調査に際しては、特に被災した市町村による事務負担が重いと危惧されるところ、市町村による迅速かつ適切な被害状況の調査を支援するための政府の方策を示されたい。

右質問する。

令和元年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員小沼巧君提出令和元年台風第十九号による災害に対する激甚災害の指定措置の内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小沼巧君提出令和元年台風第十九号による災害に対する激甚災害の指定措置の内容に関する質問に対する答弁書

一について

激甚災害に対し適用すべき措置の指定に当たっては、関係省庁及び地方公共団体による被害状況の調査の結果等に基づき、「激甚災害指定基準」(昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定)又は「局地激甚災害指定基準」(昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定)を満たすものを指定しているところであり、現在令和元年台風第十九号に係る当該調査を行っているところである。

二について

御指摘の「激甚災害の指定基準」については、指定公共機関の代表者、学識経験のある者等を

委員とする中央防災会議において定められた基準であり、現時点で、緩和を検討する必要があるとは考えていない。

三について

お尋ねの「市町村による迅速かつ適切な被害状況の調査を支援するための政府の方策」については、「激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善について」(平成二十九年十二月二十一日中央防災会議幹事会決定)に定めるところにより、地方公共団体による被害状況の調査に対する国による支援を積極的に行っているところである。

台風第十九号における災害救助法等の対象拡大および遡及措置に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月十六日

小沼 巧

参議院議長 山東 昭子殿

台風第十九号における災害救助法等の対象拡大および遡及措置に関する質問主意書
令和元年台風第十九号により茨城県を始めとした各地で水害・風害が相次ぎ、これにより生じた甚大な被害が明らかになりつつある。本年九月の令和元年台風第十五号に続く災害であり、被災地域では被害が拡大していることから以下質問する。

一 台風第十五号においては、災害救助法適用地域における住宅の応急修理の対象が一部損壊住宅まで拡大されたが、台風第十九号においても同様の措置が講じられるのか、明らかにされない。

二 台風第十五号では各地で風害等による甚大な被害が発生したが、台風第十九号では屋根の損

傷・雨漏り等の風害のみならず、河川の氾濫等による住宅の床下・床上浸水等の水害が発生している。被災住民が平常な生活を取り戻し、今後地域経済を支えていくためにも、浸水被害を受けた住宅等、被災者生活再建支援金の支給対象に該当しない被災規模の住宅も、住宅の応急修理の対象に含めることは必要不可欠な措置であると考え、政府の見解を明らかにされた。また、対象に含めない場合はその理由を明らかにされた。

三 茨城県では、台風第十五号による被害に伴う災害救助法の適用はなされていないが、台風第十五号による被害からの復旧もままならない状況の中で、台風第十九号が直撃したことにより、被害が拡大している。十月十五日十五時時点で茨城県内二十市三町において、台風第十九号による被害に伴い災害救助法が適用されているが、台風第十五号による被害についても適及的に災害救助法を適用することは可能か、政府の見解を明らかにされた。

四 災害救助法の適用については、原則市町村長からの要請をもって検討が開始されること、いわゆる「四号基準」により、都道府県知事は迅速に適用の可否を判断することが可能であると思われる。都道府県知事による迅速な判断に資するよう、政府が現在実施している取り組みについて具体的に示されたい。また、今後の方針についても明らかにされたい。

五 災害救助法の適用により避難所の設置、応急仮設住宅の供与や食料品、飲料水の供給等の応急救助が実施されるが、今回の台風第十九号に際しては、災害救助法の適用外の市町村においても住民の命を守り安全を確保するために避難所等が設置された。災害救助法の適用外の市町村は自主財源でその費用を賄うこととなるが、国民の命を守り安全を確保する観点からの対策であったことから、政府としても何らかの支援

措置を講ずるべきではないか。政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

令和元年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員小沼巧君提出台風第十九号における災害救助法等の対象拡大および適及措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 について
お尋ねの「措置」については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（令和元年内閣府告示第三百七十八号）において、「改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する」と規定されていることから、令和元年台風第十九号により災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）が適用された市町村において行われる法第四条第一項第六号に規定する被災した住宅の応急修理についても適用される。

二 について
お尋ねの「浸水被害を受けた住宅等、被災者生活再建支援金の支給対象に該当しない被災規模の住宅」が「応急修理の対象」となるかについては、災害のため住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対する住宅の応急修理においては対象となる。

三 について
法第二条に規定する救助については、都道府

県知事が、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）第一条第一項各号に定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害により被害を受けた、現に救助を必要とする者に対して救助を行う旨規定しているところ、茨城県では、令和元年台風第十五号による災害については同項各号に掲げる要件を満たさないと判断され、令和元年台風第十九号による災害については同項各号に掲げる要件を満たすと判断されたものと認識している。

四 について
お尋ねの「都道府県知事による迅速な判断に資するよう、政府が現在実施している取り組み」については、内閣府では、都道府県に対して、平時においては、都道府県が災害発生時に迅速かつ適切に対応するため、効果的な防災活動が行える体制の整備をするよう周知等を行い、また、災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合が予見されるときにおいては、躊躇することなく法の適用を判断するよう連絡するとともに、二十四時間体制の法の適用に係る相談窓口を設置するなどの措置を講じており、引き続き適切に対応してまいりたい。

五 について
御指摘の「政府としても何らかの支援措置を講ずる」との意味するところが必ずしも明らかではないが、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）において、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとされており、必要に応じて、市町村の要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給を行うなど、適切に対応しているところである。

災害救助法の適用に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月十七日

参議院議長 山東 昭子殿
塩村あやか

災害救助法の適用に関する質問主意書

本年九月五日に発生した台風第十五号は、大規模停電、公共交通網や道路の寸断などにより、被災した地域の経済、地域住民の生活などに甚大な被害を及ぼした。

千葉県が九月十二日に、県内二十五市十五町一村に大規模停電に伴う災害救助法の適用を決定した一方、東京都が住家に多数の被害が発生した大島町に災害救助法の適用を決定したのは、九月二十四日であった。

九月十二日に私が、大島町への災害救助法の適用について東京都に確認するよう内閣府に要請した際、内閣府からは、「都は現時点では不要との見解」という回答であった。また、十月二日に私が現地を調査したところ、大島町も発災直後から東京都に災害救助法の適用について相談していたが、東京都からは当初、前述の内閣府からの回答と同様の話があったとのことであった。

発災後の応急救助に対応する法律である災害救助法は、発災直後に適用されることで一番その効力を発揮できる。そのため、都道府県がいかに迅速に被害状況を把握し、災害救助法の適用を決定するかが重要になると考える。

一 災害が発生したときは、災害救助法の迅速な適用が何よりも必要であるが、各都道府県が発災（災害救助法の適用日）から災害救助法の適用の決定までに要した期間について、政府の把握する直近五年間における最長の日数及び最も多い日数（最頻値）を明らかにされたい。

二 今回の東京都の大島町への災害救助法の適用の決定に至る政府の対応を具体的に明らかにされたい。

三 今回の東京都で災害救助法の適用の決定が遅れた原因を分析する必要があると考えるが、政府の見解如何。

四 政府は、災害救助法の迅速な適用のため、都道府県に対して災害救助法の適用の決定に係る助言等を積極的に行う必要があると考えるが、政府のこれまでの助言等の実績及び今後の取組方針について、具体的に明らかにされたい。
右質問する。

令和元年十月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出災害救助法の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出災害救助法の適用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「直近五年間における」「発災(災害救助法の適用日)から災害救助法の適用の決定までに要した期間」については、「最長の日数」が五十七日、「最も多い日数(最頻値)」が零日と承知している。

二について

お尋ねの「今回の東京都の大島町への災害救助法の適用の決定に至る政府の対応」については、令和元年九月十日から同月二十四日までにかけて、内閣府において、東京都からの令和元年台風第十五号における災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)の適用に関する問合せに適宜対応したところである。
三について
御指摘の「適用の決定が遅れた」の意味すると

ころが必ずしも明らかではないが、東京都知事は、令和元年台風第十五号による災害が災害救助法施行令(昭和二十二年政令第百二十五号)第一条第一項第一号に掲げる要件を満たすと判断した時点で、法の適用を行ったものと認識している。

四について

お尋ねの「政府のこれまでの助言等の実績及び今後の取組方針」については、内閣府では、都道府県に対して、平時においては、都道府県が災害発生時に迅速かつ適切に対応するため、効果的な防災活動が行える体制の整備をするよう周知等を行い、また、災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生ずる場合が予見されるときにおいては、躊躇することなく法の適用を判断するよう連絡するとともに、二十四時間体制の法の適用に係る相談窓口を設置するなどの措置を講じており、引き続き適切に対応してまいりたい。

国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島の北方四島に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月十八日

参議院議長 山東 昭子殿 鈴木 宗男

国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島の北方四島に関する質問主意書

政府における北方四島に関する以下の用語の使用について、質問する。

一 「北方領土」という名称は、いつから使われるようになったか。

二 「日本固有の領土」という表現、言葉は、いつから使われるようになったか。

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

三 「四島一括返還」という表現、言葉は、いつから使われるようになったか。

四 「不法占拠」という表現、言葉は、いつから使われるようになったか。

右質問する。

令和元年十月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員鈴木宗男君提出国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島の北方四島に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木宗男君提出国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島の北方四島に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねについて確定的にお答えすることは困難であるが、例えば、政府が国会での審議の場において初めてお尋ねの用語を用いた例は、現時点で確認できる範囲でお示しすると、次のとおりである。

「北方領土」 昭和三十一年三月十日の衆議院外務委員会における下田武三外務省条約局長(当時)の答弁

「日本固有の領土」 昭和三十年十二月七日の衆議院予算委員会における鳩山一郎内閣総理大臣(当時)の答弁

「四島 一括返還」 昭和五十年十一月二十日の衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会における植木光教総理府総務長官(当時)の答弁

「不法占拠」 昭和二十七年三月七日の参議院外務委員会における石原幹市郎外務政務次官(当時)の答弁

サイバー攻撃に対処するための自律型兵器システムの活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月十八日

参議院議長 山東 昭子殿 熊谷 裕人

サイバー攻撃に対処するための自律型兵器システムの活用に関する質問主意書

政府は、「衆議院議員緒方林太郎君提出サイバー攻撃と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質一八九第七二号)において、「一般論として申し上げれば、武力攻撃の一環としてサイバー攻撃が行われた場合には、自衛権を発動して対処することは可能と考えられる」とした上で、「その対処の方法については、当該武力攻撃の状況に応じて個別具体的に判断する必要があるが、一概に申し上げることは困難である」と答弁している。

兵器の進歩は日進月歩であり、技術革新とともに様々な兵器が開発されている。その中で注目すべきは、人工知能(AI)の技術を活用した自律型兵器システムであり、高度なAI技術に支えられたものは、完全自律型兵器システムとして運用可能となる。

自律型兵器システムのうち、自律型致死兵器について防衛大臣は、令和元年五月二十日の参議院決算委員会での「判断、選択、決定」というような人間の関与というものがしっかりとある形での自律型の装備については、これは開発又は運用していいと思っていますが、完全自律型致死兵器と言われるものについてはやはりネガティブな考え方を持っていると答弁している。

一 我が国が他国から武力攻撃の一環としてサイ

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

バー攻撃を受けた場合、これに対し自動的にサイバー攻撃又は武力で反撃するシステム(以下「自動反撃システム」という。)は完全自律型兵器システムにあたるのではないか。政府の見解如何。

二 自動反撃システムは、政府が「判断、選択、決定」というような人間の関与というものがしっかりとある形での自律型の装備」ではないと思われる。しかし、「武力攻撃の一環としてサイバー攻撃が行われた場合には、自衛権を発動して対処することは可能と考えられる」と答弁しているように、自動反撃システムによる反撃が自衛権の発動にあたるのであれば、現在の政府の憲法解釈上、他国から武力攻撃の一環として受けたサイバー攻撃に対する自動反撃システムによる反撃は可能であると思われるが、政府の見解如何。

三 前述のとおり、防衛大臣は、「完全自律型致死兵器と言われるものについてはやはりネガティブな考え方」を持っているとし、人間の関与がしっかりとあることが必要であると述べている。我が国が他国から武力攻撃の一環としてサイバー攻撃を受けた場合、攻撃を行ってきた敵に対し、致死性がない範囲において、自動反撃システムを運用することは可能であるとの理解でよい。

四 サイバー攻撃であるか否かに関わらず、人間の関与を必要としない完全自律型兵器システムを他国が使用し、我が国に攻撃を与える場合、人間の関与が必要なシステムでは、反撃のための速度の観点から我が国が非常に不利になる場面が出てくる可能性がある。数千分の一秒で判断を行う高速のアルゴリズムで意思決定を行う完全自律型兵器システムにおいては、極めて短時間で「戦闘」の雌雄が決せられる可能性が高

い。政府は、相手国の武力攻撃の一環としてのサイバー攻撃により我が国が有効な対応ができない状況になり、自衛官の身体、生命を危険にさらすことになっても、なお完全自律型兵器システムの開発、運用を行わないのか。政府の見解如何。

右質問する。

令和元年十月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出サイバー攻撃に対処するための自律型兵器システムの活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出サイバー攻撃に対処するための自律型兵器システムの活用に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

いわゆるサイバー攻撃と自衛権の行使との関係については、御指摘の答弁書(平成二十七年二月二十四日内閣衆質一八九第七一号)一から三までについて述べたとおりであり、また、政府として、これまでも、完全自律型の致死性を有する兵器の開発を行う意図は有していないとの立場を明確にしてきていることについては、先の答弁書(令和元年十月十八日内閣参質二〇〇第一五号)一から八までについて述べたとおりであるが、お尋ねについては、「自動反撃システム」、「自動反撃システムによる反撃」、「致死性がない範囲において、自動反撃システムを運用すること」及び「完全自律型兵器システムの」具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

政府における国会議員の質問通告の取り扱いに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月十八日

参議院議長 山東 昭子殿

熊谷 裕人

政府における国会議員の質問通告の取り扱いに関する質問主意書

いわゆる質問通告は、国会における政府の正確な答弁や建設的な議論のため、国会での質疑に先立ち、議員が政府側へ質疑内容を通知するもので、慣習として行われている。質問通告の内容は様々であり、題名や項目だけのものもあれば、詳細に及ぶものもある。質問通告の内容は議員の判断により、政府職員との信頼関係に基づいて決定される。

質問通告の内容は、質疑を行う前に、政党や議員が事前にSNSで公表したり、メディアに配布したりすることもあるが、その前提に当該議員の同意があることは言うまでもない。

令和元年十月十五日の参議院予算委員会での質疑に先立ち、国民民主党所属の参議院議員(以下「本議員」という。)が政府側に通告した質疑内容が外部に漏洩していた(以下「本事実」という。)として、国民民主党は記者会見を開き、国民民主党と立憲民主党等による両院の会派として本事実を追及する旨述べた。同会見において本議員は、「国会議員の発言の自由、それを守る憲法そのものに對する挑戦である。重大な民主主義への挑戦である」旨発言した。また、本事実における漏洩の具体例として、前日の十四日に放映されたインターネット番組で、大学教授が「私も(本議員の質問通告の内容を)見た。私の関連も入っていた」、「私の方に役所の方から(情報)来たなどと発言したことをあげたほか、別の大学教授が、十五日の

参議院予算委員会で質疑に立った議員ごとに、省庁が質疑内容を把握した日時などを記した資料をツイッターに掲載したことも、漏洩の例として示した。

本事実是由々しき事態として、同月十六日の参議院予算委員会理事懇談会でも対応が協議された。

本事実のように、質問通告として政府側が議員から受け取った質疑内容を記した文書(以下「通告文書」という。)の内容が外部に漏洩することは、国家公務員の守秘義務違反であり、日本国憲法に由来する国会議員の質問権の侵害にあたるのではないかと疑念を持つ。

このような観点から、以下質問する。

一 通告文書は、各省庁職員のいわゆる「国会待機」にかかわることを踏まえると、通告文書は、「行政機関の職員が職務上「取得した文書」であって、「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」、すなわち、公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第二条第四項でいう「行政文書」にあたるのではないか。

二 前記一に関連して、政府側が受け取った通告文書は、公文書管理法上の「公文書」ではないのか。

三 通告文書は議員と政府職員との信頼関係の上に提供されるものであるが、同時に「行政文書」であると考えられることから、その内容を関係省庁の職員が漏洩することは国家公務員法第百条第一項でいう「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない」との守秘義務に違反するのではないか。

四 政府職員が議員の同意を得ず、通告文書を第三者である関係省庁の職員ではない大学教授などに渡すことは、質疑の前後にかかわらず、前記三の国家公務員法上の守秘義務に違反するのではないか。

五 政府職員が通告文書の内容を漏洩すると、議員の質疑の概要が事前に不特定多数の者に知られるところとなり、その質疑への事前の批判、妨害が生じ得る。政府職員による通告文書の内容の漏洩は、日本国憲法に由来する国会議員の質問権の侵害にあたるのではないかと、

令和元年十月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出政府における国会議員の質問通告の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出政府における国会議員の質問通告の取り扱いに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「通告文書」については、行政機関の職員が職務上取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項各号に掲げるものを除く。）である場合には、同項に規定する「行政文書」に該当し、また、同条第八項に規定する「公文書等」に該当する。

三から六までについて

お尋ねの「その内容を関係省庁の職員が漏洩する」、「通告文書を第三者・・・に渡すこと」、政府職員による「通告文書の内容の漏洩」及び「国会議員の質問権の侵害」の具体的に意味

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百条第一項に規定する「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するものをいうところ、当該「通告文書」の内容が当該「秘密」に該当するかどうかは、事案に即して個別具体的に判断すべきものと承知している。

政府としては、引き続き行政文書の適正な管理に取り組んでまいりたい。

宇宙空間における自衛権行使に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月十八日

参議院議長 山東 昭子殿 熊谷 裕人

宇宙空間における自衛権行使に関する質問主意書

令和元年十月十六日、河野防衛大臣はBSフジの番組に出演し、同盟国である米国や、欧州連合（EU）など友好国の人工衛星が攻撃を受けた場合、集団的自衛権の行使が可能かどうか問われ、「日本は憲法の範囲内でやることはやる。宇宙とホルムズ海峡は違う、というふうにはならない」と述べ、宇宙空間でも自衛権行使が可能との認識を示した（以下「防衛大臣の発言」という。）。

自衛隊法第三条第三項では、「陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする」と規定されるものの、宇宙空間についての規定は自衛隊法には見当

質問主意書及び答弁書

たらない。

ピーター・シンガーとオーガスト・コールの共著で、米陸海空軍、米宇宙軍司令部の「推薦図書」となっている中国軍を駆逐せよ！「ゴースト・フリート」出撃（上・下）で描写される近未来の戦闘でも、戦闘初期段階で宇宙空間にある米軍の人工衛星が無能力化されると想定されており、宇宙空間における自衛権行使の重要性は論を俟たない。

このような観点から、以下質問する。

一 現行の法令の中で、宇宙空間での自衛権行使を規定した法令はあるのか。

二 宇宙空間とは、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。国際航空連盟は、高度百キロメートルから上を宇宙空間と定義しているが、政府の見解如何。

三 自衛隊法第三条第三項では、「航空自衛隊は主として空において（中略）行動することを任務とする」とされているが、防衛大臣の発言における「宇宙空間」は、航空自衛隊の行動範囲である「空」に含まれるのか。政府の見解如何。

四 前記三に関連して、現行の自衛隊法を宇宙空間での自衛権行使の根拠とすることは難しいのではないのか。それとも、自衛隊法上の規定の有無にかかわらず、国家の固有の権利として、宇宙空間での自衛権行使が可能と考えているのか。政府の見解如何。

右質問する。

令和元年十月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出宇宙空間における自衛権行使に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出宇宙空間における自衛権行使に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

宇宙空間の定義については、我が国の現行の法令において規定されたものはない。その上で、「宇宙空間での自衛権行使」に係るお尋ねについては、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

いずれにせよ、政府としては、憲法第九条の下において認められる「武力の行使」については、「武力の行使」の三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られ、当該自衛の措置としての「武力の行使」を行うことができる地理的範囲は、必ずしも我が国の領土、領海、領空に限られるものではないと解してきているところであるが、当該地理的範囲が具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるものと認識している。

三について

御指摘の令和元年十月十六日の報道番組における河野防衛大臣の発言は、その場所が「宇宙」であるか否かにかかわらず、一般論として、自衛隊は憲法第九条の下において認められる範囲内で、個別の事態に対処していくということについて述べたものである。

幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月十八日

参議院議長 山東 昭子殿

吉川 沙織

幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する再質問主意書

私が提出した「幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問主意書」(第二百回国会質問第二号。以下「前回主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質二〇〇第二号。以下「前回答弁書」という。)を踏まえ、改めて質問する。

一 前回答弁書の「四について」によれば、九月二十五日の官報正誤においても「実際の条例に引用される箇所」の正誤措置が含まれていた。当該正誤措置の内容について、官報正誤を行う前に、地方自治体に対して周知したか明らかにされたい。周知した場合、その日付及び手段を明らかにされたい。

二 九月二十五日の官報正誤から幼児教育・保育の無償化が開始される十月一日まで、九月二十五日を含めて四営業日しか日数がない。その上で、前回答弁書の「五及び六について」においては、「地方公共団体において施行に際して準備が間に合わなかった例は承知していない。」との答弁がなされている。当該答弁は、十月一日時点で、全ての地方自治体において、両内閣府令の正誤措置の内容を反映した条例が策定されていたという意味合いであるのか、それとも、幼児教育・保育の無償化を実施するための条例が全ての地方自治体で制定されていたという点を捉えた意味合いにすぎず、地方自治体によっては、当該条例が両内閣府令の正誤措置の内容を反映していないこともあり得るということであるのか、当該答弁の趣旨を明らかにされたい。

三 両内閣府令の誤りのある条文を引用する条例を制定し、いまだこれを改正していない地方自治体が存在するかどうかについて、政府として把握する予定はあるか明らかにされたい。

四 両内閣府令の誤りのある条文を引用する条例

質問主意書及び答弁書

を制定した地方自治体が存在する場合における、両内閣府令の正誤措置の内容を反映する形で当該条例の改正の要否及び当該改正の期限について、前回答弁書の「九及び十について」では、「各地方公共団体においては、その取扱いについて適切に判断されるものと考えている。」として、質問に対して真正面から答弁していない。条例の取扱いを最終的に判断するのは地方自治体であるとしても、当該答弁は、そもそも政府が負うべき本件の責めを地方自治体に転嫁しているようにも読める。政府としてどのような対応を地方自治体に期待しているのかを明確にするのは当然であり、改めて問うので、当該条例の改正の要否及び当該改正の期限についての政府の見解を明らかにされたい。

五 前回主意書の十で質問した、両内閣府令の誤りのある条文を引用する条例が改正されるまでにおける当該条例の効力及び当該条例を根拠として実施した幼児教育・保育の無償化の効力がそれぞれどのように評価されるのかについて、前回答弁書では明確な答弁がなかった。無用な疑念を招来しないようにすることは本件を発生させた政府の責任であるから、政府として当該効力についての見解を明確にするのは当然である。改めて問うので、政府の見解を示されたい。

六 本件が発生した原因について、前回答弁書の「十二について」では「内閣府における両府令の作成過程において、十分な確認が行われなかったことにより生じた」と答弁している。幼児教育・保育の無償化を実施するに当たっての両内閣府令の重要性は内閣府が最も承知しているはずであるにもかかわらず、通常では考えられない数の誤りが生じたのは、「十分な確認が行われなかったから」というよりも、「十分な確認を行える状況になかった」からではないかと思料

する。政府は、「十分な確認が行われなかったこと」の背景をどのように分析しているのか見解を示されたい。
右質問する。

令和元年十月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する再質問に対する答弁書

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「当該正誤措置の内容」について、内閣府は、令和元年九月十九日に、都道府県、指定都市及び中核市の担当者に対し、連絡したところである。

二及び三について

先の答弁書(令和元年十月十五日内閣参質二〇〇第二号。以下「前回答弁書」という。)五及び六については、内閣府においては、実務を担う地方公共団体の担当者と連携して詳細な事務の進め方の検討や質疑応答集等の作成を行うとともに、地方公共団体に対する説明会の実施等により幼児教育・保育の無償化の制度の内容について説明を行い、その周知を図ってきたところであり、地方公共団体において当該制度の施行に際して準備が間に合わなかった例は承知していない旨お答えしたものである。

御指摘の「両内閣府令の誤りのある条文を引用する条例を制定し、いまだこれを改正していない地方自治体が存在するかどうか」について、現時点において把握していないが、今後、

適切に把握してまいりたい。
四及び五について

お尋ねについては、前回答弁書九及び十についてお答えしたとおりである。
六について

お尋ねの「背景」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件が発生した原因については、前回答弁書十二についてお答えしたとおりである。

即位礼正殿の儀に合わせて実施された恩赦に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月二十三日

参議院議長 山東 昭子殿

熊谷 裕人

即位礼正殿の儀に合わせて実施された恩赦に関する質問主意書

日本国憲法第七十三条では「内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ」とされ、同条第七号で「左の事務」の一つとして「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること」があげられている。

恩赦法では、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の手続きの概要が定められているにとどまり、その「決定の具体的な内容については内閣の判断によるものと解されている。

令和元年十月十八日、菅官房長官は記者会見で、同月二十二日の「即位礼正殿の儀」に合わせて実施する恩赦(以下「本恩赦」という。)について、「令和の時代を迎え、即位の礼が行われる。この慶事に当たり、罪を犯した者の改善更生の意欲を

高めさせ、社会復帰を促進する見地から恩赦を実施する旨発言した。

本恩赦では、政令恩赦として、平成二十八年十月二十一日までに罰金を納めた約五十五万人が対象となったと承知している。罰金刑を受けると、原則として医師や看護師など国家資格を取得する権利が五年間制限されるが、本恩赦によりこうした権利が回復する。

法務省によると、本恩赦の対象者の約八割が道路交通法や自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律などの違反であり、公職選挙法違反による罰金納付から三年が経過した約四百三十人の公民権なども回復される。

政令恩赦については、制度そのものに合理的な理由が見いだせないという指摘がある。国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に関与する現在、果たして改元などの理由でその判断を内閣が事後的に覆すことに合理的な説明がなされ、国民の理解を得られるだろうかという点である。

皇室の慶事を国をあげて言祝ぐことは、ほとんどの国民にとって異論はないことであろう。しかしながら、「行政事務」を「行ふ」内閣が「決定」する恩赦は、国民の代表者で構成される国会の定めた法律に従い、裁判所が科した刑事罰を、裁判の手續きなく消滅させたり変更したりするものであり、行政権が立法権と司法権を侵害するという問題点がある。恩赦を行う場合、三権分立の観点から慎重に判断すべきであり、また、恩赦は、他の制度では不十分な場合に限り行われるべきと考ええる。

右を踏まえて、以下質問する。

一 本恩赦は「復権」に限られ、減給や戒告の懲戒処分を受けた公務員に対する懲戒処分の免除は見送られたという理解でよいのか。

二 法務省は「新しい令和の時代を迎え、即位の礼が行われます。この慶事に当たり、罪を犯した者の改善更生の意欲を高めさせ、その社会復

帰を促進するという刑事政策的な見地から、一般、恩赦を実施することとなりました」としているが、即位の礼がいつ行われるのかは一般国民には分からないことであり、その実施を根拠として「罪を犯した者の改善更生の意欲を高めさせ」とすることに合理性がないのではないか。すなわち、いつあるのか分からない式典の実施が「罪を犯した者の改善更生の意欲を高めさせ」ることにつながるものの合理性は見いだし難いと思われる。政府の見解如何。

三 直近の複数の世論調査でも、今般の恩赦に反対すると答えた者は賛成すると答えた者の倍以上である。前述のとおり、恩赦を行う場合、三権分立の観点から慎重に判断すべきであり、また、恩赦は、他の制度では不十分な場合に限り行われるべきと考える。政府は本恩赦を実施するにあたり、他の制度では不十分であると判断したのか。

四 政令恩赦は一律に決められるため、個別に検討されることはない。個別恩赦のように中央更生保護審査会の審査を経ることなく、事実上被害者の意向を聞くこともない。また、国民や専門家などがその妥当性を確認しようとしてもその仕組みが存在しない。このため、手續きが不透明になりやすいとともに、その妥当性を確認することもできず、内閣の恣意的な運用がなされる懸念がある。政令恩赦は、行政の透明性の確保や国民主権の観点から極めて抑制的に行われるべきではないか。政府の見解如何。

五 前記四に関して、本恩赦は約五十五万人を対象としており、昭和から平成への改元の時の恩赦と比較すれば対象者は少ない。かかる観点から、本恩赦は抑制的に行われたと考えているのか。政府の見解如何。

右質問する。

令和元年十一月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出即位礼正殿の儀に合せて実施された恩赦に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出即位礼正殿の儀に合せて実施された恩赦に関する質問に対する答弁書

一について

今回の即位の礼に当たっては、復権令(令和元年政令第三十一号)を制定するとともに、刑の執行の免除及び復権を行うことなどを内容とする「即位の礼に当たり行う特別恩赦基準」(令和元年十月十八日閣議決定)を策定したが、公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和二十七年法律第十七号)第二条の規定に基づく政令については、定めていない。

二について

御指摘の「いつあるのか分からない式典の実施が「罪を犯した者の改善更生の意欲を高めさせ」ることにつながる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、恩赦には、その対象となった者について、その実施により、その者の改善更生の意欲を高めさせ、その社会復帰を促進することとなるなどの刑事政策的な意義があると考えている。

三及び四について

恩赦について、これを実施するか否かやその対象をどのように定めるかは、内閣において、恩赦制度の趣旨、先例、社会情勢、国民感情等諸般の状況を総合的かつ慎重に勘案して判断すべきものであると考えており、そのような観点から判断して、復権令を制定し、「即位の礼に当たり行う特別恩赦基準」を策定したものである。

五について

御指摘の「本恩赦は抑制的に行われたの具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、今回の即位の礼に当たり行う恩赦については、犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第六十一号)に基づき犯罪被害者等(同法第二条第二項に規定する犯罪被害者をいう。以下同じ)の視点に立った施策が推進されているなど、犯罪被害者等に対するより一層の配慮が求められる現状に鑑み、国民感情、特に、犯罪被害者等の心情等にも配慮して、実施したものである。

台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月二十三日

参議院議長 山東 昭子殿

熊谷 裕人

台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問主意書

令和元年台風第十九号により、埼玉県をはじめとして東日本の各地で甚大な被害が生じた。政府は、台風第十九号の暴風雨による災害について、激甚災害に指定するものと承知している。

埼玉県内では河川の堤防の決壊、氾濫、土石流による道路の寸断なども生じ、被害状況の全容はいまだ明らかではなく、迅速な対策が急がれる。

しかしながら、例えば、埼玉県東松山市の越辺川や都幾川で生じた堤防の決壊と家屋の水没被害などは、昭和二十二年九月のカスリーン台風でも同じ場所と同様の被害が生じており、地域住民から河川の改修の要望が繰り返されてきたものの、放置されていたという事実がある。

平成二十一年六月十八日の埼玉県東松山市議会の議事録によると、松坂喜浩市議員が越辺川の今次の台風第十九号による堤防の決壊場所を含む付近の危険性を指摘したのに対し、東松山市建設部長は「国・県に対する要望として、東松山市都幾川改修促進協議会、都幾川・市野川水系改修促進期成同盟会や入間川水系改修工事期成同盟会を通じ、要望を続けているところ」と述べたものの、現在に至るまで要望されている改修は着手されてこなかった。

右を踏まえて、以下質問する。

一 台風第十九号により水害の発生した地域においては、繰り返し市や県から国に要望がありつつも放置された結果、カスリーン台風の時と同じ場所での堤防の決壊が生じた事例が見られる。国の治水事業の優先順位の付け方はどのような基準になっているのか。過去に大きな被害が生じた場所では同様の被害が起りえることは容易に推測できる。政府の見解如何。

二 台風第十九号による災害について、激甚災害として指定する方向であることは評価するが、その支援内容はどのようなものになるのか。埼玉県内の農林水産分野に限定された措置だけではなく、埼玉県内の河川や道路等に流入した土砂、浸水の排除事業等をはじめ、その他の土木分野を含む措置も支援内容に加えられるのか。そうでないとしたら、加えるべきではないのか。政府の見解如何。

三 激甚災害の指定にあたっては、被災した市町村や都道府県による被害状況の調査を経て、各省庁が査定見込額を算定する。今次の台風第十九号による埼玉県内の被害は甚大であり、また、被災した市町村においては、まず現場での災害対策へ人員が割かれるため、市町村が適切かつ迅速に被害状況の全容を把握することは困難と予想される。かかる市町村による被害状況の全容把握を支援するために政府は何らかの方

策をとる準備があるのか。政府の見解如何。

四 前述のとおり、東松山市が「国・県に対する要望として、東松山市都幾川改修促進協議会、都幾川・市野川水系改修促進期成同盟会や入間川水系改修工事期成同盟会を通じ、要望を続けている」にもかかわらず、それが実現してこなかったのは、何らかの技術的な問題あるいは何らかの支障があったためなのか。現在に至るまで要望されている改修が着手されてこなかった理由について、政府の認識を明らかにされた

五 埼玉県をはじめとする北関東の水害対策は、カスリーン台風の被害を踏まえて、そのような被害を二度と生じさせないという思想で行われていると承知している。しかしながら、今次、埼玉県東松山市・川越市ではカスリーン台風の時と同じ場所での堤防の決壊が生じ、甚大な被害が生じた。政府として、今後の取り組みはどうあるべきと考えているのか。政府の見解如何。右質問する。

令和元年十一月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する

質問に対する答弁書

一について

御指摘の「繰り返し市や県から国に要望がありつつも放置された」「カスリーン台風の時と同じ場所での堤防の決壊が生じた事例が見られる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、河川の整備については、河川法(昭和三十

十九年法律第六十七号)第十六条の二第一項の規定により、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を定めておかなければならないこととされており、河川整備計画に基づく河川の整備に当たっては、治水上の安全性を確保するため、水害の形態及び氾濫域の状況のみならず、本支川及び上下流のバランス等を考慮し、水系全体として適切にバランスのとれたものとなるよう、段階的に実施することとしている。

二について

お尋ねについては、本年十月二十九日に「令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」を閣議決定したところであり、この政令の制定により、御指摘の災害を激甚災害として指定し、公共土木施設の災害復旧事業、堆積土砂の排除事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用することとしている。

三について

御指摘の「何らかの方策をとる準備」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善について」平成二十九年十二月二十一日中央防災会議幹事会決定に定めるところにより、被災自治体が行う被害状況調査に対する国による支援を積極的に行っているところである。

四について

都幾川、市野川及び入間川の改修については、「荒川水系河川整備計画(大臣管理区間)」(平成二十八年三月十八日国土交通省関東地方整備局長策定)及び「荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画(県管理区間)」(平成十八年二月七日埼玉県知事策定)に基づき行うこととされているところ、これらの計画に基づく河川

の整備に当たっては、治水上の安全性を確保するため、水害の形態及び氾濫域の状況のみならず、本支川及び上下流のバランス等を考慮し、水系全体として適切にバランスのとれたものとなるよう、段階的に実施しているところである。

五について

御指摘の「カスリーン台風の被害を踏まえて、そのような被害を二度と生じさせない」という思想で行われている「及び「カスリーン台風の時と同じ場所での堤防の決壊が生じた」ということが必ずしも明らかではないが、治水対策を将来の気候変動の影響による降雨量の増加等を反映したものに見直すことが重要である」と考えており、現在、気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について社会資本整備審議会に諮問しているところである。

エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月二十四日

熊谷 裕人

参議院議長 山東 昭子殿

エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問主意書

海上自衛隊は、現在六隻のエアクッション型揚陸艇(以下「LCA」という)を保有しており、大規模災害時には海上の艦艇から上陸し、そのまま陸上を走行することが可能である。これにより、通常の車両や船舶では近づけない場合でも、多くの被災者の迅速な救助と支援物資の輸送が可能となる。

二〇一一年の東日本大震災時には、石巻港が使用不能であったため、輸送艦「おおすみ」に搭載されていたLCCにより、石巻の海岸に支援物資の輸送を行った事例や被災者を輸送艦に輸送し、入浴支援活動に活用された事例があり、これらはLCCの特殊性が生かされたものと承知している。

しかしながら、現行の道路交通法や道路運送車両法などでは、LCCが公道を通行することあるいは公道を横切って海岸沿いの広場などへ走行することはできないと承知している。LCCの特殊性を存分に生かした災害派遣活動を実施するためには解決すべき現行法上の問題が存在する。右を踏まえて、以下質問する。

一 現在、LCCが公道を走行できないのは、どのような法令上の規制によるものであるのか。

二 LCCが長時間公道を走行するような災害派遣活動は想定されないものの、現行の法令では、海岸から公道を横切り、たとえば災害時の緊急避難場所になっている公共施設や広場まで到達することはできないという理解でよいのか。

三 LCCが災害時に公道を通行することあるいは公道を横切って走行することができるようにするためには、法改正が必要であるのか。政府の見解如何。

四 海上自衛隊の持つ装備、たとえばLCCなどの持つ能力をあますことなく災害対策に投入できるように現行制度を改善すべきだと考えるが、政府の見解如何。

令和元年十一月五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山東 昭子殿

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

参議院議員熊谷裕人君提出エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

海上自衛隊の使用するエアクッション艇(以下「LCC」という)は、港に接岸することなく、海岸に物資等を直接揚陸させることが可能であるという特性を有するものであり、災害発生時においては、例えば、被災により一時的に港が使用できなくなった場合でも、海岸に支援物資等を直接揚陸させることが可能であるなど、その特性が大いに発揮されているところである。

他方で、LCCは、その横幅が十四メートルを超えるなど、そもそも人や車両等が通行する道路で走行することを想定したものではなく、一般に、LCCによって揚陸させた支援物資等の海岸からそれぞれの避難場所等への輸送については、車両等を使用して行うことを想定しているところである。このため、LCCの道路での走行を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

なお、仮に、災害発生時にLCCが海岸に揚陸し、その付近を移動するに当たり、一時的に道路を横切ることが生じたとしても、こうした行為自体が法令上禁止されるものではない一方で、当該行為は、道路における交通の危険を生じさせず、また、交通の妨害とならない態様で行われる必要があると考えている。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターにおける高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に係る研究開発に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月二十五日

徳永 エリ

参議院議長 山東 昭子殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターにおける高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に係る研究開発に関する質問主意書

原子力発電に伴って発生する高レベル放射性廃棄物については、最終的に地下深い地層中に処分することが国の基本方針とされており、安全に地層処分するための基盤的な研究開発を具体的に進める施設として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という)の幌延深地層研究センターが、北海道幌延町に置かれている。

平成十二年に幌延深地層研究センターで研究開発を開始するに当たり、研究終了後に幌延深地層研究センターの地下施設を埋め戻す旨等が「幌延町における深地層の研究に関する協定書」(以下「協定書」という)で取り決められているものの、幌延町や周辺地域がなし崩し的に処分地にされるのではないかと懸念が、今なお払拭されていない。

他方で、幌延深地層研究センターと同様に地層処分の研究を行っている機構の東濃地科学センター(岐阜県瑞浪市)では、令和四年一月までの埋め戻しができると、坑道埋め戻し工事の工程が瑞浪市と合意されている。

このような状況の中、協定書第七条に基づき「令和二年度以降の幌延深地層研究計画(案)」(以下「計画案」という)が令和元年八月二日に機構から北海道及び幌延町に提出されたことを踏まえ、以下質問する。

一 平成十年十月に策定された「深地層研究所(仮称)計画」において、地層科学研究及び地層処分研究開発の全体の期間は二十年程度とされてきたが、計画案は、期間を延長して更なる研究に取り組みとするものである。研究開発の期間の延長が必要な理由を具体的に説明されたい。

二 計画案では、「地層処分の技術的基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示す」としているが、令和元年八月二十七日及び二十九日に行われた地域説明会では、出席者から「地層処分の技術的基盤の整備の完了」の意味するところが明確でなく、幌延町における研究が永続的になされるのではないかと懸念が表明されたと承知している。「地層処分の技術的基盤の整備」が必要性を超えて拡大していくことのないよう、その範囲を明確に示されたい。

三 政府は、幌延深地層研究センターに対し、計画案の必要性及び内容を明確に説明させるとともに、今後の自治体及び地域住民との合意プロセスの在り方についても早期に説明するよう促すべきであると考えているが、政府の見解を明らかにされたい。

四 計画案は、幌延町における深地層研究計画の内容を変更しようとするものであり、協定書第四条の「深地層の研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すものとする」との規定の内容や解釈を変更するものではないと解してよいのか、政府の見解を明らかにされたい。その上で当該研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場とせず、幌延町に放射性廃棄物の中間貯蔵施設を将来とも設置しないとした協定書第五条の内容や解釈について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

令和元年十一月十五日 参議院會議録第四号

令和元年十一月五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員徳永エリ君提出国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターにおける高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に係る研究開発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員徳永エリ君提出国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターにおける高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に係る研究開発に関する質問に対する答弁書

一について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)によると、これまでの研究の成果、外部委員会の評価等を踏まえて検討した結果、実際の地質環境における人工バリアの適用性確認等の研究の継続が必要となったためとのことである。

二について

原子力機構によると、御指摘の「地層処分の技術的基盤の整備の完了」とは、原子力機構核燃料・バックエンド研究開発部門幌延深地層研究センターの地下施設において、調査技術、モデル化・解析技術を実際の地質環境に適用して、その有効性が示された状態を意味することのことである。

三について

現在、北海道、幌延町及び原子力機構が締結した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」(以下「協定書」という。)第十四条に基づき、北海道及び幌延町が開催する幌延深地層研究の確認会議において、原子力機構が「令和二年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の必要性、妥当性等を説明し、北海道及び幌延町がそ

質問主意書及び答弁書

れらを確認しているものと承知している。
四について

協定書は、北海道、幌延町及び原子力機構の三者間で締結したものであり、その内容や解釈について政府としてお答えする立場にない。

日韓基本条約第三条の解釈に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月二十九日

参議院議長 山東 昭子殿

熊谷 裕人

日韓基本条約第三条の解釈に関する質問主意書
日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約(以下「日韓基本条約」という。)第三条では、「大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」としている。

一九四八年十二月十二日の国際連合総会決議第百九十五号(Ⅲ)(以下「本国連決議」という。)では、国連朝鮮臨時委員会が監視及び協議を行うことができ、かつ全朝鮮の人民の大部分が居住する部分に対して有効な支配及び管轄権を及ぼしている合法的な政府(大韓民国政府)が樹立されたことを宣言している。ただし、朝鮮統一は達成されていないという事実に留意すべきことが明示されている。

しかし、現実的には、安倍総理は前提条件なしで金正恩委員長との会談を行う準備があることを表明しており、歴代の韓国大統領も北朝鮮の金正日総書記、金正恩委員長との会談を行っている。このような北朝鮮に対する日韓の取り組みに鑑み

れば、日韓基本条約と本国連決議に記述されていることと現実との整合性をどのように考えるのか疑問点は多い。

これについて、平成二十八年九月十四日の衆議院外務委員会が外務省大臣官房審議官は、「日韓基本関係条約におきましては、北朝鮮については何ら触れておりません。言いかえしますと、一切を北朝鮮につきましては白紙のまま残しているということでございます。今後我が国として北朝鮮とどのような関係を構築するか、こういった点につきましては今後の問題として残されている」との見解を示している。

これは、昭和四十年十月二十九日の衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会における椎名外務大臣の「今回の条約は、一切休戦ライン以北の問題に触れておりません。いわば白紙の状態である」との見解を踏襲するものと解される。

右を踏まえて、以下質問する。
一 現在においても、日韓基本条約第三条に関連して、政府の北朝鮮に関する取り扱い「白紙の状態」であるとの理解でよいのか。

二 安倍総理が金正恩委員長と前提条件なしで会談を行う意思を表明することは、日韓基本条約第三条の趣旨に反しないのか。

三 日韓基本条約が締結されるとともに、付随して交わされたいくつかの協定の一つに財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「日韓請求権協定」という。)がある。日韓請求権協定第二条では、両国及びその国民の間の請求権に関する問題が「完全かつ最終的に解決された」とを確認しているが、同条は当時、政府が「合法的な政府」ではないと見なしていた北朝鮮には適用されないという理解でよいのか。

四 前記三に関連して、前述の椎名外務大臣の「今回の条約は、一切休戦ライン以北の問題に触れておりません。いわば白紙の状態である」との見解が維持されている以上、北朝鮮側から莫大な経済援助を求められれば日本側は拒むことはできないのではないのか。政府の見解如何。

五 文在寅大統領の下で韓国は北朝鮮との宥和政策を推し進めているものの、昭和四十年八月五日の韓国国会の韓日間条約及び諸協定批准同意案審査特別委員会では、李東元外務部長官が「大韓民国が韓半島における唯一の合法政府である。従つて今後日本が北と正常な外交関係または領事関係を結ぶ可能性を封鎖した」と発言し、また、同月八日には、「基本関係条約の締結によつて日本との関係で大韓民国政府の唯一の合法性が確認された以上、日本は、条約を破棄しない限り北といかなる法的な関係も結べない」と発言している。韓国政府の「日本は、(日韓基本)条約を破棄しない限り北といかなる法的な関係も結べない」との見解に対する日本政府の所感如何。また、日韓基本条約第三条とは関係なく北朝鮮との「法的な関係」は結べるといふ理解でよいのか。

六 昭和四十年八月九日の韓国国会の韓日間条約及び諸協定批准同意案審査特別委員会が文徳周外務部次官は、日韓基本条約第三条について、「日本が今後北といかなる外交関係も結ばせない予防的な措置として韓国側から要求した」と発言しているが、同条のこのような効果は現在失効しているとの理解でよいのか。
右質問する。

令和元年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出日韓基本条約第三条の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出日韓基本条約第三
 三条の解釈に関する質問に対する答弁書

一について
 お尋ねについては、平成二十八年九月十四日の衆議院外務委員会において、大菅岳史外務省大臣官房審議官(当時)が「日韓基本関係条約におきましては、北朝鮮については何ら触れておりません。言いかえますと、一切を北朝鮮につきましては白紙のまま残しているという」と述べられているとおりである。

二について
 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、安倍内閣総理大臣が条件を付けずに北朝鮮の金正恩国務委員長と向き合わなければならない旨述べていることは、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約(昭和四十年条約第二十五号)第三条との関係で問題となるものではない。

三について
 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(昭和四十年条約第二十七号)は、日本国と大韓民国に適用されるものである。

四について
 お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものであり、日朝平壤宣言における経済協力は、国交正常化交渉においてその具体的な規模と内容を協議し、国交正常化の後に行うこととしている。

五及び六について
 御指摘の大韓民国政府関係者の発言については政府としてお答えする立場にない。また、お

尋ねの「法的な関係」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流分野の交通需要マネジメントに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
 令和元年十月二十九日

参議院議長 山東 昭子殿 熊谷 裕人

東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流分野の交通需要マネジメントに関する質問主意書

令和元年十月十八日、政府の「二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議」(以下「推進会議」という)は、今年の夏に行われた東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の交通需要マネジメント(以下「TDM」という)を想定した実証実験の結果、「主に一般道で一定のTDMの効果が現れたものの、交通量の削減目標には届いていない状況」であり、「特に首都高において大会関係車両等による増加が見込まれる中、物流分野での取組を強化することにより、TDMの一層の効果発揮が必要」とあるとの見解を確認した。大会組織委員会や東京都などは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中に都心部で交通量を三割削減する目標を掲げているが、実証実験では達成できなかったと承知している。

これを踏まえ、推進会議は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は都心部で時間指定の配送サービスを中止するよう大手宅配会社(以下「推進会議の要請」という)する方針を示した。宅配に伴う交通混雑を解消する目的

を有するものと思われる。推進会議の要請は、宅配便の約九割を占めるヤマト運輸と佐川急便、日本郵便の三社を想定していると報じられ、十月中にも、推進会議が時間指定サービスの中止、再配達の見直し、配送時間帯の見直し、共同配送など六項目について個別に対応を求めるものと承知している。

右を踏まえて、以下質問する。
 一 TDMの実証実験の結果が「主に一般道で一定のTDMの効果が現れたものの、交通量の削減目標には届いていない状況」であった理由は何か。

二 推進会議の要請には、法的根拠はないという理解でよいのか。法的根拠があるとすれば、その根拠を示されたい。

三 推進会議が大手宅配会社に要請する項目は、時間指定サービスの中止、再配達の削減、配送時間帯の見直し、共同配送など六項目という理解でよいのか。

四 前記三に関連して、通常、再配達を依頼する場合には、時間指定をすることが多いが、時間指定サービスが中止されている中で再配達を依頼しても、在宅時に受け取ることは困難であり、再配達の削減にはつながらないと考えられる。推進会議の要請には、この点、実効性がないのではないのか。

五 東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中のTDMにあつては、配達受付そのものを取りやめなければ、中継施設、配達所に宅配物がたまつていくだけであり、推進会議の要請は実効性に欠けるのではないのか。

六 推進会議の要請により、対象となるとされる大手宅配会社三社には経済的損失が生じるのか。また、そのような試算は行ったのか。経済的損失が生じるとすれば、その金額は当該三社でそれぞれの程度か。

七 前記六に関連して、経済的損失が生じるなら

ばその補償は政府が行うべきではないか。政府がその損失を補償する場合、その法的根拠を示されたい。

八 東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流分野のTDMは東京の首都機能の一部麻痺にもつながりかねないもので、慎重に判断されなければならない。現時点でも相当の混乱が想定でき、また推進会議の要請も必ずしも実効性があるものとは思われない。そもそも物流分野のTDMを行うことが妥当であるのか。政府の見解如何。

令和元年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流分野の交通需要マネジメントに関する質問、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流分野の交通需要マネジメントに関する質問に対する答弁書

一について
 本年十月十六日に東京都及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会により開催された東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会交通輸送技術検討会において、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という)本番に向けて実施した本年夏の交通対策の試行において交通量の減少率が目標に届かなかった要因として、首都高速道路の車種別交通量に係る中型車以上の減少率が普通車以下と比べて小さかったことなどが報告されたものと承知している。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国土交通省としては、大会期間中の円滑な大会輸送、経済活動及び市民生活を共存させるため、今後、大手宅配事業者各社との個別の協議（以下「個別の協議」という。）を通じ、関係地域における大会期間中の道路混雑の緩和のために講ずる具体策（以下「道路混雑緩和のための具体策」という。）の検討について、働きかけを行うこととしているところである。

三から五までについて

お尋ねの「時間指定サービスの中止、再配達削減、配送時間帯の見直し、共同配送など六項目」については、御指摘の「推進会議」において、大手宅配事業者各社における道路混雑緩和のための具体策の例示として示したものであり、今後、個別の協議を通じ、具体的な実施内容について調整することとしている。

六及び七について

お尋ねの「経済的損失が生じる」との意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省としては、大会期間中の円滑な大会輸送、大手宅配事業者各社の事業活動を含む経済活動及び市民生活を共存させるため、今後、個別の協議を通じ、道路混雑緩和のための具体策の検討について、働きかけを行うとともに、具体的な実施内容について調整することとしている。

働きかけによる交通需要低減が少ない状況下においては、円滑な大会輸送の実現のためにより強度な交通規制が行われることとなり、経済活動及び市民生活への影響がかえって大きくなる懸念されるところである。政府としては、大会の競技会場等の多くは通勤、物流等に係る交通需要が集中している地域に立地していることから、大会期間中の円滑な大会輸送、経済活動及び市民生活を共存させることが重要で

あると考えており、一について述べた試行に係る報告等を踏まえ、荷主や消費者の理解及び協力を得つつ、中型車以上の利用が多い物流車両に係る働きかけによる交通需要の更なる低減に向けて取り組んでまいりたい。

不発弾処理の費用負担に関する質問主意書の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月二十九日

参議院議長 山東 昭子殿

熊谷 裕人

不発弾処理の費用負担に関する質問主意書

平成三十年二月、戦時中に投下されたとみられる不発弾の処理にかかる費用は行政機関が全額負担すべきだとし、費用の一部を支払った土地所有者三人が大阪府と国に約五百七十万円の返還を求めた訴訟の判決が大阪地方裁判所であり、大阪地裁は請求を棄却した。

大阪地裁は不発弾処理の費用について「国民が等しく受忍すべき戦争損害」と指摘し、自治体や国には特定の個人の利益を保護する役割はなく、「費用を負担しなかったのは裁量権の逸脱とは言えない」と判断した。

不発弾処理の費用を巡っては、高崎市や西東京市などが全額を負担しているが、川崎市や神戸市などは土地所有者に支払いを求めており、自治体によって対応が分かれている。

この訴訟は、被告の国と大阪府が互いに責任を押しつけ合う展開となっていたと承知している。国は、一次的な責任は自治体と都道府県警察にあり、「自衛隊は求めに応じ専門的な作業をしただけ」と主張したのに対し、大阪府は、原因は「国策としての戦争」にあるとし、国に責任があると主張した。なお、両者とも明確には「土地所有者が

負担すべきだ」という主張はしていなかったと承知している。

慶應義塾大学の大屋雄裕教授は「国と市に支払いを強制する法的根拠がない以上、この結論になるしかない。裁判で問うには適さない難しい問題だった」と指摘している。この訴訟では、不発弾処理の費用にかかる責任の所在はいまのままとなり、不発弾の撤去作業をした国（自衛隊、関連経費を一部負担した大阪府、約五百七十万円の自己負担をした土地所有者の三者が負担を分担しあう状況は司法の場では正されなかった。大屋教授は「不発弾処理負担については、裁判で白黒

つけるよりも何が社会的に公正なのか、立法や世論のなかで考えるべきだ」とも指摘している。

右を踏まえて、以下質問する。

一 現在、不発弾処理の費用負担についての国の制度は存在しているのか。存在しているとすればどの法令で定められているのか。

二 政府も、不発弾処理の費用は、「国民が等しく受忍すべき戦争損害」であり、自治体や国には特定の個人の利益を保護する役割はなく、「費用を負担しなかったのは裁量権の逸脱とは言えない」と認識しているのか。

三 過去の不発弾処理において、不適切な処理が行われ、物的、人的被害などが生じた事例を政府は把握しているのか。

四 不発弾処理は、専門的な知識を持った自衛隊員がまさに命がけで行うものと承知している。しかしながら、万が一、事故が生じた場合、周囲の家屋への物的被害や人的被害などが生じることも否定できない。このような観点からは不発弾処理の費用は「国民が等しく受忍すべき戦争損害」ととどまらないというべきであり、土地所有者の負担に帰するという現状は妥当なものとはいえないのではないか。政府の見解如何。

五 大屋教授の指摘するように、土地所有者が不発弾処理の費用負担をするのは、「国と市に支

払いを強制する法的根拠がないことに尽きるもので、「裁判で白黒つけるよりも何が社会的に公正なのか、立法や世論のなかで考えるべき」ではないのか。政府の見解如何。

六 前記五に関連して、不発弾処理の費用については、政府は公的負担ができるように法制度を見直し、対策指針を策定すべきではないか。政府の見解如何。

右質問する。

令和元年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出不発弾処理の費用負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出不発弾処理の費用負担に関する質問に対する答弁書

一、二及び四から六までについて

御指摘の「不発弾処理の費用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、不発弾等に関する対策については、国又は地方公共団体による費用の負担を義務付ける法律は存在しないところ、戦後処理の一環として国が責任を持つとともに、住民の安全確保の観点から地方公共団体においても責任を持つという考え方に基つき、地方公共団体が必要な経費を負担して実施する不発弾等の調査及び発掘については、政府は、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）附則第二条第一項第七号の規定に基づき、当該事業を行う地方公共団体にに対し、当該経費の二分の一以内に相当する額を不発弾等処理交付金として交付している。なお、沖縄県内の地方公共団体が必要な経費を負担して実施する不発弾等の調査及び発掘等については、不発弾等の処

理量が極めて多い等の特殊事情に鑑み、政府は、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)附則第五条の二の規定に基づき、当該事業を行う同県に対し、当該経費の十分の九以内に相当する額を不発弾等処理交付金として交付している。また、これらの交付に併せて、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十五条第一項の規定に基づく特別交付税に関する省令(昭和五十一年自治省令第三十五号)第四条第一項第一号の表第三十六号一及び第五条第一項第一号の表第四号の規定により特別交付税措置を講じているところである。

地方公共団体が実施する不発弾等を処理するための事業であつて不発弾等処理交付金を受けて実施するもの以外のものについては、同法第十五条第一項の規定に基づく同令第四条第一項第一号の表第三十六号二及び第五条第一項第一号の表第四号の規定により特別交付税措置を講じているところである。

今後とも、こうした枠組みに基づき、適切に対応してまいりたい。

三について
お尋ねの「過去の不発弾処理において、不適切な処理が行われ、物的、人的被害などが生じた事例」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

コンセツション事業の特徴と課題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月二十九日

吉田 忠智

参議院議長 山東 昭子殿

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号

コンセツション事業の特徴と課題に関する質問主意書

日本の様々な行政サービスにおいて、すでにコンセツション方式によるPFI事業(以下「コンセツション事業」という)が導入されているところ、昨年の水道法の改正を契機に、全国の自治行政のあり方が大きく変わろうとしている。コンセツション事業の特徴と課題について質問する。

一 コンセツション事業に関する基本的な知識の周知が、関係住民のみならず行政側、すなわち自治体の職員である公務員にも徹底されているとは言えない。コンセツション方式と委託等のこれまでの官民連携手法との違いも理解されていないなど、住民説明会や職員研修などが極めて不足していると思われる。改善すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 PFI事業のように、創造力を用いて企画立案を行い、収益性を追求しながら公共サービスを提供するという業務を、公務員はほとんど経験していない。こうした業務についての具体的な経験と知識を公務員が積み上げなければ、コンセツション事業を導入しても結局は民間企業に「丸投げする」、あるいは、「お任せする」しかないということになり、自治行政のあり方が歪められないか。政府の見解を示されたい。

三 コンセツション事業は、二十年から三十年という長いスパンで行う契約による事業であるという、かつてない特徴とそれゆえの課題を有している。

これまでのように、公務員が十年以上同じ職場で「長く勤務する」ということと、コンセツション事業を二十年から三十年という長いスパンで実施するということは、表面的には似ているが、性格や内容は全く異なる。関係住民にとつても、こうした長いスパンで行われるコンセツション事業において、住民の意思表示や自治への参加などが確保されるのか不明である。

こうしたコンセツション事業の特徴とそれゆえの課題について、あらためて政府による住民に対する丁寧な説明や公務員向けのマニュアルの作成が必要ではないか。

右質問する。

令和元年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員吉田忠智君提出コンセツション事業の特徴と課題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出コンセツション事業の特徴と課題に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

地方公共団体が、公共施設等の運営等をいわゆるコンセツションの方式を利用した民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業(以下「コンセツション事業」という)により行うための民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第五条第一項に規定する実施方針を定めるかどうかは、当該地方公共団体の判断に委ねられているところである。政府においては、コンセツション事業を解説した「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」(平成三十年十月十八日民間資金等活用事業推進会議決定)等を策定・公表し、地方公共団体、金融機関、民間事業者等の関係者が集い、ノウハウ習得、情報交換等を行う場であるPPP/PFI地域プラットフォーム、シンポジウム等様々な機会を捉え、住民、地方公共団体の職員等に対し、コンセツション事業の概要、特徴等を説明・周知するとともに、地方公

共団体に対して専門的知識を有する者を派遣し、必要な助言等を行う事業を毎年度実施する等の支援を継続的に行っているところ、引き続き、住民の理解の促進及び地方公共団体の職員の知識向上につながるよう取り組んでまいりたい。

アコヤ貝の大量斃死に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月二十九日

ながえ孝子

参議院議長 山東 昭子殿

アコヤ貝の大量斃死に関する質問主意書

本年八月初旬頃から、宇和海沿岸の愛媛県宇和島市及び愛南町の真珠養殖業者が養殖中のアコヤ貝が大量に死ぬ被害(以下「アコヤ貝の大量斃死」という)が発生している。アコヤ貝の大量斃死は九月に入っても続き、多いところでは、養殖中のアコヤ貝の八、九割が被害にあっている。以下、このアコヤ貝の大量斃死に関して質問する。

一 愛媛県漁業協同組合連合会などの調査では、九月末時点の推計で、死んだアコヤ貝は稚貝が二千二百三十万個、成長した母貝が四百六十九万個で、被害総額は約三億六千万円に上ることが明らかとなった。このほか、被害額は算出できていないが、真珠の核を挿入したアコヤ貝百十七万個にも影響が出た。

同様の被害は、愛媛県だけでなく三重県や長崎県などでも発生している。農林水産省として把握しているアコヤ貝の全国的な被害の状況を示されたい。

二 愛媛県は全国の真珠生産量の三十八%を占める全国第一位の真珠生産県であり、養殖に使う

母貝を他県の真珠養殖業者にも出荷している。このため、アコヤ貝の大量斃死が日本の真珠養殖業全体に与える影響は甚大な規模になると容易に推測される。

真珠は日本の誇る宝石であり、貴重な輸出資源でもある。その生産母体は、多くが過疎地域の小規模零細業者であり、基礎体力がないが、当該地域では「食べていける産業」として若い世代層に働く場を提供する大事な存在でもある。政府として、被害にあった真珠養殖業者をどのように救済し、支援していくのか示されたい。

三 アコヤ貝の大量斃死を受け、愛媛県では、予定されている真珠の核入れに間に合うかどうかは分からないものの、稚貝を新たに孵化させて母貝を確保しようとして対応している。しかし、もしアコヤ貝の大量斃死が今年だけの一過性のものでなく、来年も発生した場合、ただでさえ基礎体力の落ちている小規模零細業者は経営を続けていけず、廃業に追い込まれるところも多く出てくるのが容易に考えられる。農林水産省としては、アコヤ貝の大量斃死の発生原因をどのように認識しているのか、また、これからどのような対応策を講ずる予定であるのか示されたい。

右質問する。

令和元年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員ながえ孝子君提出アコヤ貝の大量斃死に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ながえ孝子君提出アコヤ貝の大量斃死に関する質問に対する答弁書

一について

農林水産省において把握している限りでは、

本年は三重県と愛媛県においてアコヤガイの大量へい死が発生しており、その後に残存したアコヤガイの量は、それぞれの漁業集落ごとに差があるものの、例年と比較して、三重県においては稚貝で二割から六割程度、母貝で五割から九割程度、愛媛県においては稚貝で二割から七割程度、母貝で五割から九割程度であった。他方、長崎県等の両県以外の主要な生産県においては、残存するアコヤガイの量は、おおむね例年並みとなっている。

二について

アコヤガイの養殖業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失については、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第七十八条第二項に規定する養殖共済又は同条第三項に規定する特定養殖共済による補填の対象となるものである。それぞれ、同法第二百二十四条又は第二百二十五条の十一の規定により、共済金が支払われることとなる。また、アコヤガイの新規購入に必要な資金や運転資金については、漁業近代化資金通法(昭和四十四年法律第五十二号)第二条第三項に規定する漁業近代化資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金等の利用が可能である。政府としては、これらの措置により、被害を受けた養殖業者の経営の安定を支援していく考えである。

三について

「アコヤ貝の大量斃死の発生原因をどのように認識しているのか」とのお尋ねについては、その原因として、海水温の上昇に養殖作業が対応できなかったことや成育状態が悪いアコヤガイを使用したこと等が指摘されているところであるが、現時点においては具体的に特定されておらず、政府としては、引き続き、試験研究機関等と連携して原因究明に取り組んでいく考え

である。また、「これからどのような対応策を講ずる予定であるのか」とのお尋ねについては、関係漁業協同組合連合会、関係地方公共団体、試験研究機関等により構成される真珠産業連携強化協議会への支援を通じて、最近の海洋環境の下でのアコヤガイの養殖管理における留意点について整理し、周知を図るとともに、健全なアコヤガイの確保のための仕組み作りに取り組んでいく考えである。

六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月三十日

参議院議長 山東 昭子殿

川田 龍平

六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問主意書

日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場及び日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の再処理廃止措置技術開発センター(以下「再処理工場」という。)に貯蔵されている高レベル放射性廃液(以下「高レベル廃液」という。)の冷却が止まると、旧ソ連キシュテム再処理施設の事故(以下「ウラル核惨事」という。)のような事態や、旧西ドイツ原子炉安全研究所が作成した再処理工場の重大事故評価に係る報告書(以下「IRS-290報告」という。)にある「国民の半数死亡」との事態が現実になる可能性がある。

原子力規制委員会設置法の目的を定める同法第一条には「原子力利用における事故の発生を常に

想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬ」とあり、また、同法第二十五条には「保有する情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならない」とある。二〇一八年十一月九日に私が提出した「六ヶ所再処理工場の新規制基準適合性審査に関する質問主意書(第百九十七回国会質問第二〇号)」に対する答弁書(内閣参質一九七第二〇号)は、同法第二十五条が原子力規制委員会に義務づけている情報公開や透明性が守られていない回答に終始していた。不都合な質問だからといって説明しないことこそ、重大事故への道ではないか。人々へ真実を知らせ一緒に考えることが重大事故を防ぐ道ではないか。

以上を踏まえ、私は第百九十八回国会において、我が国の原子力施設において人々を不幸に陥れる重大事故を二度と起こすことがないように、再処理工場に貯蔵されている大量の高レベル廃液の危険性の評価について質問主意書(第百九十八回国会質問第八一号)を提出したが、政府から十分な答弁が得られなかったため、改めて質問する。

一 IRS-290報告では「高レベル廃液貯槽事故で放出される放射性物質の割合」として、代表的な二十四元素について蒸発乾固後の溶融揮発による環境放出割合が示されている。

しかるに、本年一月二十八日に行われた第二百五十七回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合の資料二「蒸発乾固に係る評価の再整理」では、六ヶ所再処理工場の高レベル廃液に含まれる多種多様な放射性核種のうち、環境放出が評価されているものはルテニウムだけであり、IRS-290報告で環境放出評価の対象とされているストロンチウムやセシウム、アメリカシウム等の重要危険放射性元素

(核種)の環境放出評価が全く行われていないのはなぜか。

二 IRS-290 報告では、再処理工場の重大事故時に住民の受ける推定被ばく線量(放出点からの距離における決定臓器毎の被ばく線量)を評価しているが、両再処理工場について、重大事故時に住民の受ける推定被ばく線量を評価し、公開しないのはなぜか。

三 ウラル核惨事では、「高レベル廃液の貯槽が爆発を起こした。主な放射性物質はストロンチウム90であり、幅三十から五十キロメートル、長さ三百キロメートルにわたり汚染が起きた」旨が原子力百科事典「ATOMICA」に記述されている。ウラル核惨事は、国際原子力事象評価尺度(INES)でレベル6とされた。このような事故は、両再処理工場で絶対に起きないのか。起きないとする場合、その根拠を示されたい。また、両再処理工場において現に貯蔵されている高レベル廃液中の有機物の混入割合を示されたい。

四 本年三月二十日に行われた第六十七回原子力規制委員会の資料四「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」や前記一の「蒸発乾固に係る評価の再整理」を見ると、高レベル廃液の冷却が止まり、蒸発乾固後の水分の存在しない領域で出現する放射性物質の揮発、爆発、貯槽損傷といった危険の種類が挙げられているだけであり、どの高レベル廃液の貯槽も蒸発乾固後、あたかも自然に事故が収束するかのような申請書の文言そのままで、新規制基準適合性審査を終了しようとしている。これは、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第一条の三第二号で「液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固」が重大事故の一類型とされていることを根拠

に、新規制基準適合性審査においては蒸発乾固に係る評価さえ行えば足りると政府が考えているためと思われる。しかし、蒸発乾固に引き続いて起きる放射性物質の溶融、揮発、爆発、貯槽損傷こそが真の重大事故につながるものではないのか。高レベル廃液の危険性の判断を、蒸発乾固に係る評価のみで済ませ、溶融、揮発、爆発、貯槽損傷といった放射性物質の真の危険性を評価せず済ませることは、国民を重大事故から守るために設けられたはずの使用済燃料の再処理の事業に関する規則の看過できない不備と思われるが、この点についての見解を示されたい。

右質問する。

令和元年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員川田龍平君提出六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の重大事故評価と異なること等に関する質問に対する答弁書

一及び四について
お尋ねについては、先の答弁書(令和元年七月五日内閣参質一九八第八一号。以下「前回答弁書」という。)一及び四についてでお答えしたとおり、原子力規制委員会において、現在、日本原燃株式会社社の再処理事業所再処理施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)及び原子炉

等規制法の規定に基づく使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。)等に定める基準(以下「新規制基準」という。)に係る適合性審査を行っており、現時点でお答えすることは差し控えたい。なお、当該適合性審査においては、事業指定基準規則第二十八条第三項において「再処理施設は、重大事故が発生した場合において、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない」とされており、同項に定める「異常な水準の放出を防止することについては、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(平成二十五年十一月二十七日原子力規制委員会決定)において「放射性物質の放出量がセシウム百三十七換算で百テラベクレルを十分下回るものであって、かつ、実行可能な限り低いことをいう」とされているところであり、御指摘の「ルテニウムだけ」で放射性物質の放出量を評価しているものではない。

二について

「重大事故時に住民の受ける推定被ばく線量を評価し、公開しないのはなぜか」とのお尋ねについては、御指摘の「重大事故」が原子炉等規制法第四十四条の二第一項第二号に規定する「重大事故を意味するものであるか必ずしも明らかではないが、御指摘の「両再処理工場」のうち、「日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場」に関しては、一及び四について述べたとおり、再処理施設における「重大事故が発生した場合」の「異常な水準の放出を防止するために必要な措置」に係る適合性審査においては、「放射性物質の放出量」を評価することとされており、御指

摘のような被ばく線量の評価は求めていることによる。また、御指摘の「両再処理工場」のうち、「日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の再処理廃止措置技術開発センター」は、廃止措置がとられている段階にあるが、当該必要な措置に係る評価において同様の考え方をとっている。

三について

「ウラル核惨事」のような「事故は、両再処理工場で絶対に起きないのか」及び「起きないとする場合、その根拠を示されたい」とのお尋ねについては、日本原燃株式会社の再処理事業所再処理施設に関しては、一及び四について述べたとおり、現在、新規制基準に係る適合性審査を行っており、また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の核燃料サイクル工学研究所再処理施設に関しては、廃止措置段階にあり、原子力規制委員会において原子炉等規制法第五十条の五第三項において準用する原子炉等規制法第十二条の六第三項の廃止措置計画の変更の認可の申請に係る審査を行っているところであり、現時点でお答えすることは差し控えたい。

お尋ねの「両再処理工場において現に貯蔵されている高レベル廃液中の有機物の混入割合」については、前回答弁書三についてでお答えしたとおり、政府として承知していない。

シベリア抑留者の遺骨取り違えの隠ぺい問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月三十日

参議院議長 山東 昭子殿 鈴木 宗男

シベリア抑留者の遺骨取り違えの隠ぺい問題に関する質問主意書

シベリア抑留者の遺骨を取り違えていた疑いを厚生労働省が隠ぺいしていた問題について、本年九月十八日十七時四十二分に配信されたNHK NEWS WEBの報道を踏まえ、質問する。

一 前記の報道には、「NHKが入手した議事録には厚生労働省の幹部が少なくとも十年前からロシア側に遺骨を返還する必要性を認識していたことが記されています」とある。このNHKの報道は事実であるか。

二 シベリア抑留者の遺骨取り違えの隠ぺい問題を受けて、本年九月下旬に予定されていた日本の遺骨調査団の派遣がロシア側の意向で中止になったことについて、厚生労働省の担当者が、「あの報道さえなければ、いや、せめてもう少し遅ければ、沿海の慰霊事業は復活していたことでしょう。非常に残念であり、無念です。いや、私の「無念」などより、抑留者の遠藤さんの思いは、いかばかりでありましょうか。遠藤さんには、私の力及ばず、大変申し訳なく思います。どうぞ、よろしくお伝え下さい。以上、沿海地方における調査が中止となりましたこと、御報告申し上げます。関係の皆様には、本メールをそのまま転送していただいて構いません。」と関係団体にメールを送信したことは、事実であるか。

三 前記二のメールの送信が事実であるとするならば、メールを送信した者の官職、氏名を明らかにされたい。

四 政府の会議において、シベリア抑留者の遺骨を取り違えていた疑いについての議論が初めてなされたのは、いつか。

五 前記の報道によると、平成十九年の会議の議事録には、専門家から「日本人」と違うのだから返すことになるんですよ、日本が外国人の遺骨を持つてしまっているのではないかということになる、そのままこちらで処理していいものとは思えない」と指摘されたのに対し、厚生労働省の幹部が「恐ろしいんですよ、うれしくない発見です」、「これだけずらつとあるとギョツとする」、「最終的に残った遺骨をどうするのかの議論がうちとしても正直ちよつと考えなくてはいけない」、「正直、すみませんというので向こうに持ち帰るというのはなかなか」と説明した旨が記載されていたとされる。

また、平成二十一年及び平成二十九年の会議の議事録には、厚生労働省の幹部がロシア側への遺骨の返還の必要性について言及した旨の記載が見られ、さらに、本年六月の会議の議事録にも、専門家が「現場から日本人ではないものを持つてきていることをみんな分かっているのに、これはやはりお返ししないといけないのではないかと。私はずっと考えてきたことなのでその点を考えてほしい」と指摘した旨が記載されていたとされる。

厚生労働省の関係者は十年以上前からシベリア抑留者の遺骨を取り違えていた疑いを認識しておきながら、なぜ、放置していたのか明らかにされたい。

右質問する。

令和元年十一月十二日

参議院議長 内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員鈴木宗男君提出シベリア抑留者の遺骨取り違えの隠ぺい問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木宗男君提出シベリア抑留者の遺骨取り違えの隠ぺい問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「NHKが入手した議事録について承知していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、厚生労働省の「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議（以下「鑑定人会議」という。）において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されてから現在までの担当部署の認識及び対応については、現在、同省の「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に設置された「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」（以下「調査チーム」という。）において事実関係の調査及び評価が行われているところである。

二について

御指摘の「厚生労働省の担当者」が御指摘の内容のメールを一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会に送信したことは事実である。

三について

お尋ねの職員の官職及び氏名を明らかにすることは、業務に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

お尋ねの「政府の会議」及び「シベリア抑留者の遺骨を取り違えていた疑いについての議論」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年九月十九日に厚生労働省が公表した「これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について」において、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期が最も早い事例は、平成十七年五月に指摘された事例である。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されてから現在までの担当部署の認識及び対応については、一について述べたとおり、現在、調査チームにおいて事実関係の調査及び評価が行われているところである。

国務大臣等による大規模パーティーの定義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月三十日

参議院議長 山東 昭子殿 熊谷 裕人

国務大臣等による大規模パーティーの定義に関する質問主意書

「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成十三年一月六日閣議決定。以下「本規範」という。）では、「政治家であつて国務大臣等の公職にある者としての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信頼を確保する」ため、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官に関する規範を定める」としている。本規範では、「政治資金の調達を目的とするパーティーで、国民の疑惑を招きかねないような大規模なものの開催は自粛する」ことが明示されている。

平成十九年十一月十九日、参議院決算委員会では、町村信孝官房長官は、「大規模パーティーというのは歴代内閣では禁止を、禁止とか自粛をするということになっております。大体千人程度をめどにしてそれを考えている」とし、出席者数が千人以下のもので「大規模パーティー」に当たらないとの見解を示した。

令和元年十月二十八日、河野太郎防衛大臣は東京都内で政治資金パーティーを開き、主催者によると約八百人が参加したと承知している。

この政治資金パーティーについて、河野大臣は同月二十五日の記者会見で「千人以下だし、閑僚になる以前から続いているものを同じ程度で行うので問題ない」旨発言している。

右を踏まえて、以下質問する。

一 本規範でいう「政治資金の調達を目的とするパーティーで、国民の疑惑を招きかねないような大規模なもの」の定義を明らかにされたい。

二 本規範の趣旨を踏まえれば、「政治資金の調達を目的とするパーティーで、国民の疑惑を招きかねないような大規模なもの」であるか否かはそのパーティーの出席者数だけではなく、調達できた政治資金の多寡でも定義されるべきではないか。政府の見解を明らかにされたい。

三 本規範は、「政治家であつて国務大臣等の公職にある者としての清廉さを保持するために定められており、公職にない一人の「政治家」と「国務大臣等の公職にある者」とで明確な線引きをしている。河野大臣の「閑僚になる以前から続いているものを同じ程度で行うので問題ない」との発言は、本規範の趣旨に反するものであり、不適当ではないか。政府の見解如何。

四 前記三に関連して、本規範は、公職にない一人の「政治家」と「国務大臣等の公職にある者」とで明確な線引きをしており、「閑僚になる以前から続いている」パーティーを国務大臣等の公職にある者が「同じ程度で行う」から問題ないという河野大臣の判断は、必ずしも本規範から導き出せないのではないか。政府の見解如何。

五 河野大臣は前述の政治資金パーティーで、「私はよく地元で雨男と言われた。防衛相になって既に台風が三つ(来た)」との旨発言し、出席者の笑いを誘ったと承知している。自衛隊の災害派遣活動を紹介する文脈での発言である

令和元年十一月十五日 参議院会議録第四号 質問主意書及び答弁書

ものの、今秋の度重なる台風では多数の死者が出た、かつ、被災した家屋の復旧もままならず、被災者の方々の多くは途方に暮れている状態が継続している。本規範では「政治と行政への国民の信頼を確保する」とも定められているが、河野大臣のかかる発言は「政治と行政への国民の信頼」を自ら損なうものであり、不適切である。河野大臣は本発言を撤回し、改めて謝罪すべきではないか。河野大臣の見解如何。

右質問する。

令和元年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍、晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出国務大臣等による大規模パーティーの定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出国務大臣等による大規模パーティーの定義に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(平成十三年一月六日閣議決定。以下「大臣等規範」という。)は、公職にある者としての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信頼を確保する観点から、内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣、内閣官房副長官及び大臣政務官(以下「国務大臣等」という。)が自ら律すべき規範として定められたものである。

大臣等規範にいう「政治資金の調達を目的とするパーティーで、国民の疑惑を招きかねないような大規模なもの」に当たるか否かの具体的な基準が特に定められているものではないが、各国務大臣等が開催しようとする個別の政治資金パーティーがこれに当たるか否かについては、このような大臣等規範の趣旨を踏まえて、

各国務大臣等が適切に判断すべきものと考えている。

三及び四について

御指摘の令和元年十月二十八日の河野防衛大臣の政治資金パーティーは、これが大臣等規範にいう「国民の疑惑を招きかねないような大規模なもの」に当たるものではないという点について、同大臣が大臣等規範の趣旨を踏まえて適切に判断した結果として開催されたものであり、御指摘の同大臣の発言についても、このことを前提として述べたものである。このため、当該発言が大臣等規範の趣旨に反するなどの御指摘は当たらないと考えている。

五について

河野防衛大臣においては、御指摘の令和元年十月二十八日の政治資金パーティーにおける自らの発言について、度重なる自然災害により被害を受けた方々をはじめ、当該発言で不快な思いをされた方々に対し、これまで累次にわたり謝罪してきているところである。

なお、同大臣は、こうした自然災害の発生を受けて被災地に派遣され、被害を受けた方々に寄り添いながら、全力で業務に当たっている自衛隊員の努力と、こうした災害派遣中の自衛隊員の処遇改善の必要性を伝える趣旨で当該発言を述べたものである。

幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十月三十日

吉川 沙織

参議院議長 山東 昭子殿

幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する第三回質問主意書

私が令和元年十月四日に提出した「幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問主意書」(第二百回国会質問第二号)に対する答弁(内閣参質二〇〇第二号)及び同月十八日に提出した「幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する再質問主意書」(第二百回国会質問第三五号)に対する答弁(内閣参質二〇〇第三五号)を踏まえ、改めて質問する。

一 両内閣府令の誤りのある条文を引用する条例の改正の要否及び当該改正の期限並びに当該条例の効力及び当該条例を根拠として実施した幼児教育・保育の無償化の効力についてこれまで質問してきたが、誠実な答弁がない。内閣参質二〇〇第二号では「各地方公共団体においては、その取扱いについて適切に判断されるものと考えている。」としているが、具体的にどのような対応をとることが「適切」であると政府として考えているのかを明示した答弁は頑なにしようせず、甚だ遺憾である。

1 当該条例を両内閣府令の正誤措置の内容を反映する形で改正しないと、実質的な法規範の内容が法文に正確に表現されていない、齟齬のある状態が当該条例において継続することになるが、それでもなお当該改正をしないという対応を地方自治体とすることは、政府として「適切」であると考えるか、見解を明らかにされたい。

2 両内閣府令の誤りのある条文を引用する条例を制定し、いまだこれを改正していない地方自治体が存在するかどうかについて、内閣参質二〇〇第三五号では「今後、適切に把握してまいりたい。」と答弁している。当該地方自治体が存在すると確認された場合、政府と

して当該地方自治体に対してどのような対応をとる予定であるのか明らかにされたい。

3 施行後の法令において実質的な規範の内容と法文の表記との間に形式的な齟齬があった場合、当該齟齬について正誤措置するまでの間における当該法令及び当該法令を根拠として実施した施策は、必ずしも無効ではないと解される。この解釈は、本件における、当該条例の効力及び当該条例を根拠として実施した幼児教育・保育の無償化の効力についても妥当すると考えるか、政府の見解を示されたい。

二 本件が発生した原因について、内閣参質二〇〇第二号では「内閣府における両府令の作成過程において、十分な確認が行われなかったことにより生じたものと考えている」と答弁している。十分な確認が行われなかった理由としては、十分な確認をするための人員が不足していたこと、あるいは、両内閣府令の作成にかけられる時間的余裕がなかったことなどが考えられるが、政府として「十分な確認が行われなかった理由をどのように整理しているのか、明らかにされたい。あわせて、本件の発生及び当該理由を受けて講じた再発防止策を明らかにされたい。

右質問する。

令和元年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

質問主意書及び答弁書

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する第三回質問に対する答弁書

一の1及び3について

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第六号)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第八号)のうち令和元年八月三十日付け官報本紙第九十八号及び同年九月二十五日付け官報本紙第九十八号による官報正誤前の部分を引用して制定された条例(以下「本件条例」という。)については、各地方公共団体において、当該官報正誤を踏まえて、本件条例の取扱いについて適切に判断されるものと考えている。なお、地方公共団体からの相談があれば、適切に対応してまいりたい。

政府としては、内閣府において把握する本件条例の制定状況の結果を踏まえ、各地方公共団体に対して適切に判断していただけるよう必要な助言を行ってまいりたい。

二について
お尋ねの「理由」及び「再発防止策」については、内閣府令の制定過程における複数段階の確認作業が不十分だったこと等が考えられることから、内閣府内において、そのための実施体制の整備等を徹底したところである。

諸外国における水道分野へのコンセッション事業の導入等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月三十一日

吉田 忠智

参議院議長 山東 昭子殿

諸外国における水道分野へのコンセッション事業の導入等に関する質問主意書
二〇一八年に水道法が改正されたが、多くの外国ですでに水道分野でコンセッション方式によるPFI事業(以下「コンセッション事業」という。)が導入されている。しかし、フランスのパリ市の水道などでは、コンセッション事業化・民営化とは反対に「再公営化」が始まっているという報告もある。以下、その実態とこれに対する政府の見解を伺う。

一 諸外国における水道事業に關し、「再公営化」が進んでいる国及びその自治体の数とその特徴について、政府の把握しているところを示されたい。

二 諸外国での水道事業の「再公営化」について、日本政策投資銀行の地域企画部担当部長は、「よく「再公営化」と言われて例に出されるパリ市では、パリ市が百%出資している商工公社が業務を実施しており、正しくは「公社化」である」、「フランスの多くの自治体では、施設の整備は公共が担当し、維持管理・運営・料金徴収は民間企業が行うアフェルマージュ方式が採用されている」旨述べている。こうした見解についてどのように評価しているか、政府の見解を伺う。

三 水道分野にコンセッション事業を導入している主な外国における水道事業の財政状況について、政府の把握しているところを示されたい。

四 水道分野にコンセッション事業を導入している主な外国において水質等の安全性について問題はあったか、政府の把握しているところを示されたい。

五 水道分野にコンセッション事業を導入している主な外国における水道事業の落札事業者の状況、特に外国企業や外国資本がどのくらいの割合・数に達しているのかについて、その特徴と

傾向を明らかにされたい。また、水道分野にコンセッション事業を導入している主な外国において、水道事業に携わる自治体職員(公務員、非公務員を含む。)の数はどのように変化しているか。

右質問する。

令和元年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員吉田忠智君提出諸外国における水道分野へのコンセッション事業の導入等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出諸外国における水道分野へのコンセッション事業の導入等に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

御指摘の「再公営化」が進んでいる」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、海外の水道事業における民間活用については、その形態が多様であり、国により定義も異なっていると承知しているが、海外の水道事業の民間活用の状況について、政府として把握しているものは、令和元年九月三十日に厚生労働省が公表した「水道事業における官民連携に関する手引き(改訂版)」に示しているとおりである。

二について

御指摘の「見解」の内容について承知していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

お尋ねについては、政府としては把握していない。

〔参照〕

十月二十四日議長において、左のとおり議席を指定した。

一五五 浜田 聡君
十一月七日議長において、左のとおり議席を指定した。

一一二 上田 清司君
同日議長において、左のとおり議席を変更した。

一〇七 寺田 静君

一一三 平山 佐知子君

一五四 高良 鉄美君

一五五 嘉田 由紀子君

一五六 浜田 聡君

一五九 安達 澄君

一六〇 伊波 洋一君

一六一 ながえ 孝子君

一六二 渡辺 喜美君

十一月十四日議長において、左のとおり議席を変更した。

五一 森 まさこ君

九五 山本 順三君

九六 水落 敏栄君

九七 岡田 直樹君

一四一 松下 新平君

一四二 福岡 資麿君

一四三 藤末 健三君

一七九 石井 浩郎君

一八〇 山田 俊男君

一八一 古川 俊治君

一八八 佐藤 信秋君

一八九 佐藤 正久君

第百九十七回国会参議院会議録第十号(その二)
中正誤

六百二十一ページ三段十七行「平成三十年法律第 号」は、「(平成 年法律第 号)」の誤り。

六百七十三ページ一段十一行から十二行「平成三十年法律第 号」は、「(平成 年法律第 号)」の誤り。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 本号一部 四四〇円 四八四円)	